

川崎市上下水道局規程第12号

川崎市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局安全衛生管理規程（昭和61年川崎市水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

第14条中第4号を第12号とし、第3号の次に次の8号を加える。

- (4) 安全衛生に関する規程の作成に関すること。
- (5) リスクアセスメントの実施とその結果に基づく対策に関すること。
- (6) 安全衛生マネジメントシステムに関すること。
- (7) 化学物質に係る有害性調査とその結果に基づく対策に関すること。
- (8) 健康診断及びその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (9) 職員の健康保持増進に関すること。
- (10) 長時間にわたる労働による職員の健康障害防止に関すること。
- (11) メンタルヘルス対策に関すること。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第13号

川崎市水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市水道条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市水道条例施行規程（昭和33年川崎市水道局規程第3号）の一部を次のように改正する。

住 所
ふりがな
氏 名 印
電話番号
※ 所有者の届出について（注意事項） (1) 給水装置を新設する工事の完成後、申込者が所有者になる場合は届出は不要です。 (2) 原則として所有者の変更の届出がなければ、登録された情報の更新はいたしません。 所有者変更の届出は必ず行ってください。

を

住 所
ふりがな
氏名・名称及び代表者名
電話番号
※ 所有者の届出について（注意事項） (1) 給水装置を新設する工事の完成後、申込者が所有者になる場合は届出は不要です。 (2) 原則として所有者の変更の届出がなければ、登録された情報の更新はいたしません。 所有者変更の届出は必ず行ってください。

に、

「	事業者名	印	」
---	------	---	---

を

「	事業者名		」
---	------	--	---

に改め、「、押印」を削る。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式 (第4条関係)

押印欄

給水装置工事施行承認申込者変更届

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

川崎市水道条例施行規程第4条の規定に基づき、次のとおり給水装置工事施行承認申込者の変更について届け出ます。

また、私(申込者)は、この工事の申込みについて川崎市水道条例及び川崎市水道条例施行規程を契約の内容とすることに合意するとともに、下記の工事施行者に工事の申込手続きに関する事項を委任します。

給水装置工事 申 込 者	変更後	住 所	
		<small>ふりがな</small> 氏名・名称及び代表者名	
		----- 自署できない場合は記名押印してください	
	電話番号		
	変更前	氏名・名称及び代表者名	
変 更 理 由	-----		
給水装置場所	区		
工 事 施 行 者			
工事受付年月日	年 月 日	工事受付番号	第 号
備考			受付

注 太線の中だけ記入してください。

第3号様式及び第4号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

住 所		
氏 名		
電話番号	()	

」

を

「

給水装置工事申込者		
住 所		
氏名・名称及び代表者名		
電 話 番 号	()	

」

に改める。

第5号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

工事承認申込者		
住 所		
氏 名		
電 話 番 号		

」

を

「

給水装置工事申込者		
住 所		
氏名・名称及び代表者名		
電 話 番 号	()	

」

に改める。

第6号様式中

「

住 所 _____
 氏 名 _____ ㊞
 電話番号 _____

を

「

住 所
 氏名・名称及び代表者名
 電 話 番 号

に改める。

第8号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

指定工事業者に
 修繕を依頼した人
 (使用者・所有者等)

住 所 -----
 氏 名 -----
 電話番号 ----- () -----

を

「

指定工事業者に
 修繕を依頼した人
 (使用者・所有者等)

住 所 -----
 氏名・名称及び代表者名 -----
 電 話 番 号 ----- () -----

に改める。

第9号様式を次のように改める。

第10号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

住 所 -----

氏 名 ----- 印

電話番号 ----- () -----

」

を

「

住 所 -----

氏名・名称及び代表者名 -----

電 話 番 号 ----- () -----

」

に改める。

第12号様式(表)及び第14号様式中「あて先」を「宛先」に改
⑩」を削る。

第15号様式中「⑩」を削る。

第16号様式及び第17号様式中「あて先」を「宛先」に改め、
削る。

第18号様式(表)中「あて先」を「宛先」に、

「

申請者

住 所

氏 名 ⑩

電話番号

」

を

「

給水装置工事申込者

住 所 _____

氏名・名称及び代表者名 _____

電 話 番 号 _____ () _____

」

に改め、同様式（裏）中「申請者」を「給水装置工事申込者」に改める。

第19号様式、第22号様式及び第23号様式（表）中「あて先」を「宛先」に改め、「」を削る。

第24号様式中「」を削り、

「

<input type="checkbox"/> 第1配水工事事務所	<input type="checkbox"/> 中部サービスセンター
<input type="checkbox"/> 第2配水工事事務所	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 第3配水工事事務所	

」

を

「

」

に改める。

第33号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 番 号 _____ () _____

」

を

「

給水装置工事申込者

住 所

氏名・名称及び代表者名

電 話 番 号 ()

」

に改め、「2 申請書の印は、給水装置工事施行承認申
込書の印と同一のものを使用してください。」を削り、
「3 納期限の延期」を「2 納期限の延期」に、「4
完成検査」を「3 完成検査」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の川崎市水道条例施行規程の
規定により調製した帳票で現に残存するものについて
は、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続き使
用することができる。

川崎市上下水道局規程第14号

川崎市上下水道局賠償責任職員の指定等に関する規程
の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局賠償責任職員の指定等に

関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局賠償責任職員の指定等に関する規程
(昭和41年川崎市水道局規程第27号)の一部を次のよう
に改正する。

第4条中「経営管理部長」を「総務部長」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第15号

川崎市下水道暗渠等の使用に関する規程の一部を改正
する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市下水道暗渠等の使用に関する規程の

一部を改正する規程

川崎市下水道暗渠等の使用に関する規程(平成22年川
崎市水道局規程第63号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「押印欄」を「決裁欄」に、「あて先」
を「宛先」に、

「

名称 _____

代表者氏名 _____ 印

」

を

「

名称 _____

代表者氏名 _____

」

に改める。

第3号様式、第4号様式及び第6号様式中「あて先」
を「宛先」に改め、「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の川崎市下水道暗渠(きよ)
等の使用に関する規程の規定により調製した帳票で現
に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を
訂正した上、引き続き使用することができる。

川崎市上下水道局規程第16号

川崎市浸水低地改良資金貸付条例施行規程の一部を改
正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市浸水低地改良資金貸付条例施行規程

の一部を改正する規程

川崎市浸水低地改良資金貸付条例施行規程（平成22年川崎市水道局規程第61号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「上下水道局総務部長」を「上下水道局担当理事」に改める。

第5条中第12号を第13号とし、第1号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 上下水道局総務部長

第1号様式中「あて先」を「宛先」に、

「
氏名.....印
」

を
「
氏名.....
」

に改める。

第4号様式及び第5号様式中「押印欄」を「決裁欄」に、「あて先」を「宛先」に、

「
氏名.....印
」

を
「
氏名.....
」

に改める。

第6号様式中「押印欄」を「決裁欄」に、「あて先」を「宛先」に、

「
氏名.....印
」

を
「
氏名.....
」

に、

「
※調査員.....印
」

を
「
※調査員.....
」

に改める。

第8号様式中「押印欄」を「決裁欄」に、「あて先」

を「宛先」に、
「
氏名.....印
電話 () -
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
」

を
「
氏名.....
電話 () -
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
」

に改、
附 則

に、「(施行期日)は不要」を「てください。」に、

1「この担保は 令和3年4月1日から施行する。
(氏名.....印)」

2 この規程による改正前の川崎市浸水低地改良資金貸付条例施行規程の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した氏名.....る。」

川崎市上下水道局規程第17号

川崎市水洗便所設備費助成に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市水洗便所設備費助成に関する条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市水洗便所設備費助成に関する条例施行規程（平成22年川崎市水道局規程第60号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「押印欄」を「決裁欄」に、
に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規程による改正前の川崎市水洗便所設備費助成に関する条例施行規程の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続き使用することができる。

川崎市上下水道局規程第18号

川崎市下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市下水道条例施行規程（平成22年川崎市水道局規程第59号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出しを「(地下水等の排出汚水量の認定)」に改め、同条中「もののうち、井戸汚水等の排出量」を「排出汚水量」に改め、同条第1号中「使用される井戸」を「使用される水」に改め、「当該井戸による」を削り、同条第2号中「井戸が」を「水が」に改め、「当該井戸による」を削り、同条第3号中「使用される井戸」を「使用される水」に改め、「当該井戸による」を削り、同条第4号中「のある井戸について」を「がある場合」に改め、「当該井戸による」を削る。

第18条中「申告書は」の次に「、別に定めるもののほ

か」を加える。

第20条第1項中「使用者」の次に「若しくは使用者と同一の世帯に属する者」を加え、同条第3項中「の規定により、」を「第1号又は第2号の規定により」に、「又は」を「を、同項第3号又は第4号の規定により使用料の減免を受けようとする者は」に改める。

様式目次中11(1)及び11(2)の項を削り、「11(3)」を「11」に改める。

第1号様式(1)1枚目中

「 氏 名 _____ 印
電 話 () — _____ 」

を

「 氏 名 _____
電 話 () - _____ 」

に、

「 建物所有者の承諾 (申請者と同一の場合は押印不要)
住 所 _____
都 道 _____
府 県 _____ 市 _____ 」

を

「 建物所有者の承諾 (申請者と同一の場合は氏名のみ記入してください。)
住 所 _____
都 道 _____
府 県 _____ 市 _____ 」

に、

「 氏 名 (フリガナ)

印 _____ 」

を

「 氏 名 (フリガナ)

_____ 」

に、

「 代表者氏名 _____ 氏 名 _____
印 _____ 印 _____ 」

を

「

代表者氏名 _____	氏 名 _____
----------------	--------------

に改める。

第1号様式(2)中「あて先」を「宛先」に、

「 氏名 TEL () 印 番 」

を

「 氏名 TEL () 番 」

に、

「 TEL () 番 印 氏名 印 氏名 印 」
--

を

「 TEL () 番 氏名 氏名 」

に改め、同様式裏中「印」を削る。

第2号様式中「あて先」を「宛先」に、

「 代表者名 業 種 電話() 印 _____ 印 」

を

「 代表者名 業 種 電話()	

	」

に、

「 _____	印
電話()	

	」

を

「 _____	
電話()	

	」

に改める。

第3号様式(1)1枚目中

「 氏 名 _____	印
電 話 () —	
	」

を

「 氏 名 _____	
電 話 () —	
	」

に、

「 代表者氏名 _____		氏 名 _____
	印	印
		」

を

に改める。

第3号様式(2)中「あて先」を「宛先」に、

「(代表者)氏名 () 印
TEL () 番」

を

「(代表者)氏名 () 番
TEL () 番」

に、

「印
印」

を

「」

に改める。

第4号様式中「あて先」を「宛先」に、

「商号又は名称 印
代表者名」

を

「商号又は名称
代表者名」

に改める。

第7号様式(1)を次のように改める。

第7号様式

公共下水道（一般下水道）使用開始・休止・廃止届

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者 年 月 日

使用者 住所

氏名

連絡先

(法人にあつては法人名及び代表者名)

次のとおり届け出ます。

水道番号	
設置場所	市 区
開始・休止・廃止年月日	年 月 日
排水の種別	水道水・工業用水・地下水・雨水再利用水・その他〔 〕
【休止の場合】 再開予定日を記入してください。 【廃止の場合】 廃止理由を記入してください。	

第7号様式(2)を削る。

第8号様式中「あて先」を「宛先」に、

「住所
氏名
印
」

を

「住所
氏名
」

に改める。

第10号様式を次のように改める。

第10号様式

排出汚水量認定申告書

(年 月使用分)

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

申告者(使用者)

住 所

氏 名

(法人にあつては法人名及び代表者名)

水道番号		水道の 検針※ ¹	<input type="checkbox"/> 毎月 1日	<input type="checkbox"/> 奇数月 ___日	<input type="checkbox"/> 偶数月 ___日			
使用場所 <small>※申告者住所と異なる 場合のみ記入</small>	区 (ビル名等)							
電話番号・E-mail <small>※法人は担当者の所 属・氏名も記入</small>								
申告の代理人 <small>※申告の委任を受 けている場合のみ 記入</small>	住所		電話番号					
	氏名 (法人にあつては法人名及び代表者名)		担当所属： 担当者： E-mail：					
私設メーター 検針日	前回検針日			今回検針日				
	年 月 日			年 月 日				
給・排水系統の 名称等	使用 水種	下水道に 流れる/ 流れない	製造会社	メーター番号 (製造番号)	有効期限	前回指針	今回指針※ ²	水量 (m ³) ※ ³
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

第11号様式(1)及び第11号様式(2)を削る。

第11号様式(3)中「あて先」を「宛先」に、

「住所
氏名
印
」

を

「住所
氏名
」

に、

「

	資格 等の 確認 印	受付	処理	喪失 印 (理由)
--	---------------------	----	----	-----------------

」

を

「

	資格 等の 確認	受付	処理	喪失 (理由)
--	----------------	----	----	------------

」

に改め、同様式を第11号様式とする。

第12号様式及び第14号様式中

「住所
氏名
印
」

を

「住所
氏名
」

に改める。

第15号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

住所
氏名

印

」

を

「住所
氏名

」

に改める。

第17号様式中「あて先」を「宛先」に、

「住所
氏名

印

」

を

「住所
氏名

」

に改める。

第19号様式中「あて先」を「宛先」に、

「住所
氏名

印

」

を

「住所
氏名

」

に改める。

第20号様式及び第22号様式から第25号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に、

「住所
氏名

印

」

を

「住所
氏名

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の川崎市下水道条例施行規程の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市上下水道局規程第19号

川崎市入江崎余熱利用プール条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市入江崎余熱利用プール条例施行規程
の一部を改正する規程

川崎市入江崎余熱利用プール条例施行規程（平成22年川崎市水道局規程第62号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第1号様式中

「

調査員

印

」

を

「

調査員

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の川崎市入江崎余熱利用プール条例施行規程の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続き使用することができる。

川崎市上下水道局規程第20号

川崎市上下水道局企業職員の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局企業職員の標準的な職を
定める規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の標準的な職を定める規程
(平成28年川崎市上下水道局規程第17号)の一部を次の
ように改正する。

別表中「担当部長」の次に「、部に相当する室の長」
を加える。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第21号

川崎市上下水道局企業職員の条件付採用期間における
勤務評定に関する規程の一部を改正する規程を次のよう
に定める。

令和3年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局企業職員の条件付採用期
間における勤務評定に関する規程の一部を
改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の条件付採用期間における
勤務評定に関する規程(平成18年水道局規程第28号)の
一部を次のように改正する。

別記様式(1)及び別記様式(2)中「印」を削る。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第22号

川崎市上下水道局企業職員の職名等に関する規程の一
部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局企業職員の職名等に関す
る規程

川崎市上下水道局企業職員の職名等に関する規程(平
成22年3月31日水道局規程第57号)の一部を次のように
改正する。

第3条中「部」の次に「、室」を加える。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第23号

川崎市上下水道事業管理者職務代理規程の一部を改正
する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道事業管理者職務代理規程の
一部を改正する規程

川崎市上下水道事業管理者職務代理規程(平成22年水
道局規程第57号)の一部を次のように改正する。

本則中「その」を「その順に従い」に改め、
「総務部長」
を

「担当理事

総務部長」

に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第24号

川崎市上下水道局企業職員の通勤手当支給規程の一部
を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局企業職員の通勤手当支給
規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の通勤手当支給規程(昭和
34年川崎市水道部規程第1号)の一部を次のように改正
する。

第12条の2第1項第3号中「であって、これらの期間
が2以上の月にわたることとなるとき。」を「(これらの
期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務
に復帰することとなる場合を除く。第12条の4第2項に
おいて「派遣等となった場合」という。)に改める。

第12条の4第2項中「第12条の2第1項第3号に掲げ
る事由に該当したとき(次項に規定する場合に該当して
いるときを除く。)の」を「月の中途において派遣等と
なった場合(次項に規定する場合に該当しているときを
除く。)には、」に改める。

別記様式中

「

氏 名
印

」

を

「

氏 名

」

に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第25号

川崎市上下水道局請負工事検査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局請負工事検査規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局請負工事検査規程（昭和47年川崎市水道局規程第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「経営管理部担当部長」を「総務部担当部長」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第26号

川崎市上下水道局契約審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局契約審査委員会規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局契約審査委員会規程（昭和41年川崎市水道局規程第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「あてる」を「充てる」に改める。

第3条第1項第1号中「経営管理部担当部長」を「総務部担当部長」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第27号

川崎市上下水道局軽易工事執行の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局軽易工事執行の特例を定める規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局軽易工事執行の特例を定める規程（平成22年水道局規程第55号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第28号

川崎市上下水道局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局契約規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局契約規程（昭和41年川崎市水道局規程第28号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項ただし書を削る。

第22条第4項を削る。

第8号様式工事請負単価契約約款第29条第2項中「請負金額」を「支払済金額」に改める。

第8号様式工事請負単価契約約款第32条第1項、第3項及び第4項（注）中「請負金額」を「支払済金額」に改める。

第12号様式中

「
住 所
商号又は名称
代表者名 _____ 印
」

を

「
住 所
商号又は名称
代表者名 _____
」

に改める。

第13号様式を次のように改める。

現場代理人・主任技術者等設置(変更)届			
(宛先)川崎市上下水道事業管理者		年 月 日	
		受注者 住 所 _____ 商号又は名称 _____ 代表者職氏名 _____ 電 話 番 号 _____	
次のとおり設置(変更)したので、必要書類を添えて届け出ます。			
工 事 名			
契 約 番 号			
履 行 場 所			
請 負 金 額			
現場代理人	住 所		
	氏 名		
	連 絡 先		
	※兼任している工事がある場合は、次の欄に必要な事項を記載してください。		
	兼 任 工 事 名		
	契 約 番 号		
請 負 金 額			
主任技術者等	住 所		
	氏 名		
	連 絡 先		
	専任・非専任の別	専任 ・ 非専任	
	主任技術者		
	資 格 要 件	建設業法第7条第2号 イ ・ ロ ・ ハ	
	監理技術者		
	交 付 番 号	第 _____ 号	
	講 習 修 了 証 番 号	第 _____ 号	
	監理技術者補佐		
	交 付 番 号	第 _____ 号	
一級第一次検定合格証明書番号	第 _____ 号		
配水管工	氏 名		受講証番号 第 _____ 号
	氏 名		受講証番号 第 _____ 号
	氏 名		受講証番号 第 _____ 号
	氏 名		受講証番号 第 _____ 号
	氏 名		受講証番号 第 _____ 号

注1 落札決定までに提出した配置予定技術者届の写しを添付してください。

2 共同企業体代表者以外の構成員の技術者を通知する場合その他複数の技術者を通知する場合は、この様式を複写して使用してください。

3 「監理技術者補佐」欄は、監理技術者の資格を有する者にあつては「交付番号」欄に、監理技術者の資格を有さない者にあつては「一級第一次検定合格証明書番号」欄に番号を記載してください。

第14号様式中「印」を削る。

第16号様式物件単価契約約款第12条の4第1項中「契約金額」を「支払済金額」に改める。

第16号様式物件単価契約約款第13条第1項及び第4項中「契約金額」を「支払済金額」に改める。

第19号様式委託単価契約約款第22条の4第1項中「契約金額」を「支払済金額」に改める。

第19号様式委託単価契約約款第25条第1項及び第4項中「契約金額」を「支払済金額」に改める。

第23号様式中

「

住 所
商号又は名称
代表者名 _____ 印

」

を

「

住 所
商号又は名称
代表者名 _____

」

に改める。

第24号様式及び第25号様式中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規程第8号様式、第16号様式及び第19号様式の規定は、この規程の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引を行った契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

川崎市上下水道局規程第29号

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程（昭和38年川崎市水道局規程第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第30号

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年川崎市水道部規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第17条の2関係）

職	区分
担当理事	1種
経営戦略・危機管理室長 総務部長	2種
部長（2種の部長を除く。） 担当部長（財務担当） 第1配水工事事務所長 水管理センター所長 長沢浄水場長 下水道事務所の所長 担当部長（下水道施設担当）	3種
担当部長（3種の担当部長を除く。）	4種
経営戦略・危機管理室の経営戦略・企画調整担当の担当課長 庶務課長	5種
課長（5種の課長を除く。） 所長（3種の所長を除く。） 場長（3種の場長を除く。） 経営戦略・危機管理室の行政改革推進担当の担当課長 経営戦略・危機管理室の国際事業推進担当の担当課長 経営戦略・危機管理室の危機管理担当の担当課長 財務課の下水道財務担当の担当課長 担当課長（下水道使用料担当） 担当課長（施設維持担当）	6種
担当課長（6種の担当課長を除く。）	7種

第1号様式中

「

押	印	欄	押	印	欄
---	---	---	---	---	---

」

を

「

確	認	欄	確	認	欄
---	---	---	---	---	---

」

に、

「

フリガナ
氏 名
印

」

を

「

フリガナ
氏名

」

に改める。

第2号様式中

「

所属決裁日 年 月 日	→ 職員課
押印欄	押印欄

」

を

「

所属決裁日 年 月 日	→ 給与担当課
確認欄	確認欄

」

に、

「

氏名
印

」

を

「

氏名

」

に改める。

第3号様式中

「

押印欄	押印欄
-----	-----

」

を

「

決裁欄	決裁欄
-----	-----

」

に改める。

第4号様式中

「

係長	命令者	受命者
----	-----	-----

」

を

「

係長の 確認	命令者の 確認	受命者の 確認
-----------	------------	------------

」

に、「命令者承認印」を「命令者確認」に、「確認印」を「確認」に改める。

第5号様式中「印」を削る。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第31号

川崎市上下水道局企業職員研修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局企業職員研修規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員研修規程（平成元年水道局規程第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

「

部	課・所	係
---	-----	---

」

を

「

所属名

」

に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川

崎市上下水道局規程第32号

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程（昭和46年川崎市水道局規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

庶務課	課長
労務課	課長
情報管理課	課長
経営企画課	課長

」

を

「

経営戦略・危機管理室	室長
庶務課	課長
労務課	課長
情報管理課	課長

」

に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第33号

川崎市上下水道局公舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局公舎管理規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局公舎管理規程（昭和43年川崎市水道局規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表中等々力管理公舎の項を削る。

第1号様式中

「 所属 _____ 部 _____ 課 _____ 係
職名 _____ 氏名 _____ 印

を

「 所属 _____ 部 _____ 課 _____ 係
職名 _____ 職員コード _____
氏名 _____

に改める。

第2号様式中「印」を削る。

第3号様式及び4号様式中

「 所属 _____ 部 _____ 課 _____ 係
職名 _____ 氏名 _____ 印

を

「
所属_____部_____課_____係
職名_____職員コード_____
氏名_____

」

に改める。

第5号様式中「印」を削る。

第7号様式中

「
公舎名_____公舎_____号
所属_____部_____課_____係
職名_____氏名_____印

」

を

「
公舎名_____公舎_____号
所属_____部_____課_____係
職名_____職員コード_____
氏名_____

」

に改める。

第8号様式中「印」を削る。

第9号様式中

「
公舎名_____公舎_____号
所属_____部_____課_____係
職名_____氏名_____印

を
「
 公舎名_____公舎_____号
 所属_____部_____課_____係
 職名_____職員コード_____
 氏名_____」

に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

上下水道局告示

川崎市上下水道局告示第14号

川崎市排水設備指定工事店の更新について
川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第9条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和3年3月16日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指定有効期間

令和3年5月1日から

令和8年4月30日まで

2 指定工事店

指定番号 443

商号又は名称 有限会社佐野工業所

営業所所在地 横浜市瀬谷区阿久和西1丁目11番地8

代表者氏名 佐野 清

指定番号 830

商号又は名称 株式会社東洋社

営業所所在地 横浜市都筑区川向町1288番地5

代表者氏名 阿萬 太

指定番号 231

商号又は名称 有限会社大進設備

営業所所在地 川崎市麻生区東百合丘4丁目11番13号

代表者氏名 山田 有紀

指定番号 654

商号又は名称 鹿島環境設備株式会社

営業所所在地 川崎市中原区下小田中6丁目9番33号

代表者氏名 古谷 和弘

指定番号 15

商号又は名称 株式会社碓井設備

営業所所在地 川崎市川崎区宮前町8番39号

代表者氏名 今井 康夫

指定番号 1002

商号又は名称 株式会社由貴工務店

営業所所在地 川崎市川崎区浜町4-16-8

代表者氏名 小林 晃一

指定番号 34

商号又は名称 本田工業株式会社

営業所所在地 川崎市幸区小向町3番15号

代表者氏名 本田 耕貴

指定番号 1001

商号又は名称 株式会社葵

営業所所在地 神奈川県横須賀市ハイランド3丁目19番13号

代表者氏名 山田 輝夫

指定番号 273

商号又は名称 株式会社ミカセ

営業所所在地 川崎市中原区中丸子267番地3

代表者氏名 松井 保夫

指定番号 175

商号又は名称 株式会社首都圏施設サービス

営業所所在地 川崎市麻生区五力田3丁目6番地3号

代表者氏名 川田 操

指定番号 451

商号又は名称 高田設備株式会社

営業所所在地 川崎市麻生区細山7丁目11番26号

代表者氏名 高田 隆士

指定番号 255

商号又は名称 株式会社鶴川設備工業川崎営業所

営業所所在地 川崎市麻生区上麻生7-13-1-508

代表者氏名 小野沢 政巳

指定番号 8

商号又は名称 有限会社杉下工務店

営業所所在地 川崎市川崎区伊勢町20番9号

代表者氏名 杉下 昌之

指定番号 110

商号又は名称 株式会社吉浜工業所

営業所所在地 川崎市川崎区中島2丁目13番1号

代表者氏名 吉濱 喜一

指定番号 994

商号又は名称 有限会社新井設備事務所

営業所所在地 川崎市中原区今井西町17番5-402号レシオン武蔵小杉B棟

代表者氏名 新井 康哲

指定番号 993

商号又は名称 株式会社おの上工業

営業所所在地 横浜市緑区中山6丁目2番40号

代表者氏名 尾上 大輔

指定番号 4

商号又は名称 株式会社協和日成神奈川支店

営業所所在地 川崎市高津区末長4丁目7番8号

代表者氏名 川野 茂

指定番号 56

商号又は名称 株式会社三興水道商会

営業所所在地 川崎市中原区新丸子町716番地

代表者氏名 高橋 洋之

指定番号 829

商号又は名称 有限会社サンコー設備
 営業所所在地 横浜市瀬谷区南台1丁目8番地の1
 代表者氏名 小林 雄一
 指 定 番 号 1003
 商号又は名称 株式会社ジェス
 営業所所在地 横浜市緑区長津田町2966番地
 代表者氏名 宇都木 勉

川崎市上下水道局告示第15号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
 の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和3年3月22日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第1766号
 氏名又は名称 有限会社江原設備工業
 住 所 横浜市金沢区富岡東6丁目19番15号
 代表者氏名 江原 努
 指定年月日 令和3年4月1日
 有 効 期 限 令和8年3月31日
- 2 指 定 番 号 第1767号
 氏名又は名称 有限会社下恩田商事設備社
 住 所 横浜市青葉区田奈町46番地6
 代表者氏名 若林 晃
 指定年月日 令和3年4月1日
 有 効 期 限 令和8年3月31日
- 3 指 定 番 号 第1768号
 氏名又は名称 株式会社アクアプロテック
 住 所 横浜市都筑区牛久保3丁目21番19号
 代表者氏名 山本 一記
 指定年月日 令和3年4月1日
 有 効 期 限 令和8年3月31日
- 4 指 定 番 号 第1769号
 氏名又は名称 株式会社ニフティ
 住 所 横浜市緑区中山3丁目5番17号
 代表者氏名 佐々木 真人
 指定年月日 令和3年4月1日
 有 効 期 限 令和8年3月31日
- 5 指 定 番 号 第1770号
 氏名又は名称 アトム設備株式会社
 住 所 神奈川県藤沢市湘南台5丁目31番31号
 代表者氏名 木村 英司
 指定年月日 令和3年4月1日

- 有 効 期 限 令和8年3月31日
- 6 指 定 番 号 第1771号
 氏名又は名称 成田興業
 住 所 横浜市戸塚区原宿2丁目10番12号
 代表者氏名 成田 尚司
 指定年月日 令和3年4月1日
 有 効 期 限 令和8年3月31日
 - 7 指 定 番 号 第1772号
 氏名又は名称 株式会社丸和
 住 所 川崎市多摩区宿河原6丁目34番7号
 カサグランデMOTOKI 106号室
 代表者氏名 西山 飛鳥
 指定年月日 令和3年4月1日
 有 効 期 限 令和8年3月31日

川崎市上下水道局告示第16号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
 の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

令和3年3月22日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第344号
 氏名又は名称 有限会社片柳設備
 住 所 (新) 川崎区浅田1丁目3番9号
 (旧) 川崎区浅田2丁目17番3号
 代表者氏名 阪下 桂次
 変更年月日 令和2年4月1日
- 2 指 定 番 号 第520号
 氏名又は名称 (新) 積和建設東京株式会社 西東京事業所
 (旧) 積和建設東京株式会社
 住 所 (新) 東京都町田市下小山田町2720番地4
 (旧) 埼玉県戸田市大字新曾1760番地の2
 代表者氏名 西中 道生
 変更年月日 令和3年2月1日
- 3 指 定 番 号 第943号
 氏名又は名称 株式会社ミズモリ
 住 所 (新) 川崎市多摩区菅稲田堤2丁目3番8号
 (旧) 川崎市多摩区菅野戸呂8番7号
 代表者氏名 梅田 希世志
 変更年月日 令和3年2月1日

- 4 指 定 番 号 第1173号
氏名又は名称 株式会社カンパイ
住 所 (新) 横浜市神奈川区三枚町248番地6
(旧) 横浜市北区鳥山町1030番地
代表者氏名 桑原 正幸
変 更 年 月 日 令和2年5月3日
- 5 指 定 番 号 第1613号
氏名又は名称 株式会社クリーンライフ
住 所 (新) 大阪府吹田市広芝町6番10号
(旧) 大阪府吹田市江の木町5丁目24番701号フェスタ江坂
代表者氏名 元村 祐次
変 更 年 月 日 令和3年2月1日
- 6 指 定 番 号 第1632号
氏名又は名称 (新) 株式会社三協
(旧) 株式会社三協
住 所 横浜市西区平沼2丁目7番23号
代表者氏名 石井 康雄
変 更 年 月 日 令和3年2月12日

川崎市上下水道局告示第17号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第6条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止を行いましたので告示します。

令和3年3月22日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第97号
氏名又は名称 高岸建設工業株式会社
住 所 川崎市川崎区渡田山王町8番10号
代表者氏名 高岸 恒久
廃 止 年 月 日 令和3年3月30日
- 2 指 定 番 号 第571号
氏名又は名称 株式会社瀬谷
住 所 川崎市宮前区野川2297番地7
代表者氏名 瀬谷 定光
廃 止 年 月 日 令和3年2月28日
- 3 指 定 番 号 第617号
氏名又は名称 積和建設西東京株式会社
住 所 東京都町田市下小山田町2720番地4
代表者氏名 山田 孝司
廃 止 年 月 日 令和3年1月31日

川崎市上下水道局告示第18号

川崎市排水設備指定工事店の更新について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第9条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和3年3月23日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指定有効期間
令和3年5月1日から
令和8年4月30日まで
- 2 指定工事店
指 定 番 号 1
商号又は名称 猪瀬建設株式会社
営業所所在地 川崎市川崎区追分町1番13号
代表者氏名 猪瀬 雅彦
指 定 番 号 22
商号又は名称 株式会社橋設備工業所
営業所所在地 横浜市鶴見区向井町3丁目78番地の8
代表者氏名 荒井 敬仁
指 定 番 号 995
商号又は名称 有限会社信設計事務所
営業所所在地 横浜市戸塚区深谷町1252-13ドリームハイツ3号棟210
代表者氏名 田原 潔
指 定 番 号 998
商号又は名称 株式会社MARUZEN
営業所所在地 川崎市高津区子母口510番地5
代表者氏名 太田 勝也
指 定 番 号 996
商号又は名称 株式会社ミズモリ
営業所所在地 川崎市多摩区菅稲田堤2丁目3番8号
代表者氏名 梅田 希世志
指 定 番 号 24
商号又は名称 株式会社折原設備工務店
営業所所在地 川崎市川崎区小田3丁目9番5号
代表者氏名 鈴木 雅志
指 定 番 号 279
商号又は名称 有限会社寺嶋設備工務店
営業所所在地 川崎市宮前区神木本町3丁目3番17号
代表者氏名 寺嶋 康一
指 定 番 号 442
商号又は名称 有限会社後藤設備
営業所所在地 横浜市緑区三保町885番地4
代表者氏名 後藤 誠司
指 定 番 号 826
商号又は名称 株式会社モリセツ

営業所所在地 川崎市多摩区菅3丁目12番25号
 代表者氏名 森 博明

川崎市上下水道局告示第19号

下水道法第4条の規定に基づき、川崎市公共下水道事業の事業計画を変更することについて、事業計画の案を作成しましたので、同法施行令第3条の規定に基づき、次のとおり告示し、当該案を縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

令和3年3月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 事業計画の名称

川崎市公共下水道事業計画

2 変更の内容

- ・都市施設である入江崎水処理センターについて、隣接する塩浜32号線の道路拡幅に伴い、一部区域を縮小する。
- ・入江崎総合スラッジセンターについて、施設更新のための用地を取得することから、一部区域を拡大する。また、汚泥濃縮・脱水機棟を1棟から2棟へ変更する。
- ・上記を踏まえ、入江崎水処理センター及び入江崎総合スラッジセンターの敷地面積を0.2ha拡大し、19.6haへ変更する。

3 工事の予定年月日

昭和6年11月1日から令和5年3月31日まで

4 縦覧場所

川崎市川崎区宮本町1番地(第2庁舎) 川崎市上下水道局下水道部下水道計画課

5 縦覧期間

(案件1)

令和3年3月29日から令和3年4月12日まで(土曜日及び日曜日を除きます)

6 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除きます)

川崎市上下水道局告示第20号

川崎市排水設備指定工事店の更新について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第9条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和3年3月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指定有効期間

令和3年5月1日から

令和8年4月30日まで

2 指定工事店

指 定 番 号 448

商号又は名称 積和建设東京株式会社

営業所所在地 横浜市都筑区茅ヶ崎東2丁目2番10号ル・オン茅ヶ崎1B号室

代表者氏名 西中 道生

上下水道局公告

川崎市上下水道局公告第20号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年3月16日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

競争入札に付する事項	件 名	大師駅前地区ほか下水幹線第101号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区大師駅前2丁目、塩浜4丁目地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から180日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	

参加資格	<p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099</p>
入札日時等	令和3年4月12日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

川崎市上下水道局公告第21号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年3月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	堰3丁目350mm-100mm配水管布設替工事
	履行場所	自：多摩区堰2-2-3先 至：多摩区堰3-15-11先
	履行期限	契約の日から295日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参加資格	<p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和3年5月6日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	<p>免</p>
契約書作成	<p>要</p>
入札の無効	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	<p>工水2号送水管1300mm人孔T字管補強工事</p>
	履行場所	<p>中原区上小田中3-20-3先 ほか3件</p>
	履行期限	<p>契約の日から140日間</p>
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p>	

参加資格	<p>(9) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099</p>
入札日時等	令和3年4月20日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	中丸子300mm-50mm配水管布設替工事
	履行場所	自：中原区中丸子367先 至：中原区中丸子529先 ほか2件
	履行期限	契約の日から285日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p>	

参 加 資 格	<p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099</p>
入札日時等	令和3年5月6日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	子母口350mm-75mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	<p>自：高津区子母口320-1先 至：高津区明津25-3先 ほか1件</p>
	履 行 期 限	契約の日から275日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	令和3年5月6日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	末吉配水所管理棟 屋上防水改修工事
	履行場所	横浜市鶴見区上末吉1-4-1（末吉配水所内）
	履行期限	契約の日から180日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「防水」種目「その他の防水」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 防水工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「防水」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2100	
入札日時等	令和3年4月21日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	塚越4丁目200mm-50mm配水管布設替工事
	履行場所	自：幸区塚越1-130先 至：幸区塚越4-345-1先 ほか2件
	履行期限	契約の日から250日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未滿となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未滿となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未滿となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和3年5月6日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

上下水道局広告(調達)

川崎市上下水道局公告(調達)第15号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年4月12日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 調達の名称
長沢浄水場 排水処理施設業務委託
- 2 契約事務担当課の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階
- 3 落札者を決定した日
令和3年1月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
月島テクノメンテサービス 株式会社 横浜支店
支店長 平島 邦茂
横浜市中区尾上町4丁目47番地
- 5 落札金額
326,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年12月10日

交通局規程

川崎市交通局規程第3号

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月23日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程(昭和29年交通部規程第6号)の一部を次のように改正する。

第6条の表中「総合リハビリテーションセンター前」を「中央療育センター前」に改める。

第13条第1項の表中

定期乗車券	営業所、乗車券発売所
-------	------------

を

定期乗車券	営業所又は車庫、乗車券発売所
-------	----------------

に改める。

第14条第2項中「ICカード」の次に「又は交通局長が必要と認めたアプリケーションソフトウェア(以下「アプリケーション」という。)」を加える。

第26条第5項中「各所属長」の次に「(鷺ヶ峰営業所管生車庫においては鷺ヶ峰営業所担当課長(管生車庫担当。))」を加える。

第31条第2項中「ICカード」の次に「並びに交通局長が必要と認めたアプリケーション」を加える。

別表第1中

〃	総合リハビリテーションセンター前・木月四丁目・元住吉	小杉駅東口
〃	総合リハビリテーションセンター前	井田営業所前

を

〃	中央療育センター前・木月四丁目・元住吉	小杉駅東口
〃	中央療育センター前	井田営業所前

に改める。

附 則

この規程は、令和3年3月25日から施行する。ただし、第6条、第13条第1項、第26条第5項及び別表第1の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第4号

川崎市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程

川崎市交通局事務決裁規程(昭和55年交通局規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 課長 分課分掌規程第2条に掲げる課の長(担当課長を含む。)並びに

川崎市現業機関設置規程第2条第2項に掲げる営業所の長及び鷺ヶ峰営業所担当課長(菅生車庫担当)(以下「営業所長等」という。)をいう。

別表中「営業所長」を「営業所長等」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第5号

川崎市交通局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局公印規程の一部を改正する

規程

川崎市交通局公印規程(昭和54年交通局規程第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「川崎市情報セキュリティ基本方針」を「川崎市情報セキュリティ基本方針」に改める。

別表第1中

「

(コ)	契印	〃	縦34横14角 し	な	一般公文書の割印	庶務課長	庶務課
-----	----	---	--------------	---	----------	------	-----

」

を

「

(コ)	分任企業出納員印	〃	方18	分任企業出納員(鷺ヶ峰営業所担当課長(菅生車庫担当))名で発する領収書	鷺ヶ峰営業所担当課長(菅生車庫担当)	鷺ヶ峰営業所菅生車庫	
(サ)	契印	〃	縦34横14角 し	な	一般公文書の割印	庶務課長	庶務課

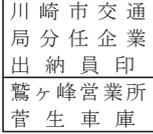
」

に改める。

別表第2中

「
 (コ)

 」

を
 「 (コ) (サ)
 
 」

に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第6号

川崎市交通局公用文に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局公用文に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局公用文に関する規程（昭和36年交通局規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（公用文の種類）

第2条 公用文の種類は、次のとおりとする。

(1) 公示文

- ア 条例 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条の規定に基づき市議会の議決を経て制定するもの
- イ 規程 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条の規定に基づき管理者が制定するもの
- ウ 告示 一定の事項を一般又は一部のものに周知させるため公示するもので、原則として法規の性質を有しないもの
- エ 公告 一定の事項を特定の個人又は団体に周知させるために公示するもの

(2) 令達文

- ア 訓令 局内一般又は課かい等に対して指揮命令するもの
- イ 指令 申請等に対して許可し、若しくは認可し、又は指示命令するもの

(3) 公示文及び令達文以外のもの（以下「一般文」という。）

- ア 上申 上司又は官公署に対し意見又は事実を述べるもの
- イ 内申 上司又は官公署に対し希望等を具申するもの
- ウ 副申 上司又は官公署に対し進達する文書に意見を添えるもの
- エ 申請 上司又は官公署に対し許可、認可等の行為を請求するもの
- オ 伺文 上司又は官公署に対し認可、決定、承認等を得るため作成するもの
- カ 報告 上司又は官公署に対し事務状況その他を知らせるもの
- キ 届 上司又は官公署に対し一定の事項を知らせるもの
- ク 進達 個人又は団体等から受理した書類その他の物件を上司又は官公署に取り継ぐもの

- ケ 通知 ある一定の事実、処分又は意思を特定の相手方に知らせるもの
- コ 協議 相手方に同意を求めるもの
- サ 照会 相手方に対し事実又は意見等について回答を求めるもの
- シ 回答 照会、協議、依頼等に対し同意若しくは承認等の意思又は事実若しくは意見等を答えるもの
- ス 依頼 上下関係のない相手方に対しその義務に属しない行為を求めるもの
- セ 送付 物件を相手方に送達し、その受領を求めるもの
- ソ 証明 一定の事実を明らかにするもの
- タ 復命 上司から命ぜられた用務の結果その他を報告するもの
- チ 辞令 任免、給与又は命課等について命ずるもの
- ツ その他職務上作成するもの

第3条第2項中「くぎり」を「区切り」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第7号

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程（平成13年交通局規程第17号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第5条中「所長」の次に「及び担当課長」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

設置場所	出勤記録管理者となる職
庶務課	課長
経営企画課	課長
経理課	課長
管理課	課長
運輸課	課長
安全・サービス課	課長
塩浜営業所	所長
鷺ヶ峰営業所	所長
鷺ヶ峰営業所営生車庫	担当課長

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第8号

川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成元年交通局規程第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「隔日勤務」を「変則勤務」に改め、「自動車運転手」の次に「(週休日が日曜日及び土曜日の者を除く。)」を加え、「局長」を「交通局長（以下「局長」という。）」に改め、同条第5項中「所属長」の次に「(鷺ヶ峰営業所営生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長（営生車庫担当）。以下同じ。）」を加える。

第4条第1項ただし書中「交通局長（以下「局長」という。）」を「局長」に改める。

第8条中「別表第5」を「別表第6」に改める。

別表第1から別表第3を次のように改める。

別表第1 (第3条、第4条関係)

種別	勤務形態	1日の勤務時間 (勤務時間 等を割り振る 者)	勤務時間帯	休憩時間	週休日
所長及び副所 長	日勤勤務	7時間45分	午前8時30分 から午後5時 15分まで	勤務時間帯の 途中において 60分	日曜日及び土 曜日
担当課長	日勤勤務	7時間45分	午前8時30分 から午後5時 15分まで	勤務時間帯の 途中において 60分	1週間につき 2日
営業所の事務 に従事する職 員	日勤勤務	7時間45分	午前8時30分 から午後5時 15分まで	勤務時間帯の 途中において 60分	1週間につき 2日
自動車運転手	変則勤務	7時間45分 (所属長)	所属長が割り 振った時間	勤務時間帯の 途中において 60分	日曜日及び土 曜日
自動車の整備 に従事する職 員	変則勤務	7時間45分 (所属長)	午前8時30分 から午後5時 15分まで又は 午前9時から 午後5時45分 まで	勤務時間帯の 途中において 60分	1週間につき 2日

別表第2 (第3条、第4条関係)

種別	勤務形態	1月の勤務時間 (勤務時間等 を割り振る者)		週休日	休憩時間
		月	勤務時間		
営業所の事 務に従事す る職員	変則勤務 (変形労働)	4月、9月及 び11月	170時間30分 (所属長)	1月につき 8日	1日の勤 務の途中 において 60分以上
		1月、3月、 5月、7月、 8月、10月及 び12月	170時間30分 (所属長)	1月につき 9日	
		2月	155時間。ただ し、うるう年は 、162時間45分 (所属長)	1月につき 8日	
		6月	162時間45分 (所属長)	1月につき 9日	

誘導員	変則勤務 (変形労働)	4月及び6月	159時間30分(所属長)	1月につき 8日	1日の勤務の途中において60分
		1月、3月、5月、7月、8月、10月及び12月	174時間(所属長)	1月につき 7日	
		9月及び11月	166時間45分(所属長)	1月につき 7日	
		2月	152時間15分。ただし、うるう年は、159時間30分(所属長)	1月につき 7日	

別表第3 (第3条、第4条関係)

種別	勤務形態	1月の勤務時間等(勤務時間等を割り振る者)				休憩時間
		対象月	週休日	勤務日	勤務時間	
自動車運転手	変則勤務 (変形労働)	2月(うるう年を除く)	8日	20日	155時間(所属長)	1回の勤務の途中において原則として60分
			9日	19日	147時間15分(所属長)	
		2月(うるう年)	8日	21日	162時間45分(所属長)	
			9日	20日	155時間(所属長)	
		4月、6月、9月及び11月	8日	22日	170時間30分(所属長)	
			9日	21日	162時間45分(所属長)	
		1月、3月、5月、7月、8月、10月及び12月	9日	22日	170時間30分(所属長)	
			10日	21日	162時間45分(所属長)	

備考

週休日、勤務日及び勤務時間については、職員ごとに所属長が指定した月(1年を通じて1月まで)は下段、その他の月は上段によるものとし、年間の週休日の総数を104日とする。

別表第4中「営業所長」を「所属長」に、「1年につき156日」を「1週間につき3日」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第3条、第4条関係）

種別	勤務形態	1月の勤務時間（勤務時間等を割り振る者）		休憩時間	週休日
		1月の日数から当該月に割り振られた週休日の日数を差し引いた日数	勤務時間		
自動車運転業務に従事する短時間勤務職員	変則勤務（変形労働）	15日	116時間15分（所属長）	1回の勤務の途中において原則として60分	1年につき156日
		16日	124時間（所属長）		
		17日	131時間45分（所属長）		
		18日	139時間30分（所属長）		
		19日	147時間15分（所属長）		

別表第6期間の欄中「、担当係長」を「、鷲ヶ峰営業所担当課長（菅生車庫担当）」に改め、「を除く。」の次に「以下同じ。」を加え、同表備考中「（所長及び副所長、担当係長並びに自動車の整備に従事する職員を除く。）」を削る。

別表第5の付表を別表第6の付表とする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第9号

川崎市交通局会計年度任用職員のうち特別の勤務に従事する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局会計年度任用職員のうち特別の勤務に従事する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正す

る規程

川崎市交通局会計年度任用職員のうち特別の勤務に従事する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年交通局規程第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「所属長」の次に「(鷺ヶ峰営業所管生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長(管生車庫担当)。以下同じ。)」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条、第4条関係）

種別	勤務形態	1月の勤務時間（勤務時間等を割り振る者）		休憩時間	週休日
		1月の日数から当該月に割り振られた週休日の日数を差し引いた日数	勤務時間		
自動車運転業務会計年度任用職員	変則勤務（変形労働）	15日	116時間15分（所属長）	1回の勤務の途中において原則として60分	1年につき156日を超えない範囲とする。
		16日	124時間（所属長）		
		17日	131時間45分（所属長）		
		18日	139時間30分（所属長）		
		19日	147時間15分（所属長）		
自動車運転業務短時間会計年度任用職員	変則勤務（変形労働）	19日	76時間（所属長）	原則なし	1年につき104日を超えない範囲とする。
		20日	80時間（所属長）		
		21日	84時間（所属長）		
		22日	88時間（所属長）		
		23日	92時間（所属長）		

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第10号

川崎市交通局企業職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局企業職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程（平成18年交通局規程第21号）の一部を次のように改正する。

別記様式(1)中

「

	評定者 役職名 氏 名	印	確認者 役職名 氏 名	印
--	-------------------	---	-------------------	---

」

を

	評定者 役職名 氏 名	確認者 役職名 氏 名
--	-------------------	-------------------

」

に改める。

別記様式(2)中

「

第1次評定者 役職名 氏名	第2次評定者 役職名 氏名	確認者 役職名 氏名	印
---------------------	---------------------	------------------	---

」

を

第1次評定者 役職名 氏名	第2次評定者 役職名 氏名	確認者 役職名 氏名
---------------------	---------------------	------------------

」

に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第11号

川崎市交通局企業職員の級別の基準となるべき職務の内容を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局企業職員の級別の基準となるべき職務の内容を定める規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の級別の基準となるべき職務の内容を定める規程（昭和32年交通部規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

4級	1 係長、副所長又は担当係長の職務
	2 係に相当する事業所の長の職務

」

を

「

4級	係長、副所長又は担当係長の職務
----	-----------------

」

に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第12号

川崎市交通局企業職員の通勤手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局企業職員の通勤手当支給規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の通勤手当支給規程（昭和57年交通局規程第27号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項第3号中「であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を「(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。)」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第5条関係)

住居届・通勤届

理由発生日 年 月 日		所属決済日 年 月 日		→ 給与担当課				
受理日 年 月 日		押印欄		押印欄				
所 属 交 通 局								
支払コード	職員コード	氏 名		郵便番号				
				-				
フリガナ								
住 所 (TEL)								
旧住所(住居の移転の際に記入)								
住居区分(該当する番号に○を付けること。)		夫婦又は、同居している親子等が本市職員である場合は以下の記入をすること。						
1 借家・借間 (契約書及び住民票等の写しを添付)		所属・職員コード	氏 名	続柄	住居手当支給			
2 不支給(1以外)					あり・なし			
					あり・なし			
					あり・なし			
通勤区分(該当する番号に○を付けること。)								
1 採用		4 住居の移転		7 日勤・隔勤の変更				
2 異動(旧所属)		5 通勤方法の変更		8 運賃改定				
3 庁舎の移転		6 運賃等の変更		9 その他()				
職種等(該当する番号に○を付けること。)								
1 本局職員		4 整備係員		7 その他				
2 営業所事務職員(担当業務:)		5 運転手		(担当業務:)				
3 整備係長		6 誘導員						
順路	会社名・交通用具名	路 線	区間(駅名・停留所名を記入)	同一区間	片道運賃	定期券の額		
				距離		6箇月	3箇月	1箇月
1			～	あり・なし ・ km	円	円	円	円
2			～	あり・なし ・ km	円	円	円	円
3			～	あり・なし ・ km	円	円	円	円
4			～	あり・なし ・ km	円	円	円	円
5			～	あり・なし ・ km	円	円	円	円
6			～	あり・なし ・ km	円	円	円	円
7			～	あり・なし ・ km	円	円	円	円
注) 順路は自宅側から記入すること。徒歩通勤は会社名・交通用具名欄に『徒歩』と記入。					合 計	円	円	円
備考								
認 定 事 項	住居手当認定年月日	入力年月日	旧支給額	新支給額	追加戻入額	入力 確 認	人事担当	
	通勤手当認定年月日	入力年月日	旧支給額	新支給額	追加戻入額		給与担当	
	旧通勤手当認定経路				旧通勤手当認定経路終期入力 ～ /			

注 太線内は記入しないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(支給単位期間に係る経過措置)
- 2 この規程の施行日前にこの規程による改正前の規程第11条の2第1項第3号に規定する派遣等となった場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

川崎市交通局規程第13号

川崎市交通局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の特殊勤務手当支給規程(昭和40年交通局規程第11号)の一部を次のように改正する。

第5条中「所属長」の次に「(鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長(菅生車庫担当))」を加える。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第14号

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程(昭和38年交通局規程第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第15号

労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市交通局職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市交通局職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程の一部を改正する規程

労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市交通局職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程(平成7年交通局規程第6号)の一部を次のように改正する。

第5条中「所属の長」の次に「(鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長(菅生車庫担当)。以下同じ。)」を加える。

第1号様式から第3号様式を次のように改める。

第1号様式 (第5条、第11条関係)

(表)

休業補償請求書

(初日から3日目まで)

休業援護金申請書

交 通 局 長 様		請求(申請)年月日 年 月 日	
次の休業補償(休業援護金)を請求(申請)します。		請求(申請)者の住所..... ふりがな 氏 名.....	
1 被災職員に関する事項	番号	所属部局名	
	氏名 年 月 日生(歳)	職 名	負傷又は発病の年月日 年 月 日
2 災害の発生状況			
3 請求(申請)日数	年 月 日から 年 月 日までのうち 日		
4 所属部局の長の証明	1から3について、上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所属部局の { 所在地 名 称 長の職・氏名		
5 休業補償請求金額	(休業給付基礎日額) 円 × $\frac{60}{100}$ = 円	(円未満切捨て)	(請求日数) 円 × 日 = 円
6 休業援護金申請金額	(休業給付基礎日額) 円 × $\frac{20}{100}$ = 円	(円未満切捨て)	(申請日数) 円 × 日 = 円
7 医師の証明	傷病名	現在(年 月 日)の状態	
	請求(申請)日数のうち療養のため勤務することができなかつたと認められる日数 年 月 日から 年 月 日までのうち 日	<input type="checkbox"/> 治ゆ <input type="checkbox"/> 転医	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 継続中
	上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 医療機関の { 所在地 名 称 医師の氏名		
8 送金希望先	振込先金融機関名	銀行 支店 <input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	口座番号 預金名義者
	処 理 欄	受 理 年 月 日	第4条第2項の制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	通 知 年 月 日	決 定	休 業 補 償 円
	支 払 年 月 日	金 額	休 業 援 護 金 円

(裏)

休業給付基礎日額算定内容

雇 用 の 別	<input type="checkbox"/> 常用的	算 定 根 拠	<input type="checkbox"/> 労働基準法第12条第1項(D÷A) <input type="checkbox"/> 労働基準法第12条第1項ただし書 <input type="checkbox"/> 労働基準法第12条第3項 <input type="checkbox"/> 労働基準法第12条第6項 <input type="checkbox"/> 労働基準法第12条第7項(C÷B×73/100) <input type="checkbox"/> 労働基準法第12条第8項() <input type="checkbox"/> その他()			算 定 金 額	円
	<input type="checkbox"/> 日 雇						
賃 金 計 算 期		月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	計		
総 日 数		日	日	日	A	日	
勤 務 し た 日 数		日	日	B	日	日	
賃 金		円	円	円	円		
計				C	D		
労働基準法第12条第1項による計算		(円)	(日)	÷	=	円 銭	
労働基準法第12条第1項ただし書による計算	$\left. \begin{array}{l} \left(\begin{array}{l} \text{日、時間又は出来高払制} \\ \text{によって定められた賃金} \\ \text{の総額} \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} \text{勤務した日数} \\ \text{(日)} \end{array} \right) \\ \left(\begin{array}{l} \text{その他の賃金の総額} \\ \text{(円)} \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} \text{総日数} \\ \text{(日)} \end{array} \right) \end{array} \right\} \begin{array}{l} \div \times 60/100 = \text{円 銭} \\ \div = \text{円 銭} \end{array}$						
労働基準法第12条第3項による計算		(円)	(日)	÷	=	円 銭	
労働基準法第12条第6項による計算		(円)	(日)	÷	=	円 銭	
労働基準法第12条第7項による計算						円	
労働基準法第12条第8項による計算						円	

- (注) 1 算定根拠及び休業給付基礎日額は、労働基準監督署へ提出した休業補償給付支給請求書又は休業給付支給請求書と同一根拠及び同額となります。
- 2 労働者災害補償保険法第12条の8に基づく休業補償給付又は同法第21条に基づく休業給付の支給を決定したことを証明することができる書類を添付してください。その場合、「7 医師の証明」欄中医師の証明印は必要としません。
- 3 出勤簿の写しを添付してください。

第2号様式 (第11条関係)

障害特別援護金申請書

交 通 局 長 様		申請年月日 年 月 日	
次の障害特別援護金を申請します。		申請者の住所	
		ふりがな 氏 名	
1 被災職員に関する事項	番号	所属部局名	
	氏名 年 月 日生(歳)	職 名	
	負傷又は発病の年月日 年 月 日	治ゆ年月日 年 月 日	
2 災害発生状況			
3 障害の部位及びその程度			
4 既存障害とその程度			
5 障害等級	第 級		
6 所属部局の長の証明	1から5については、上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所属部局の { 所在地 名 称 長の職・氏名		
7 障害特別援護金申請金額			
8 送金希望先	振込先	銀行 支店	口座番号
	金融機関名	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	預金名義者
処 理 欄	受 理	年 月 日	決 定 金 額 障害特別援護金 円
	通 知	年 月 日	
	支 払	年 月 日	

(注)1 「4 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合のみ記入するものとし、既存障害についてその該当等級を明記してください。

2 労働者災害補償保険法第15条第1項の規定に基づく障害補償年金若しくは障害補償一時金又は同法第22条の3の規定に基づく障害年金若しくは障害一時金の支給を決定したことを証明することができる書類を添付してください。

第3号様式(第11条関係)

遺族特別援護金申請書

交通局長様		申請年月日 年 月 日				
次の遺族特別援護金を申請します。		申請者(代表者)の住所..... ふりがな..... 氏名..... 死亡職員との続柄.....				
1 死亡職員に関する事項	番号	所属部局名				
	氏名	職名				
	年 月 日生(歳)	職名				
	負傷又は発病の年月日	死 亡	年 月 日			
	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
2 災害発生状況						
3 申請者が労働者災害補償保険により給付を受けた遺族補償	<input type="checkbox"/> 遺族補償年金 <input type="checkbox"/> 遺族年金 <input type="checkbox"/> 遺族補償一時金 <input type="checkbox"/> 遺族一時金					
4 申請者及び遺族特別援護金を受けることができる遺族	氏名	生年日	年齢	住 所	死亡職員との続柄	備 考
5 所属部局の長の証明	1から4については、上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所属部局の {所在地 } 名称 } 長の職・氏名					
6 遺族特別援護金申請金額の計算	遺族特別援護金 円 × $\frac{1}{\quad}$ = 円 (受給権者の数)					
7 遺族特別援護金申請金額	<input type="checkbox"/> 受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合 <input type="checkbox"/> 代表者を選任した場合					円
8 送金希望先	振込先金融機関名	銀行 支店	口座番号			
		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	預金名義者			
処 理 欄	受 理	年 月 日	決 定 金 額	遺族特別援護金	<input type="checkbox"/> 受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合	
	通 知	年 月 日			<input type="checkbox"/> 代表者を選任した場合	
	支 払	年 月 日			円	

- (注)1 「4 申請者及び遺族特別援護金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が申請者であるときは(申)、その者が代表者であるときは(代)と明記してください。
- 2 「7 遺族特別援護金申請金額」の欄には、「6 遺族特別援護金申請金額の計算」の欄に記入した額に受給権者の数を乗じて得た額を記入してください。
- 3 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。
- (1) 労働者災害補償保険法第16条の規定に基づく遺族補償年金(同法第16条の4第1項の規定により支給されるものを除く。)若しくは遺族補償一時金(同法第16条の6第1項第2号の規定により支給されるものを除く。)又は同法第22条の4第2項の規定に基づく遺族年金(同法第22条の4第3項において準用する同法第16条の4第1項の規定により支給されるものを除く。)若しくは遺族一時金(同法第22条の4第3項の規定において準用する同法第16条の6第1項第2号の規定により支給されるものを除く。)の支給を決定したことを証明することができる書類
 - (2) 申請者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の申請者の同意書等その者が代表者であることを認めることができる書類、また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第16号

川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程

の一部を改正する規程川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程(平成4年交通局規程第4号)の一部を次のように改正する。

第21条中「所属長」の次に「(鷲ヶ峰営業所営生車庫においては、鷲ヶ峰営業所担当課長(営生車庫担当))」を加える。

第1号様式中

「

押 印 欄	押 印 欄
<p>育 児 休 業 承 認 請 求 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 交通局長</p> <p style="text-align: right;">所 属 _____</p> <p style="text-align: right;">職名・氏名 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">職 種 _____ 職員コード _____</p> <p>次のとおり育児休業の承認を請求します。</p>	

」

を

「

確 認 欄	確 認 欄
<p>育 児 休 業 承 認 請 求 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 交 通 局 長</p> <p style="text-align: right;">所 属 _____</p> <p style="text-align: right;">職 名・氏 名 _____</p> <p style="text-align: right;">職 種 _____ 職 員 コー ド _____</p> <p>次のとおり育児休業の承認を請求します。</p>	

」

に改める。

第2号様式中

「

押 印 欄
<p>育 児 休 業 等 計 画 書</p> <p>(あて先) 交 通 局 長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所 属 _____</p> <p style="text-align: right;">職 名・氏 名 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">職 種 _____ 職 員 コー ド _____</p> <p>川崎市職員の育児休業等に関する条例第3条第5号又は第11条第6号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児休業等の計画について次のとおり提出します。</p> <p>なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。</p>

」

を

「

確 認 欄

育 児 休 業 等 計 画 書

(あて先)交 通 局 長

年 月 日

所 属 _____

職 名 ・ 氏 名 _____

職 種 _____ 職 員 コード _____

川崎市職員の育児休業等に関する条例第3条第5号又は第11条第6号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児休業等の計画について次のとおり提出します。

なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

」

に改める。

第3号様式を次のように改める。

第4号様式中

「

押 印 欄

育 児 短 時 間 勤 務 承 認 請 求 書

(あて先)交 通 局 長

年 月 日

所 属 _____

職 名 ・ 氏 名 _____ 印

職 種 _____ 職 員 コード _____

次のとおり育児短時間勤務の承認を請求します。

」

を

「

確 認 欄

育 児 短 時 間 勤 務 承 認 請 求 書

(あて先)交 通 局 長

年 月 日

所 属 _____

職 名 ・ 氏 名 _____

職 種 _____ 職 員 コード _____

次のとおり育児短時間勤務の承認を請求します。

」

に改める。

第5号様式(1)中

「

押 印 欄	押 印 欄
部分休業承認請求書 (あて先)交 通 局 長 _____ 年 _____ 月 _____ 日 所 属 _____ 職 名 ・ 氏 名 _____ 印 職 種 _____ 職員コード _____ 次のとおり部分休業の承認を請求します。	

」

を

「

確 認 欄	確 認 欄
部分休業承認請求書 (あて先)交 通 局 長 _____ 年 _____ 月 _____ 日 所 属 _____ 職 名 ・ 氏 名 _____ 職 種 _____ 職員コード _____ 次のとおり部分休業の承認を請求します。	

」

に改める。

第5号様式(2)中

「

日付	休業の承認を取り消された時間		時間数	請求者 印	係長 印	課長 印	備 考
	午 前	午 後					

」

を

「

日付	休業の承認を取り消された時間		時間数	請求者の確認	係長の確認	課長の確認	備考
	午前	午後					

」

に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第17号

川崎市交通局企業職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局企業職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の自己啓発等休業に関する規程(平成29年交通局規程第8号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「

押 印 欄		
自己啓発等休業承認申請書		
		年 月 日
交 通 局 長 様		
所 属		_____
職名・氏名		_____ 印
職 種		_____
職員コード		_____
次のとおり自己啓発等休業の承認を申請します。		
期間の延長		

」

を

「

確 認 欄	
自己啓発等休業承認申請書	
年 月 日	
交 通 局 長 様	
所 属	_____
職名・氏名	_____
職 種	_____職員コード_____
次のとおり自己啓発等休業の承認期間の延長を申請します。	

」

に改める。

第2号様式中

「

押 印 欄	
自己啓発等休業計画書	
年 月 日	
交 通 局 長 様	
所 属	_____
職名・氏名	_____ 印
職 種	_____職員コード_____
次のとおり自己啓発等休業の計画について提出します。	

」

を

「

確 認 欄	
自 己 啓 発 等 休 業 計 画 書	
年 月 日	
交 通 局 長 様	
所 属	_____
職 名 ・ 氏 名	_____
職 種	_____ 職 員 コード _____
次 の と お り 自 己 啓 発 等 休 業 の 計 画 に つ い て 提 出 し ま す 。	

」

に改める。

第3号様式中

「

押 印 欄	
自 己 啓 発 等 休 業 状 況 報 告 書	
年 月 日	
交 通 局 長 様	
所 属	_____
職 名 ・ 氏 名	_____ 印
職 種	_____ 職 員 コード _____
次 の と お り 自 己 啓 発 等 休 業 の 状 況 に つ い て 報 告 し ま す 。	

」

を

「

確 認 欄	
自己啓発等休業状況報告書	
年 月 日	
交 通 局 長 様	
所 属	_____
職 名 ・ 氏 名	_____
職 種	_____
職員コード	_____
次のとおり自己啓発等休業の状況について報告します。	

」

に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第18号

川崎市交通局企業職員の配偶者同行休業に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局企業職員の配偶者同行休業に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の配偶者同行休業に関する規程（平成29年交通局規程第9号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「

押 印 欄	
配偶者同行休業承認申請書	
年 月 日	
交通局長様	
所 属	_____
職名・氏名	_____ 印
職 種	_____ 職員コード _____
次のとおり	配偶者同行休業 期間の延長
	の承認を申請します。

」

を

「

確 認 欄	
配偶者同行休業承認申請書	
年 月 日	
交通局長様	
所 属	_____
職名・氏名	_____
職 種	_____ 職員コード _____
次のとおり	配偶者同行休業 期間の延長
	の承認を申請します。

」

に改める。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

確 認 欄	
配 偶 者 同 行 休 業 状 況 変 更 届	
年 月 日	
交 通 局 長 様	
所 属	_____
職 名・氏 名	_____
職 種	_____ 職員コード _____
次のとおり配偶者同行休業の状況について変更が生じたので届け出ます。	
1 届出の事由が発生した日	
年 月 日	
2 届出の事由	
<input type="checkbox"/> 配偶者が死亡した。	
<input type="checkbox"/> 配偶者が職員の配偶者でなくなった。	
<input type="checkbox"/> 配偶者と生活を共にしなくなった。	
<input type="checkbox"/> 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者 外国滞在事由に該当しないこととなった。	
<input type="checkbox"/> 職員の出産を事由とする特別休暇を取得することとなった。	
<input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第19号

川崎市交通局被服規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局被服規程の一部を改正する規程

川崎市交通局被服規程（昭和43年交通局規程第19号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「所属長」の次に「(鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長（菅生車庫担当）。以下同じ。)」を加える。

第6条第1項第1号ア中「男性制服、女性制服、男性ベスト、女性ベスト」を「制服、ベスト」に改め、同号イ中「男性夏ズボン、女性夏ズボン」を「夏ズボン」に改め、同項第2号中「男性帽子、女性帽子」を「帽子」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条、第6条関係）

別表（第2条、第3条、第6条関係）

所属	被貸与者	貸与品	貸与期間	貸与数	貸与時期	着用期
営業所又は車庫	所長（鷺ヶ峰営業所担当課長（営生車庫担当）を含む。以下同じ。）	夏ズボン	2	1	5月	6/1～9/
		半袖ワイシャツ又は半袖ブラウス	1	1	5月	6/1～9/
		制服上着	3	1	9月	10/1～5
		制服ズボン	3	1	9月	10/1～5
		ワイシャツ又はブラウス	1	1	9月	10/1～5
		帽子	永	1	9月	通年
		帽章	永	1	—	通年
		ネクタイ	永	2	—	通年
	事務職員（所長を除く。）	夏ズボン	2	1	5月	6/1～9/
		半袖ワイシャツ又は半袖ブラウス	1	1	5月	6/1～9/
		制服上着	3	1	9月	10/1～5
		制服ズボン	2	1	9月	10/1～5
		ワイシャツ又はブラウス	1	1	9月	10/1～5
		帽子	永	1	9月	通年

		帽章 ネクタイ	永 永	1 2	— —	通年 通年
運転手		夏ズボン	1	1初2	5月	6/1～9/30
		半袖ワイシャツ又は半袖ブラウス	1	1初3	5月	6/1～9/30
		制服上着	3	1初2	9月	10/1～5/31
		制服ズボン	2	1初2	9月	10/1～5/31
		ワイシャツ又はブラウス	1	2初3	9月	10/1～5/31
		防寒衣上着	6	1	10月	11/1～3/31
		ベスト	3	1初2	9月	通年
		帽子	3	1	9月	通年
		帽章	永	1	—	通年
		ネクタイ	永	2	—	通年
誘導員		夏ズボン	2	1	5月	6/1～9/30
		半袖ワイシャツ又は半袖ブラウス	1	1初2	5月	6/1～9/30
		制服上着	3	1	9月	10/1～5/31
		制服ズボン	2	1	9月	10/1～5/31
		ワイシャツ又はブラウス	1	2	9月	10/1～5/31
		防寒衣上着	4	1	10月	11/1～3/31
		防寒衣ズボン	4	1	10月	11/1～3/31
		帽子	永	1	9月	通年
		帽章	永	1	—	通年
		ネクタイ	永	2	—	通年
整備係長 (鷺ヶ峰 営業所管 生車庫の 整備を担 当する課 長補佐・ 担当係長 を含む。)		夏用つなぎ型作業衣	3	1初2	5月	6/1～9/30
		つなぎ型作業衣	1	1初2	9月	10/1～5/31
		ジャンパー	3	1	10月	11/1～3/31
		作業帽	1	1	5月	通年
整備員		夏用つなぎ型作業衣	2	1初4	5月	6/1～9/30
		つなぎ型作業衣	1	2初3	9月	10/1～5/31
		インナーつなぎ	2	1初2 鷺ヶ峰初3	10月	11/1～3/31
		ジャンパー	2	1 鷺ヶ峰初2	10月	11/1～3/31
		作業帽	1	2初3	5月	通年
自動車部 管理課	技術職員	作業服シャツ	1	1	5月	6/1～9/30
		夏作業帽	4	1初2	5月	6/1～9/30
		作業服上衣	2	1	9月	10/1～5/31
		冬作業帽	4	1初2	9月	10/1～5/31
		防寒衣(コート)	6	1	11月	11/1～3/31
		作業服ズボン	1	1	9月	通年
		安全靴(短靴)	3	1	9月	通年

備考

- 1 「初2」等の表示は、被服を貸与される職種となった初年度の貸与数を表す。「初2」は「初年度に限り2着貸与」として読むものとする。
- 2 貸与品の制服上着、制服ズボン、夏ズボン、ベスト及び帽子については、男性用と女性用とは仕様が異なる。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第20号

川崎市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市個人情報保護条例施行規程（昭和60年交通局規程第11号）の一部を次のように改正する。

第5条中「営業所の長」の次に「（鷺ヶ峰営業所営生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長（営生車庫担当）」を加える。

第5条の2を削る。

第6条第1項第1号中「行なう」を「行う」に改める。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第21号

川崎市交通局遺失物取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局遺失物取扱規程の一部を改正する規程

川崎市交通局遺失物取扱規程（昭和55年交通局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、営業所長」の次に「（鷺ヶ峰営業所営生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長（営生車庫担当）」を加える。

第3条第1項中「所属営業所」の次に「又は車庫」を加え、「係員」を「事務に従事している職員（以下「所属職員」という。）に改め、同条第2項中「係員」を「所属職員」に改め、同条第3項中「交通局職員（以下「職員」という。）を「所属職員」に、「職員以外」を「所属職員以外」に改める。

第5条第1項及び第16条第2項中「職員」を「所属職

員」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第22号

川崎市交通局ICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局ICカード取扱規程の一部を改正する規程

川崎市交通局ICカード取扱規程（平成19年交通局規程第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 バス利用特典サービス（第40条）」を削る。

第4章を削る。

第40条を削る。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。（経過措置）

2 この規程の施行の日前に付与されたバスチケットの使用については、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

川崎市交通局規程第23号

川崎市貸切自動車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市貸切自動車条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市貸切自動車条例施行規程（平成17年交通局規程第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第9条関係)

押印欄

(貸切バス)運送申込書/運送引受書・乗車券

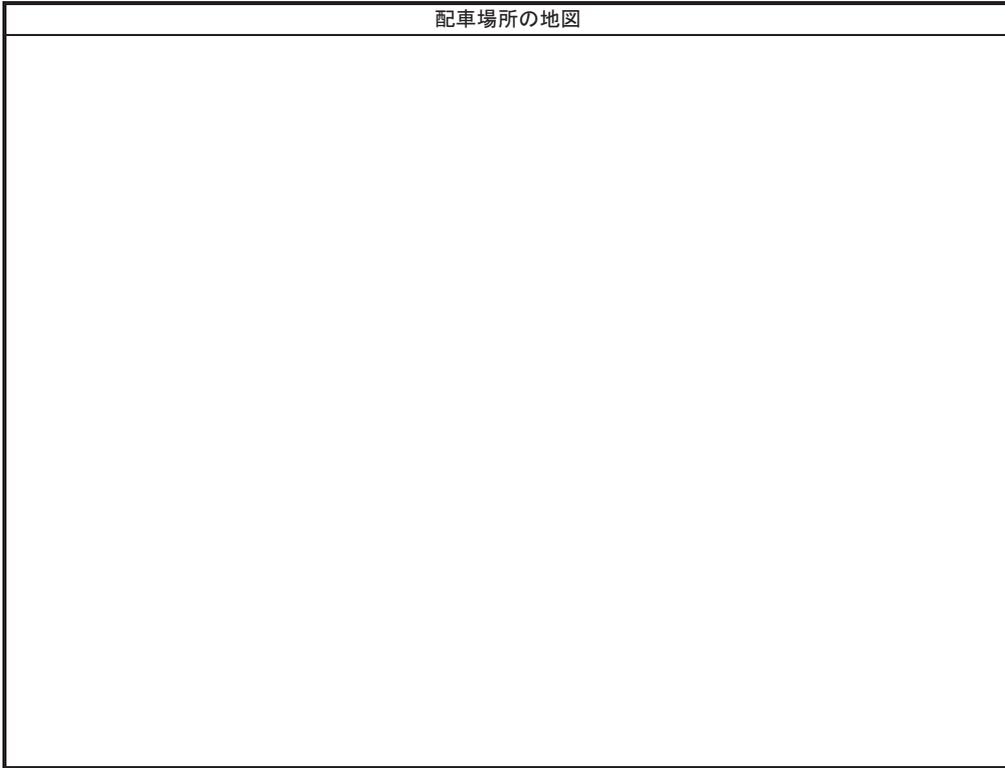
※申込者は、太線内をご記入願います。

		申込日: 年 月 日									
申込者	氏名・名称	(担当者名)									
	住所										
契約責任者	氏名・名称	旅客の団体の名称: (担当者名)									
	住所										
運送を引受ける者	氏名・名称	(担当者名)									
	住所										
事業許可	平成17年1月20日 関自旅一第1287号 営業区域: 神奈川県		任意保険・共済								
申込乗車人員	人	乗車定員別又は車種別の車両数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">大型車</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">中型車</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">両</td> <td style="text-align: center;">両</td> </tr> </table>	大型車	中型車	両	両				
大型車	中型車										
両	両										
配車日時	月 日 ()	配車場所	対人 無制限 対物 500万円								
地図: 有・無											
旅行の日程											
	月日	発地	発車時刻	主な経由地	到着時刻	着地	宿泊場所	待機時間	乗務員の休憩		備考
									地点	時間	
①	/		:		:			:		:	
②	/		:		:			:		:	
③	/		:		:			:		:	
うち、旅客が乗車しない区間:								()営業所車庫			
交替運転者	有 無 交替の地点 ()		【運行開始日時】		【運行終了日時】						
車掌(ガイド)	有 無 交替の地点 ()		月 日 ()		月 日 ()						
運賃及び料金の支払方法	銀行振込 支払期日: 年 月 日		【走行距離】		【走行時間】						
適用を受けようとする割引	<input type="checkbox"/> 学校団体割引 <input type="checkbox"/> 障害者施設団体割引 <input type="checkbox"/> その他 () 割引)		総 km		総 時間 分						
備考	※一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款5条2項に規定する所定の証明書を添付		実車 km		実車 時間 分						
特約事項	フロント表示名 () 請求書あて名 ()		運賃 (上限額: 円、下限額: 円) 料金 (上限額: 円、下限額: 円) (料金の種類:) 消費税 円 実費(税込) 円 (実費の詳細:) 合計請求金額 円 手数料等		手数料金額(税込) 円 月払・年払等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他経費等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						

※運賃・料金は、需要の季節変動に応じて、上限額・下限額の幅の中で決定されるものです。このうち、下限額は運送に必要な費用から求められる基準額から10%(本来賄われるべき一般管理費と営業外費用相当)を割り引いた額であり、年間を通じて適用されるべきものではありません。

上記のとおり運送を引受けます。 年 月 日

配車場所の地図



備考欄(※記入スペースが必要な場合に使用)

A large empty rectangular box with a black border, intended for a note or remarks section. The box is currently blank.

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別記様式については、この規程の施行の日
(以下「施行日」という。)以後に提出する運送申込
書に適用し、施行日前に送付され、施行日以後に到着
した運送申込書については、なお従前の例による。

川崎市交通局規程第24号

川崎市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程を次
のように定める。

令和3年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程
川崎市交通局広告取扱規程（平成27年交通局規程第14
号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

車内額面広告	上平間営業所	7日間	縦36.4cm×横51.5cm (B3サイズ)	18,600
		14日間		31,000
		1箇月間		46,500
	塩浜営業所	7日間		27,300
		14日間		45,500
		1箇月間		68,250
	井田営業所	7日間		16,200
		14日間		27,000
		1箇月間		40,500
	鷺ヶ峰営業所	7日間		22,500
		14日間		37,500
		1箇月間		56,250
菅生営業所	7日間	8,100		
	14日間	13,500		
	1箇月間	20,250		

」

を

「

車内額面広告	上平間営業所	7日間	縦36.4cm×横51.5cm (B3サイズ)	18,600
		14日間		31,000
		1箇月間		46,500
	塩浜営業所	7日間		27,300
		14日間		45,500
		1箇月間		68,250
	井田営業所	7日間		16,200
		14日間		27,000
		1箇月間		40,500
	鷺ヶ峰営業所	7日間		22,500
		14日間		37,500
		1箇月間		56,250
鷺ヶ峰営業所 菅生車庫	7日間	8,100		
	14日間	13,500		
	1箇月間	20,250		

」

に、

「

車内額面マナー タイアップ広告	局が指定 する掲出 位置及び 期間にお いて1車 1枚	縦36.4cm×横51.5 cm (B3サイズ) ただし、局指定のマ ナー広報を面積の60 %以上に記載する。	116
--------------------	--	---	-----

」

を

「

車内額面マナータイアップ広 告	局が指定 する掲出 位置及び 期間にお いて1車 1枚	縦36.4cm×横51.5 cm (B3サイズ) ただし、局指定のマ ナー広報を面積の60 %以上に記載する。	118
--------------------	--	---	-----

」

に、

「

ラッピングバス広告（塩浜営業所・上平間営業所・井田営業所）	1年間	前面及び屋根以外の外面とし、当該定期路線バスの車体窓から上部は、広告物の地色1色とする。車体の窓、扉等のガラス部分に表示しない。1車体には1広告とする。	1,000,000
	6箇月		600,000
	3箇月		370,000
	1箇月		200,000
ラッピングバス広告（鷺ヶ峰営業所・菅生営業所）	1年間		800,000
	6箇月		480,000
	3箇月		300,000
	1箇月		160,000

」

を

「

ラッピングバス広告（塩浜営業所・上平間営業所・井田営業所）	1年間	前面及び屋根以外の外面とし、当該定期路線バスの車体窓から上部は、広告物の地色1色とする。車体の窓、扉等のガラス部分に表示しない。1車体には1広告とする。	1,000,000
	6箇月		600,000
	3箇月		370,000
	1箇月		200,000
ラッピングバス広告（鷺ヶ峰営業所・鷺ヶ峰営業所菅生車庫）	1年間		800,000
	6箇月		480,000
	3箇月		300,000
	1箇月		160,000

」

に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第5条関係)

押 印 欄

広告掲出申込書

年 月 日

(宛先) 川崎市交通局長

所在地 〒 _____

名称 _____

(フリガナ)

代表者職・氏名 _____

代表者生年月日 _____ 年 月 日

担当者氏名 _____

連絡先電話番号 _____

次のとおり、広告掲出を申し込みます。また、裏面の特記事項に同意します。

No.	種 別	内 容	営 業 所	数 量	掲 出 期 間
1					年 月 日から 年 月 日まで 間
2					年 月 日から 年 月 日まで 間
3					年 月 日から 年 月 日まで 間
4					年 月 日から 年 月 日まで 間
5					年 月 日から 年 月 日まで 間

(注意) ※ 太線枠内のみ記入してください。

※ 申込者が法人で役員が複数いるときは、役員全員の役職名、氏名、フリガナ、生年月日、住所を記入した一覧表を提出してください。

※ 掲出した広告物は、原則として、返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

申し込み区分

納入金額
(A-B)

0 円

No.	税 抜 単 価	数 量	広告掲出料	取 次 手 数 料
1				
2				
3				
4				
5				

小 計	0 円	—	0 円
消 費 税	0 円	—	0 円
合 計	A 0 円	—	B 0 円

(裏 面)

特 記 事 項

- 1 川崎市交通局広告取扱規程、川崎市交通局広告掲載基準その他関係法令を遵守します。
- 2 市税の滞納並びに消費税及び地方消費税に係る未納はありません。
- 3 契約を締結する能力を有しており、破産者で復権を得ない者ではありません。
- 4 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、3年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者ではありません。
- 5 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていません。
- 6 川崎市暴力団排除条例第2条及び第7条に規定する者ではありません。また、そのことを確認するため、契約にあたっては、川崎市交通局が本様式及び役員等氏名一覧表に記載された個人情報
を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。
- 7 広告掲出料は、川崎市交通局の発行する納入通知書により、その指定する納期限までに納付
します。もし、指定する納期限までに納付しないときは、「交通局債権に係る遅延損害金及び
延滞金徴収事務取扱要綱」第2条の規定による遅延損害金を支払います。
- 8 申請の内容に虚偽等があった場合、広告の掲載を取り消されること、既に納入した金額が還付
されないこと及び原則として原状復帰に係る費用を負担することについて、不服を申し立てませ
ん。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別記様式については、この規程の施行の日
(以下「施行日」という。)以後に提出する広告掲出
申込書に適用し、施行日前に送付され、施行日以後に
到着した広告掲出申込書については、なお従前の例に
よる。

川崎市交通局規程第25号

川崎市交通局分課分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局分課分掌規程の一部を改正する規程

川崎市交通局分課分掌規程(昭和27年交通部規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「(1) 部内の連絡調整及び営業所の総括管理に関すること。」

を

「(1) 部内の連絡調整並びに営業所及び車庫の総括管理に関すること。」

に、

「(8) 営業所施設の管理、改修等に関すること。」

を

「(8) 営業所及び車庫施設の管理、改修等に関すること。」

に、

「(4) 営業所整備係との指導連絡調整に関すること。

(5) 営業所の整備係員の配置計画に関すること。」

を

「(4) 営業所整備係(鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては、担当係長)との指導連絡調整に関すること。

(5) 営業所及び車庫の整備係員の配置計画に関すること。」

に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第26号

川崎市交通局現業機関設置規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局現業機関設置規程の一部を改正する規程

川崎市交通局現業機関設置規程(昭和30年交通部規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「整備係を」の次に「、鷺ヶ峰営業所に車庫を」を加え、同条第2項中「営業所」の次に「及び車庫」を加え、同項の表中「菅生営業所」を「鷺ヶ峰営業所菅生車庫」に改める。

第3条第2項中「営業所」の次に「及び車庫」を加える。

第5条本文中「営業所」の次に「及び車庫」を加え、同条第14号中「営業所」を「所属」に改め、同条第16号中「営業所」を「所属」に改め、同号を同条第19号とし、同条第15号の次に次の3号を加える。

(16) 所属車両の管理に関すること。(営業所を除く。)

(17) 所属車両の整備に関すること。(営業所を除く。)

(18) 燃料に関すること。(営業所を除く。)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第27号

川崎市交通局公文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局公文書取扱規程の一部を改正する規程

川崎市交通局公文書取扱規程(昭和36年交通局規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第3条本文中「掲げる」を「に掲げる」に改め、同条第4号中「交通部規程第1号」の次に「。以下「分課分掌規程」という。」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「営業所」の次に「及び車庫」を加え、同条第5号中「所管課の長」の次に「(鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長(菅生車庫担当))」を加え、同条第6号中「情報システム」を「電子情報処理組織」に改める。

第6条第1項中「行うため、所管課」の次に「(鷺ヶ峰営業所菅生車庫担当を除く。)」を加え、同条第2項第1号中「公文書」を「文書等」に、同項第6号中「課」を「所管課」に改める。

第7条第1項第1号キを次のように改める。

キ 文書配布簿

第7条第1項第2号に次のように加える。

エ 特定文書処理簿

第7条第1項第3号ウを次のように改める。

ウ 後納郵便物管理簿

第8条第3項中「定めるもの」の次に「(鷺ヶ峰営業所管生車庫においては、鷺ヶ峰営業所と同一のもの)」を加える。

第10条を次のように改める。

(公示令達等の番号)

第10条 規程、告示、公告及び訓令は、公告式番号簿により庶務課において暦年ごとに番号を付けるものとする。

(例) 川崎市交通局告示第 号

川崎市交通局公告第 号

2 指令文書の番号は、庶務課において、指令番号簿により年度ごとに付けるものとする。ただし、年度により難しいものは、暦年ごとに付けることができる。

(例) 川崎市交通局指令第 号

3 証明文書の番号は、所管課において、証明りん議簿により年度ごとに付けるものとする。

(例) 川崎市交通局証明庶務第 号

第12条本文中「すべて」を「全て」に改める。

第13条本文中「すべて」を「全て」に、「により整理し、所管課の文書主任に配布する」を「のとおり取り扱わなければならない」に改め、同条第1号中「すべて」を「全て」に、「受付印」を「文書受付印」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 前号に該当しない公文書は、これを開封せず、直接所管課に配布する。

第13条第4号中「金品交付簿」を「文書配布簿」に改め、同条第5号中「異議申立て」を「不服申立て」に改める。

第14条本文を次のように改める。

所管課に到達した公文書は、次により整理しなければならない。

第14条第1号中「すべて」を「全て」に改め、同条第3号中「異議申立て」を「不服申立て」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 次に掲げる公文書で軽易なものについては、適宜の帳票等を用いて処理することができる。

ア 新聞、雑誌、冊子その他これに類するもの

イ 案内書その他これに類するもの

ウ 郵便物、信書便法第2条第3項に規定する信書便物又は貨物運送によって到達した物で個人宛のもの

第17条に見出しとして「(起案)」を付し、同条第1項本文中「電子計算処理組織」を「電子情報処理組織」に改める。

第17条の2に次の1項を加える。

2 前項の特定文書処理を行う場合で、事務執行上文書管理システムによる特定文書処理を行うことが困難なときは、特定文書処理簿により特定文書処理を行うこ

とができる。

第20条第1項第2号中「川崎市交通局分課分掌規程(昭和27年交通部規程第1号)」を「分課分掌規程」に改める。

第24条の2第1項中「により公印の押印を受けなければ」を「の公印を公印使用簿に必要事項を記載の上、押印しなければ」に改める。

第28条中「行なう」を「行う」に改める。

第37条を次のように改める。

(完結文書の保存)

第37条 所管課長は第35条第1項の規定により庶務課長に引き継いだ完結文書以外のもの(以下「所管課保存文書」という。)を、庶務課長は同項の規定により所管課長から引継ぎを受けた完結文書(以下「庶務課保存文書」という。)を、常に整理し、保存期間が経過するまでの間(第33条第1項ただし書に規定する特に軽易な公文書にあっては、事務処理上必要な期間)、適正に保存しなければならない。

2 前項の規定により完結文書を保存している所管課長及び庶務課長は、保存の必要に応じ、当該完結文書に代えて、内容を同じくする同一又は他の種類の媒体の完結文書を作成することができる。

第43条の2を第43条の3とし、第43条の次に次の1条を加える。

(文書管理システムによる処理)

第43条の2 この規程の規定により行うこととされている公文書の管理に関する事務について、文書管理システムを利用することができる場合は、原則として、文書管理システムにより行うものとする。

2 この規程の規定により作成することとされている書類等(書類、帳簿その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(文書管理システムによる情報処理の用に供されるものに限る。)をもって代えることができる。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第28号

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支

給方法等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年交通部規程第7号）の一部を次のように改正する。

第13条の2中「所属長」の次に「(鷺ヶ峰営業所営生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長（営生車庫担当）。以下同じ。)」を加える。

第1号様式中

「

フリカダナ
氏名
印

」

を

「

フリカダナ
氏名

」

に改める。

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

第3号様式(第24条関係)

時間外等勤務命令簿・勤務実績報告書

所属

月 日	従業務の内容 (命令)	命令 時間	受命者	係長 承認印	命令者 承認印	従業務の内容 (報告)	勤務 時間	125	150	135	160	175	休日	夜間	100	25	50	受命者	係長 承認印	命令者 承認印	
								100	100	100	100	100	勤務	勤務	100	100					
		: から : まで					: から : まで	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:				
		: から : まで					: から : まで	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:				
		: から : まで					: から : まで	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:				
		: から : まで					: から : まで	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:				
		: から : まで					: から : まで	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:				
		: から : まで					: から : まで	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:				
		: から : まで					: から : まで	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:				
		: から : まで					: から : まで	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:				
		: から : まで					: から : まで	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:				
		: から : まで					: から : まで	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:				
		: から : まで					: から : まで	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:				
		: から : まで					: から : まで	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:				
		: から : まで					: から : まで	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:				
		: から : まで					: から : まで	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:				
		: から : まで					: から : まで	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:				
支払コード		費目コード		職員コード・氏名					125	150	135	160	175	休日	夜間	100	25	50	年・月		枚数
							小計	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			年	
							月累計	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			月

第4号様式 (第12条の3関係)

住居届・通勤届

所属決済日 年 月 日

→ 給与担当課

理由発生日 年 月 日	押 印 欄	押 印 欄
受 理 日 年 月 日		

所 属 交 通 局			
支払コード	職員コード	氏 名	郵便番号

フリガナ
住 所 (TEL)
旧住所(住居の移転の際に記入)

住居区分(該当する番号に○を付けること。) 1 借家・借間 (契約書及び住民票等の写しを添付) 2 不支給(1以外)	夫婦又は、同居している親子等が本市職員である場合は以下の記入をすること。			
	所属・職員コード	氏 名	続柄	住居手当支給
				あり・なし
				あり・なし

通勤区分(該当する番号に○を付けること。)		
1 採 用	4 住居の移転	7 日勤・隔勤の変更
2 異 動(旧所属)	5 通勤方法の変更	8 運賃改定
3 庁舎の移転	6 運賃等の変更	9 その他()

職種等(該当する番号に○を付けること。)		
1 本局職員	4 整備係員	7 その他
2 営業所事務職員(担当業務: 、出勤回数: 回)	5 運転手	(担当業務:)
3 整備係長	6 誘導員	

順路	会社名・交通用具名	路 線	区間(駅名・停留所名を記入)	同一区間 距 離	片道運賃	定期券の額		
						6箇月	3箇月	1箇月
1			~	あり・なし ・ km	円	円	円	円
2			~	あり・なし ・ km	円	円	円	円
3			~	あり・なし ・ km	円	円	円	円
4			~	あり・なし ・ km	円	円	円	円
5			~	あり・なし ・ km	円	円	円	円
6			~	あり・なし ・ km	円	円	円	円
7			~	あり・なし ・ km	円	円	円	円
注) 順路は自宅側から記入すること。徒歩通勤は会社名・交通用具名欄に『徒歩』と記入。					合 計	円	円	円

備考

認 定 事 項	住居手当認定年月日 年 月 日	入力年月日 1 借家・借間 2 不支給	旧支給額	新支給額	追加戻入額	入 力 確 認	人事担当
	通勤手当認定年月日 年 月 日	入力年月日	旧支給額	新支給額	追加戻入額		給与担当
	旧通勤手当認定経路			旧通勤手当認定経路終期入力 ~ /			

注 太線内は記入しないこと。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の規程の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市交通局規程第29号

川崎市交通局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局会計規程の一部を改正する規程

川崎市交通局会計規程(平成25年交通局規程第13号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 物品及び備品

第1節 通則(第73条)

第2節 出納(第74条～第78条)

第3節 備品(第79条～第82条)」

を

「第5章 物品及び備品

第1節 通則(第73条)

第2節 出納(第74条～第78条)

第3節 備品(第79条～第82条)

第5章の2 たな卸資産(第82条の2～第82条の8)」に改める。

第2条第5項中「営業所長」の次に「(鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長(菅生車庫担当)。以下同じ。)」を加え、同条第7項中「営業所」の次に「又は車庫」を加える。

第62条に次の1項を加える。

- 3 企業出納員は、第1項の支払証により金銭を支払う場合は、支払通知書により受取人の氏名、支払金額、事業年度、番号その他必要事項を出納取扱金融機関に通知しなければならない。

第65条第2項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、出納取扱金融機関は、第48条第6項に基づく企業出納員の調査があった場合には、残高証明書の提出と併せて小切手未提示分を調査し、及び報告しなければならない。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 たな卸資産

(たな卸資産の定義)

第82条の2 この規程において「たな卸資産」とは、次の各号に掲げる物品であつてたな卸經理を行うものを

いう。

(1) 燃料類

(2) 原材料

(3) 消耗品

- 2 前項のたな卸資産の区分の細目は、經理課長が別に定める。

(たな卸資産の評価基準)

第82条の3 たな卸資産の評価基準は、次に掲げるところによる。

(1) 購入又は製作によって取得したものについては、購入又は製作に要した価格

(2) 前号に掲げるもの以外のたな卸資産については、適正な見積価格

(たな卸資産の払出価格)

第82条の4 たな卸資産の払出価額は、個別法によるものを除き、先入先出法によるものとする。

(たな卸資産の管理)

第82条の5 課長等は、常に業務執行上必要な量のたな卸資産を貯蔵するように努め、かつこれを適正に管理しなければならない。

(受入れ及び払出し)

第82条の6 經理課長は、課長等からたな卸資産に係る入庫伝票又は出庫伝票が提出されたときは、物品出納簿に記帳するとともに、振替伝票により内訳簿のほか収入予算執行計画整理簿又は支出予算執行計画整理簿に記帳しなければならない。

(たな卸)

第82条の7 經理課長は、毎事業年度3月末日現在において実地たな卸を行い、現品と帳簿を照合し、その正確を保持しなければならない。ただし、このほか特に必要と認めるときは、随時実地たな卸を行うことができる。

- 2 經理課長は、実地たな卸の結果、たな卸資産の現在高と帳簿残高に相違を発見したとき、又は変質、破損その他の事由により不良品を発見したときには、原因及び状況を調査し、帳簿上の数量又は単価を修正するものとする。

(直購入)

第82条の8 課長等は、たな卸資産のうち購入後直ちに使用する予定のものを、直接当該科目の支出として購入することができる。

- 2 前項の規定によって購入した物品に残品が生じた場合は、經理課長は、入庫伝票に基づいて物品出納簿に記帳するとともに、振替伝票により内訳簿のほか収入予算執行計画整理簿又は支出予算執行計画整理簿に記帳しなければならない。

第112条中「という。)は」の次に「、公有財産貸付申請書に係書類を添付して」を加える。

第127条及び第128条第2項中「所長」を「営業所長」に改める。

第143条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 実地たな卸に基づくたな卸資産の修正
第147条を次のように改める。

(伝票等の様式)

第147条 この規程に定める伝票、帳簿等の様式は、局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

交 通 局 告 示

川崎市交通局告示第1号

川崎市交通局公印規程（昭和54年交通局規程第5号）第6条の規定により、次の名称の公印を廃止しますので、同規程第7条の規定に基づき告示します。

令和3年3月23日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

分任企業出納員印

- 1 保管場所及び個数
交通局自動車部菅生営業所 1個
- 2 廃止年月日
令和3年3月31日

川崎市交通局告示第2号

川崎市交通局公印規程（昭和54年交通局規程第5号）第6条の規定により、次の名称の公印を新調しましたので、同規程第7条の規定に基づき告示します。

令和3年3月23日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

分任企業出納員印

- 1 使用開始日 令和3年4月1日
- 2 一般公印 ひな方番号（コ）
- 3 書 体 てん書
- 4 寸 法 方18mm
- 5 保管場所及び個数 交通局自動車部鷺ヶ峰営業所菅生車庫 1個
- 6 印 影



川崎市交通局告示第3号

公金徴収業務の委託について

川崎市交通局川崎乗車券発売所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和3年3月23日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

- 1 受託者の所在地及び名称
所在地 東京都港区三田3丁目12番17号プレクスビルディング2階
名 称 株式会社 メイン
代表者 代表取締役 山尾 百合子
- 2 委託する業務の種類
川崎市交通局川崎乗車券発売所における公金の徴収
- 3 委託期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

川崎市交通局告示第4号

公金徴収業務の委託について

川崎市交通局鷺ヶ峰営業所菅生車庫乗車券販売窓口における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和3年3月23日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

- 1 受託者の所在地及び名称
所在地 川崎市高津区溝口3丁目1番1号
名 称 株式会社 坂口ビルクリーン
代表者 代表取締役 坂口 幸一
- 2 委託する業務の種類
川崎市交通局鷺ヶ峰営業所菅生車庫乗車券販売窓口における公金の徴収
- 3 委託期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

川崎市交通局告示第5号

公金徴収業務の委託について

Ma a Sアプリ「EMo t」による1日乗車券発売における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和3年3月24日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

- 1 受託者の所在地及び名称

所在地 東京都新宿区西新宿1丁目8番3号
名称 小田急電鉄株式会社
代表者 取締役社長 星野 晃司

2 委託する業務の種類

Ma a Sアプリ「EMo t」による1日乗車券発売
における公金の徴収

3 委託期間

令和3年3月25日から令和3年12月28日まで

川崎市交通局告示第6号

公金徴収業務の委託について

川崎市交通局上平間営業所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和3年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

1 受託者の所在地及び名称

所在地 川崎市川崎区中瀬3丁目21番6号

名称 川崎鶴見臨港バス株式会社

代表者 取締役社長 田中 伸介

2 委託する業務の種類

川崎市交通局上平間営業所における公金の徴収

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

川崎市交通局告示第7号

公金徴収業務の委託について

川崎市交通局井田営業所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和3年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

1 受託者の所在地及び名称

所在地 平塚市八重咲町6番18号

名称 神奈川中央交通東株式会社

代表者 取締役社長 飯田 淳彦

2 委託業務の種類

川崎市交通局井田営業所における公金の徴収

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

川崎市交通局告示第8号

公金徴収業務の委託について

小田急バス新百合ヶ丘案内所における公金の徴収業務

を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和3年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

1 受託者の所在地及び名称

所在地 東京都調布市仙川町二丁目19番地5

名称 小田急バス株式会社

代表者 取締役社長 早川 弘之

2 委託する業務の種類

小田急バス新百合ヶ丘案内所における公金の徴収

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 履行場所

小田急バス新百合ヶ丘案内所（麻生区上麻生1-20-1）

川崎市交通局告示第9号

公金徴収業務の委託について

東急バス武蔵小杉案内所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和3年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

1 受託者の所在地及び名称

所在地 東京都目黒区東山三丁目8番地1

名称 東急バス株式会社

代表者 取締役社長 山口 哲生

2 委託する業務の種類

東急バス武蔵小杉案内所における公金の徴収

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 履行場所

東急バス武蔵小杉案内所（中原区小杉町3-492-1）

川崎市交通局告示第10号

公金徴収業務の委託について

上作延停留所及び上作団地前停留所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和3年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

- 1 受託者の所在地及び名称
 所在地 川崎市宮前区水沢1丁目1番1号
 名 称 川崎北部市場輸送サービス株式会社
 代表者 代表取締役 沖島 由二郎
- 2 委託業務の種類
 上作延停留所及び上作団地前停留所における公金の徴収業務
- 3 委託期間
 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第56号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年3月17日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 件 名
 令和3年度川崎市交通局採用選考に係る求人広告
 掲出業務(単価契約)
- (2) 履行場所
 局指定場所
- (3) 履行期間
 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 業務概要
 インターネット求人サイトである「マイナビ転職」と読売新聞東京本社セット版の求人広告に職員採用選考の公告を掲出する(詳細は仕様書のとおり)。なお、予定回数は、あくまで予定であり、発注数を保証するものではありません。
- 2 一般競争入札参加資格
 この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。
- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和3・4年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「その他業務」、種目「広告代理店」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。
- 3 一般競争入札参加に必要な手続
 この入札に参加を希望する者は、次により提出書類を提出しなければなりません。
- (1) 提出書類

- 一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 提出場所及び問い合わせ先
 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階
 企画管理部経理課 契約担当 原田
 電話 044-200-3228
- (3) 提出期間
 令和3年3月17日から令和3年3月19日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- (4) 提出方法
 持参
- 4 入札説明書の交付
 市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局委託入札公表一覧」→「令和3年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。
- 5 一般競争入札参加資格確認の通知
 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和3年3月22日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先
 企画管理部 庶務課 山本
 電話 044-200-3216
- 7 一般競争入札参加資格の喪失
 一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。
- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
 掲出広告媒体ごとの単価と予定回数を乗じた総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札書の提出方法等
 郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。
- ア 郵送
 (ア) 提出期限 令和3年3月24日 必着
 (イ) 宛 先 〒210-8577
 川崎市川崎区宮本町1番地
 川崎市交通局企画管理部経理課長
- イ 持参
 (ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書

到達後から令和3年3月24日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和3年3月26日 午前9時00分
イ 場 所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。ただし、令和3年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

交 通 局 公 告 (調 達)

川崎市交通局公告(調達)第7号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年4月12日

川崎市交通事業管理者
交通局長 篠原秀夫

1 調達の名称

いすゞ自動車純正部品購入(単価契約)

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

交通局企画管理部経理課

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(川崎御幸ビル9階)

3 契約の相手方を決定した日

令和3年3月11日

4 契約の相手方の氏名及び住所

いすゞ自動車首都圏株式会社 京浜臨海支店

京浜臨海支店 支店長 岩城 聡

川崎市川崎区大師河原1丁目3-2

5 契約金額

49,552,704円(税込み)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年1月25日

川崎市交通局公告(調達)第8号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年4月12日

川崎市交通事業管理者
交通局長 篠原秀夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

日野自動車純正部品購入(単価契約)

(2) 納入場所

仕様書のとおり

(3) 納入期間

令和3年4月30日から令和4年3月31日まで

(4) 概 要

詳細は、仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満

たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）において業種「自動車」、種目「自動車用品」、かつ、ランク「A」または「B」で登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種を登録していない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和3年4月15日までに行ってください。申請の際には、この公告文を持参してください。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市ホームページ内「入札情報」の「入札公表」の「交通局物品入札公表一覧」の「令和3年度」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
交通局企画管理部経理課 契約担当 野川
電話 044-200-3228

(2) 提出期間

令和3年4月12日から令和3年4月15日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

入札説明書は、市ホームページ内「入札情報」の「入札公表」の「交通局物品入札公表一覧」の「令和3年度」からダウンロードしてください。また、3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、3(2)の期間中、入札説明書を無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和3年4月21日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

川崎市交通局自動車部運輸課車両係 伊藤
電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

総価で行います。この金額には、明細書を使用して、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

入札に当たっては、入札書及び明細書を提出してください。

なお、契約単価は、仕様書で指定する部品メーカーが発行する価格表による価格に、落札者が提出した入札書及び明細書に記載された割引率を適用して算出した割引後の価格とします。

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 日 時 令和3年4月30日 午前9時00分

(イ) 場 所 川崎市交通局会議室

川崎御幸ビル8階

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

イ 郵送による入札の場合

(ア) 期 限 令和3年4月27日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

必ず書留郵便により送付してください。

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時及び場所

8(1)アに同じ。

(4) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 再度の入札の実施

落札者がいない場合、直ちに再度入札を行います。ただし、入札参加者が川崎市交通局競争入札参加者心得第7条により無効とされた者及び開札に立ち会わな

い者であった場合は参加できません。

10 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

11 入札に関する苦情

入札に関する苦情等について、苦情の原因となった事実を知り得たときから10日以内に川崎市政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）へ申し立てることができます。

12 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、委員会への苦情申立てが行われた場合、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

HINO genuine parts

(2) Time limit for tender:

9:00 A.M. 30 April, 2021

(3) Time limit for tender by mail:

27 April, 2021

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Accounting Section

Transportation Bureau

1-8-9, Isago, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-0006, Japan

TEL:+81(0)44-200-3228

川崎市交通局公告（調達）第9号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年4月12日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

ア 軽油A（5月16日～6月30日） 132キロリットル

イ 軽油B（5月16日～6月30日） 184キロリットル

ウ 軽油C（5月16日～6月30日） 118キロリットル

エ 軽油D（5月16日～6月30日） 230キロリットル

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

ア 川崎市交通局上平間営業所

イ 川崎市交通局塩浜営業所

ウ 川崎市交通局井田営業所

エ 川崎市交通局鷺ヶ峰営業所及び川崎市交通局

鷺ヶ峰営業所菅生車庫

(4) 納入期間

令和3年5月16日から令和3年6月30日まで

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市における令和3・4年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）において業種「燃料・油脂類」、種目「石油製品・オイル」、かつ、ランク「A」で登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加に係る業種を登録していない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和3年4月15日までに行ってください。申請の際には、この公告文の写しを持参してください。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書、誓約書及び5の書類を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書等の様式は、市バスホームページ内「入札情報」の「入札公表」の「交通局物品入札公表一覧」の「令和3年度」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課 契約担当 野川

電話 044-200-3228

(2) 提出期間

令和3年4月12日から令和3年4月15日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間中縦覧に供します。また、市バスホームページ内「入札情報」の「入札公表」の「交通局物品入札公表一覧」の「令和3年度」からダウンロードもできます。

5 一般競争入札参加者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、購入物品を安定して供給できることを証明する書類（供給保証書）を令和3年4月15日までに3(1)の場所に提出しなければなりません。

この場合において、提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

なお、入札参加者は、当該書類に関し説明を求められたときは、それに応じなければなりません。

6 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和3年4月21日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

7 仕様に関する問い合わせ先

川崎市交通局自動車部運輸課車両係 伊藤

電話 044-200-3241

8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

1(1)の購入物品ごとにそれぞれ入札及び契約に付するものとし、1キロリットル(1,000リットル)当たりの単価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、一切の諸経費を含めて見積もった金額から軽油引

取税額を控除した額の110分の100に相当する金額に、軽油引取税額を加算した金額を入札書に記載してください。

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 日 時

令和3年4月30日 午前10時00分

(イ) 場 所

川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

イ 郵送による入札の場合

(ア) 期 限

令和3年4月27日 必着

(イ) 宛 先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

必ず書留郵便により送付してください。

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時及び場所

(1)アに同じ。

(4) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得第7条の規定により無効と定める入札は、これを無効とします。

10 再度の入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市交通局競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は参加できません。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 入札に関する苦情

入札に関する苦情について、苦情の原因となった事実を知り得たときから10日以内に川崎市政府調達苦情検討委員会へ申し立てることができます。

13 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) この契約の目的物に係る税制改正が実施された場合は、それによるものとします。
- (5) 落札者の決定後、川崎市政府調達苦情検討委員会に対する苦情申立てが行われた場合、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① Gas Oil Quantity 132kl
- ② Gas Oil Quantity 184kl
- ③ Gas Oil Quantity 118kl
- ④ Gas Oil Quantity 230kl

(2) Time limit for tender:

10:00 A.M., April 30, 2021

(3) Time limit for tender by mail:

April 27, 2021

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE
Accounting Section
Transportation Bureau
1-8-9, Isago, Kawasaki-ku,
Kawasaki, Kanagawa 210-0006, Japan
TEL:+81(0)44-200-3228

交 通 局 訓 令

川崎市交通局訓令第1号

局内一般
営業所

川崎市交通局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原秀夫

川崎市交通局職員安全衛生委員会規程の一

部を改正する訓令

川崎市交通局職員安全衛生委員会規程（昭和49年交通局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（設置）

第2条 交通局に川崎市交通局職員安全衛生委員会（以下「局委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる事業場ごとに事業場職員安全衛生委員会（以下「事業場委員会」という。）を置く。

- (1) 本庁舎（川崎御幸ビルに属する組織）
- (2) 塩浜営業所
- (3) 鷺ヶ峰営業所
- (4) 鷺ヶ峰営業所菅生車庫

別表第1中「菅生営業所長」を「鷺ヶ峰営業所担当課長（菅生車庫担当）」に改める。

別表第2中「各所属長」の次に「（鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長（菅生車庫担当）。）」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市交通局訓令第2号

局内一般
営業所

川崎市交通局職員総括安全衛生管理者等の設置に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原秀夫

川崎市交通局職員総括安全衛生管理者等の

設置に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市交通局職員総括安全衛生管理者等の設置に関する規程（昭和49年交通局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（総括安全衛生管理者）

第2条 交通局に川崎市交通局総括安全衛生管理者を置き、当該管理者は交通局企画管理部長をもって充て、次の表に掲げるとおり事業場に事業場総括安全衛生管理者を置く。

事業場	事業場総括安全衛生管理者
本庁舎（川崎御幸ビルに属する組織）	庶務課長
塩浜営業所	塩浜営業所長
鷺ヶ峰営業所	鷺ヶ峰営業所長
鷺ヶ峰営業所菅生車庫	鷺ヶ峰営業所担当課長（菅生車庫担当）

第3条中「前条第1項各号及び第2項」を「前条」に、

「次条第2項に規定する所属」を「前条に掲げる事業場（本庁舎においては庶務課。以下同じ。）」に改める。

第4条第1項中「第2条第1項各号及び第2項」を「第2条」に改め、同条第2項中「所属（川崎市交通局分課分掌規程（昭和27年交通部規程第1号）第3条に規定する職員の衛生管理を所掌する課並びに川崎市交通局現業機関設置規程（昭和30年交通部規程第5号）第2条に規定する営業所）」を「第2条に掲げる事業場」に改める。

第5条及び第6条中「行なう」を「行う」に改める。

第7条第2項中「所属長」を「第2条に掲げる事業場の長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市交通局訓令第3号

局内一般

営業所

川崎市交通局企業職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局企業職員服務規程の一部を改正する訓令

川崎市交通局企業職員服務規程（平成18年交通局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「所属長」の次に「（鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長（菅生車庫担当）。以下同じ。）」を加える。

第14条第2項中「所長」の次に「（鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長（菅生車庫担当）。以下同じ。）」を加える。

様式目次中

「

様式番号	名称	関係条文
1	住居届	第4条▲

」

を

「

様式番号	名称	関係条文
1	住居届・通勤届	第4条

」

に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第4条関係)

住居届・通勤届

所属決済日 年 月 日

→ 給与担当課

理由発生日 年 月 日
受理日 年 月 日

押印欄

押印欄

所属 交通局

支払コード 職員コード 氏名 郵便番号

フリガナ

住所 (TEL)

旧住所(住居の移転の際に記入)

住居区分(該当する番号に○を付けること。)
1 借家・借間 (契約書及び住民票等の写しを添付)
2 不支給(1以外)
夫婦又は、同居している親子等が本市職員である場合は以下の記入をすること。
所属・職員コード 氏名 続柄 住居手当支給
あり・なし
あり・なし
あり・なし

通勤区分(該当する番号に○を付けること。)
1 採用
2 異動(旧所属)
3 庁舎の移転
4 住居の移転
5 通勤方法の変更
6 運賃等の変更
7 日勤・隔勤の変更
8 運賃改定
9 その他()

職種等(該当する番号に○を付けること。)
1 本局職員
2 営業所事務職員(担当業務: 、出勤回数: 回)
3 整備係長
4 整備係員
5 運転手
6 誘導員
7 その他(担当業務:)

Table with columns: 順路, 会社名・交通用具名, 路線, 区間(駅名・停留所名を記入), 同一区間距離, 片道運賃, 定期券の額 (6箇月, 3箇月, 1箇月). Rows 1-7 with 'あり・なし' and 'km' entries.

注) 順路は自宅側から記入すること。徒歩通勤は会社名・交通用具名欄に『徒歩』と記入。 合計 円 円 円

備考

Table for recognition items with columns: 認定事項, 住居手当認定年月日, 入力年月日, 旧支給額, 新支給額, 追加戻入額, 入力確認, 人事担当/給与担当.

注 太線内は記入しないこと。

第2号様式中

「

届出日 年 月 日		押印欄	押印欄
職員コード		氏名(ふりがな)(新)	氏名(旧)
		印	

」

を

「

届出日 年 月 日		確認欄	確認欄
職員コード		氏名(ふりがな)(新)	氏名(旧)

」

に改める。

第6号様式中

「

押印欄	
月分出勤状況報告書	
年 月 日	
庶務課長 様	
出勤簿管理者	

」

を

「

確 認 欄		
月分出勤状況報告書		
		年 月 日
庶務課長 様		
出勤簿管理者		

」

に改める。

第7号様式中

「

押 印 欄		
職務専念義務免除承認 営利企業従事等許可 申請書		
		年 月 日
交通局長 様		
	所 属 職 名 氏 名	印
次のとおり申請します。		

」

を

「

確 認 欄		
職務専念義務免除承認 営利企業従事等許可 申請書		
		年 月 日
交通局長 様		
	所 属	
	職 名	
	氏 名	
次のとおり申請します。		

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の訓令の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市交通局訓令第4号

局内一般
営業所

川崎市交通局企業職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局企業職員研修規程の一部を改正する訓令

川崎市交通局企業職員研修規程(昭和47年交通局訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第5条中「所属長」の次に「(鷺ヶ峰営業所営生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長(営生車庫担当))」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

病 院 局 規 程

川崎市病院局規程第1号

川崎市立病院の管理等に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年3月22日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

川崎市立病院の管理等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市立病院の管理等に関する規程(平成17年川崎市病院局規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中「印」を削る。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第2号

川崎市病院局軽易工事執行の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年3月30日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

川崎市病院局軽易工事執行の特例を定める

規程の一部を改正する規程

川崎市病院局軽易工事執行の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 予算執行課の長 総務部若しくは経営企画室の課長及び担当課長又は川崎病院事務局若しくは井田病院事務局の課長及び担当課長をいう。
- (2) 工事執行課の長 川崎市病院局請負工事監督規程(平成17年川崎市病院局規程第43号)第2条第1号に定める工事担当課長をいう。
- (3) 軽易工事 予算科目が工事請負費又は修繕費に該当し、かつ、1件2,500,000円以下の工事(設計図書(工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。)の作成を要する工事を除く。)をいう。

第2条第2項を削る。

第3条中「工事執行課長」を「予算執行課の長」に改め、「軽易工事(執行契約締結)伺書を作成するとともに」を削り、「徴し、併せて経営企画室の会計を担当する担当課長(以下「会計担当課長」という。)に送付する」を「徴する」に改め、「見積書の徴取に当たっては」を削る。

第3条に次の2項を加える

- 2 予算執行課の長は、軽易工事(執行契約締結)伺書に前項の工事見積書を添付の上、工事執行課の長の工事費等の審査を受けるものとする。ただし、当該工事費等の審査をすることができる技術職員がいる予算執行課にあっては、当該予算執行課において審査を行うものとする。
- 3 前項本文の規定による審査は、軽易工事(執行契約締結)伺書への合議をもって行うものとする。

第4条を次のように改める。

(工事執行課の長の承認)

第4条 工事執行課の長は、工事費等の審査を行うものとし、当該工事費等に異議のないときは、合議を受けた軽易工事(執行契約締結)伺書の承認を行うものとする。

第5条第1項中「工事執行課長」を「予算執行課の長」に、「前条の規定により会計担当課長から通知を受けた算定価格」を「前条に規定する承認を受けた工事費又は第3条第2項ただし書の規定による工事費等の審査に基づく工事費」に改める。

第5条第2項中「工事執行課長は、」を削る。

第6条第1項中「工事執行課長」を「予算執行課の長」に、「局職員」を「職員」に改める。

第6条第2項を削る。

第6条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条中「工事執行課長」を「予算執行課の長」に改める。

第8条を次のように改める。

(執行状況の公表)

第8条 予算執行課の長は、軽易工事の執行状況を毎年度ごとに経営企画室の会計を担当する担当課長（以下「会計担当課長」という。）に報告しなければならない。

2 会計担当課長は、前項により受けた執行の状況が業者選定等について適当でないと認めるときは、予算執行課の長に対し、その改善を要求することができる。

3 第1項の報告を受けた会計担当課長は、公表するものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第3号

川崎市病院局事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市病院事業管理者 増田純一
川崎市病院局事務分掌規程等の一部を改正する規程

(川崎市病院局事務分掌規程の一部改正)

第1条 川崎市病院局事務分掌規程（平成17年病院局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中

「(5)患者の入院及び退院に関すること。」

を

「(5)患者の入院及び退院に関すること。

(6) 在宅医療に関すること。」

に改める。

第5条第4項中「、患者総合サポートセンター及びかわさき総合ケアセンター」を「及び患者総合サポートセンター」に改め、同条第6項中「、救急センター及びかわさき総合ケアセンター」を「及び救急センター」に改める。

別表川崎病院の項中

「

整形外科

を

「

整形外科

整形内視鏡科

に改め、同表井田病院の項中

「

泌尿器科

を

「

泌尿器科

泌尿器内視鏡科

に改める。

(川崎市病院局企業職員の標準的な職を定める規程の一部改正)

第2条 川崎市病院局企業職員の標準的な職を定める規程（平成28年病院局規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「、高度脳神経治療センター及びかわさき総合ケアセンター」を「及び高度脳神経治療センター」に改める。

(川崎市病院局企業職員の級別の基準となるべき職務の内容を定める規程の一部改正)

第3条 川崎市病院局企業職員の級別の基準となるべき職務の内容を定める規程（平成17年病院局規程第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「、高度脳神経治療センター及びかわさき総合ケアセンター」を「及び高度脳神経治療センター」に改める。

(川崎市病院局企業職員管理職手当支給規程の一部改正)

第4条 川崎市病院局企業職員管理職手当支給規程（平成17年病院局規程第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「かわさき総合ケアセンター所長」を削り、「、救急センター及びかわさき総合ケアセンター」を「及び救急センター」に改め、「かわさき総合ケアセンター副所長」を削る。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第4号

川崎市病院局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市病院事業管理者 増田純一

川崎市病院局会計規程の一部を改正する規程

川崎市病院局会計規程（平成17年川崎市病院局規程第

36号)の一部を次のように改正する。

第94条の2第3項中「及び前項」を削り、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、使用許可の期間が1週間以内のものについては、管理者が別に定める誓約書を提出することにより、同項の確認を行わないことができる。ただし、申請者が前項各号のいずれかに該当するものであると疑わしい場合は、神奈川県警察本部長に対して確認を行うものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、申請者が、国、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人等明らかに第2項各号のいずれにも該当しない者である場合は、第1項の確認を行わないことができる。

第98条の見出し中「減免等」を「減免」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の使用料の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除の申請をしなければならない。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第5号

川崎市病院局規程で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

川崎市病院局規程で定める申請書等の押印

及び署名の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川崎市病院局規程で定める申請書、届出書その他の文書で押印及び署名の定めがあるもの(以下「申請書等」という。)の押印及び署名について、その特例を定めるものとする。

(押印及び署名の特例)

第2条 申請書等のうち病院事業管理者が別に定めるものについては、当該申請書等について定める川崎市病院局規程の規定にかかわらず、押印又は署名を要しないものとする。

(帳票の調製及び使用の特例)

第3条 前条の規定を適用する場合においては、申請書等について定める川崎市病院局規程の規定にかかわらず、必要に応じ、押印及び署名に関する部分を削除し、又は訂正して帳票を調製し、使用することができる。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第6号

川崎市病院局企業職員通勤手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

川崎市病院局企業職員通勤手当支給規程の

一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員通勤手当支給規程(平成17年川崎市病院局規程第28号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号中「場合(」の次に「これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。」を加え、「であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を削る。

第15条第2項中「であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき」を削り、「除く。)は」を「除く。)には」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(支給単位期間に係る経過措置)
- 2 この規程の施行日前にこの規程による改正前の規程第13条第1項第3号に規定する派遣等となった場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

病 院 局 公 告 (調 達)

川崎市病院局公告(調達)第7号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年4月12日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

- 1 調達の名称
 - (1) 川崎病院清掃業務委託
 - (2) 井田病院清掃業務委託
 - (3) 令和3年度医薬品の基本単価契約
 - (4) 令和3年度検査薬品の基本単価契約
 - (5) カーテンの賃貸借契約及び保守に関する契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
病院局経営企画室契約担当
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
 - (1) 令和3年2月25日
 - (2) 令和3年2月25日
 - (3) 令和3年3月5日
 - (4) 令和3年3月5日

(5) 令和3年3月12日

4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 株式会社 新東美装
代表取締役 新町 純一
東京都世田谷区上用賀4-3-8
- (2) セントラルエンジニアリング 株式会社
神奈川支店
支店長 高橋 秀光
川崎市中原区上小田中二丁目3番6号
- (3) ア 東京薬品 株式会社
代表取締役 藤本 智志
東京都板橋区東坂下二丁目13番16号
イ 東和薬品 株式会社 横浜北営業所
横浜北営業所 所長 藤堂 慎弥
横浜市港北区新羽町1290番
- (4) ア アズサイエンス 株式会社 横浜営業所
所長 北原 崇宏
神奈川県大和市渋谷6-1-4
イ 協和医科器械 株式会社 横浜支店
支店長 前田 達郎
横浜市都筑区中川中央2-4-8
ウ 株式会社 八神製作所
代表取締役 荒木 篤志
名古屋市中区千代田二丁目16番30号
- (5) 株式会社 柴橋商会 川崎営業所
所長 門松 秀樹
川崎市川崎区江川1-9-11 霧島ビル

5 契約金額

- (1) 112,068,000円
(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- (2) 61,050,000円
(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- (3) ア 36品目 137,673円
(落札品目の単価の合計額。消費税額及び地方消費税額を含まない。)
イ 38品目 151,465円
(落札品目の単価の合計額。消費税額及び地方消費税額を含まない。)
- (4) ア 56品目 1,236,160円
(落札品目の単価の合計額。消費税額及び地方消費税額を含まない。)
イ 44品目 2,303,559円
(落札品目の単価の合計額。消費税額及び地方消費税額を含まない。)
ウ 1品目 1,230円
(落札品目の単価の合計額。消費税額及び地方消費税額を含まない。)
- (5) 74,244,192円

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

- (1) 随意契約
 - (2) 一般競争入札
 - (3) 一般競争入札
 - (4) 一般競争入札
 - (5) 一般競争入札
- 7 入札の公告(公示)を行った日
- (1) 令和3年1月12日
 - (2) 令和3年1月12日
 - (3) 令和3年1月25日
 - (4) 令和3年1月25日
 - (5) 令和3年2月10日
- 8 随意契約による場合にはその理由
- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定による。

消 防 局 訓 令

川崎市消防局訓令第4号

局内一般
消防署

川崎市火災調査に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月23日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市火災調査に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市火災調査に関する規程(平成7年消防局訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第8号様式、第12号様式及び第18号様式中「印」を削る。

第30号様式中「印」を削り、同様式備考1中「記載され、かつ印がある」を「記載されている」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。(経過措置)
- 2 改正前の訓令の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市消防局訓令第5号

局内一般
消防署

川崎市防火管理等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月23日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市防火管理等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市防火管理等に関する規程（平成11年消防局訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第6号様式中「氏^{フリ} 名^{ガナ} 印」を「氏^{フリ} 名^{ガナ}」に改める。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正前の訓令の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、
当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市消防局訓令第6号

局内一般
消防署

川崎市消防局警防規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月29日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市消防局警防規程の一部を改正する訓令

川崎市消防局警防規程（平成28年消防局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第81条」を「第84条」に、「第82条」を「第85条」に、「第84条」を「第87条」に、「第85条」を「第88条」に、「第86条」を「第89条」に「第87条」を「第90条」に、「第88条」を「第91条」に改める。

第2条第1項第8号中「消火活動優先地域」を「警防活動指定地域」に改め、「予想される」の次に「地域で、消防長が別に定める基準で指定する」を加え、同項第10号中「及び地震発生時」を「並びに南海トラフ地震及び津波に関する事前情報発表時」に、「地震災害」を「震災」に改め、同項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、同号の前に次の1号を加える。

- 震災警防体制 大規模地震発生時における震災に対応する体制をいう。

第9条第1項第5号中「消火活動優先地域」を「警防活動指定地域」に改める。

第22条第1項中「警防体制」を「特別警防体制」に改める。

第36条第2項第2号中「東海地震注意情報」を「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」に改め、同項第3号を次のように改める。

- 津波予報区「東京湾内湾」に大津波警報が発表されたとき。

第71条第1号中「通常警備体制」を「通常警防体制」に改める。

第72条第1号及び第2号を次のように改める。

- 震災警戒第1号体制

ア 南海トラフ地震に関連する情報のうち、南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたとき。

イ 津波予報区「東京湾内湾」に津波注意報又は津波警報が発表されたとき。

- 震災警戒第2号体制

ア 南海トラフ地震に関連する情報のうち、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。

イ 津波予報区「東京湾内湾」に大津波警報が発表されたとき。

第73条に次の1項を加える。

- 津波予報区「東京湾内湾」に大津波警報が発表されたときは、職員の安全確保を最優先するとともに、避難勧告等の情報伝達を併せて行うものとする。

第74条中「次に掲げるとおりとする。」を「別表第4によるものとする。」に改め、同条第1号及び第2号を削り、次のただし書を加える。

ただし、震災警戒第2号体制が発令されたときは、地震発生後の方面指揮本部機能を維持するため、指揮情報隊を出場させないものとする。

第88条を第91条とし、第81条から第87条までを3条ずつ繰り下げる。

第80条中「震災警戒体制」を「震災警防体制」に改め、同条を第83条とし、第77条から第79条までを3条ずつ繰り下げ、第76条の次に次の3条を加える。

(震災警防体制)

第77条 震災警防体制は、次に掲げるとおりとする。

- 震災警防第1号体制

通常警防体制とし、続報を逃さない情報収集体制とする。

- 震災警防第2号体制

全職員により、全消防力をもって対応する体制とする。

(震災警防体制の発令)

第78条 震災警防体制は、次に掲げる基準により消防長が発令する。

- (1) 震災警防第1号体制
市内で震度5強又は6弱の地震が発生したとき。
- (2) 震災警防第2号体制
ア 市内で震度6強以上の地震が発生したとき。
イ 市内で震度5強又は6弱の地震が発生し、市内で多数の災害が発生又は多数の災害通報が入電し、別に定める基準により消防長が震災警防第2号体制の発令が必要と認めるとき。

(震災警防2号体制時の指揮体制等)

第79条 震災警防2号体制時の指揮体制及び部隊運用等は、別に定める。

別表第1(第3条関係)川崎市臨港消防署の部千鳥町出張所の項中「*第6川崎丸水上消防隊(第6川崎丸)」を「*消防艇うみかぜ水上消防隊(消防艇うみかぜ)」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年5月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第7号

局内一般
消防署

川崎市危険物事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月29日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市危険物事務処理規程の一部を改正する訓令

川崎市危険物事務処理規程(平成11年消防局訓令第23号)の一部を次のように改正する。

- 第1号様式中「㊟」を削る。
- 第13号様式の2中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。(経過措置)
- 2 改正前の訓令の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、引き続きこれを使用することができる。

川崎市消防局訓令第8号

局内一般
消防署

川崎市火薬類取締法事務処理要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月29日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市火薬類取締法事務処理要綱の一部を改正する訓令

川崎市火薬類取締法事務処理要綱(平成29年消防局訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第7号様式、第9号様式、第10号様式、第13号様式、第16号様式、第18号様式、第19号様式、第29号様式、第34号様式、第35号様式、第37号様式から第51号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。(経過措置)
- 2 改正前の訓令の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市消防局訓令第9号

局内一般
消防署

川崎市高圧ガス保安法事務処理要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月29日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市高圧ガス保安法事務処理要綱の一部を改正する訓令

川崎市高圧ガス保安法事務処理要綱(平成30年消防局訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表49の項を次のように改める。

49	法第63条第1項の規定による事故の届出に関すること。	特に重要なもの	重要なもの	一般的なもの
----	----------------------------	---------	-------	--------

第15号様式、第18号様式、第21号様式から第26号様式までの規定中「㊟」を削り、第27号様式中「代表者 氏名 ㊟」を「代表者 氏名 ㊟」に、「川崎市長 ㊟」を「川崎市長 印」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。(経過措置)
- 2 改正前の訓令の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市消防局訓令第10号

局内一般
消防署

川崎市消防職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月29日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市消防職員服務規程の一部を改正する訓令
川崎市消防職員服務規程（平成10年消防局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「氏名_____印」を
「氏名_____」に改める。

第5号様式中「氏名_____印」を
「氏名_____」に改める。

第6号様式中「氏名_____印」を
「氏名_____」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第11号

局内一般
消防署

川崎市消防職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月29日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市消防職員の育児休業等に関する規程
の一部を改正する訓令
川崎市消防職員の育児休業等に関する規定（平成4年消防局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「氏 名_____印」を
「氏 名_____」に改める。

第2号様式中「氏名 _____ 印」を
「氏名 _____」に改める。

第3号様式中「氏名 _____ 印」を
「氏名 _____」に改める。

第3号様式の2中「氏名 _____ 印」を
「氏名 _____」に改める。

第4号様式(1)中「氏名 _____ 印」を
「氏名 _____」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第12号

局内一般
消防署

川崎市消防職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月29日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市消防職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市消防職員の自己啓発等休業に関する規程（平成29年消防局訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「職名・氏名_____印」を
「職名・氏名_____」に改める。

第2号様式中「職名・氏名_____印」を
「職名・氏名_____」に改める。

第3号様式中「職名・氏名_____印」を
「職名・氏名_____」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第13号

局内一般
消防署

川崎市消防職員の配偶者同行休業に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月29日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市消防職員の配偶者同行休業に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市消防職員の配偶者同行休業に関する規程（平成29年消防局訓令第号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「職名・氏名_____印」を
「職名・氏名_____」に改める。

第2号様式中「職名・氏名_____印」を
「職名・氏名_____」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第14号

局内一般
消防署

川崎市消防団員休団事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月29日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市消防団員休団事務処理規程の一部を
改正する訓令

川崎市消防団員休団事務処理規程の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「印」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第15号

局内一般

消防署

消防職員及び主要機械の配置基準を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市消防長 日 迫 善 行

消防署 消防職員(階級別)・一般職員 1

	臨港消防署						川崎消防署				幸消防署				中原消防署					
	本署	千鳥町	殿町	藤崎	浮島	小計	本署	小田	大島	小計	本署	南河原	平間	加瀬	小計	本署	荻宿	井田	小田中	小計
消防司監																				
消防正監																				
消防監	1					1	1		1						1	1				1
消防司令長	5					5	5		5						5	5				5
消防司令	12	2	2	2	2	20	10	2	14			2	2	2	16	10	2	2	2	16
消防司令補																				
消防士長	81	20	22	22	12	157	75	26	121			20	20	22	126	71	10	20	26	127
消防副士長																				
消防士																				
小計	99	22	24	24	14	183	91	28	141		80	22	22	24	148	87	12	22	28	149
事務職員																				
技術職員																				
小計																				
合計	99	22	24	24	14	183	91	28	141		80	22	22	24	148	87	12	22	28	149

消防署 消防職員(階級別)・一般職員 2

	高津消防署					宮前消防署					多摩消防署					麻生消防署					署合計				
	本署	子母口	新作	梶ヶ谷	久地	小計	本署	野川	宮崎	向丘	犬蔵	菅生	小計	本署	宿河原	菅	栗谷	小計	本署	王禅寺		百合丘	柿生	栗木	小計
消防司監																									
消防正監																									
消防監	1					1	1					1								1				1	8
消防司令長	5					5	5					5		5					5					5	40
消防司令	10	2	2	2	2	18	10	2	2	2	2	20	10	10	2	2	2	2	10	2	2	2	2	18	138
消防司令補																									
消防士長	66	12	20	10	20	128	66	20	20	12	20	158	64	22	20	20	20	126	65	20	10	22	20	137	1060
消防副士長																									
消防士																									
小計	82	14	22	12	22	152	82	22	22	14	22	184	80	24	22	22	22	148	81	22	12	24	22	161	1266
事務職員																									
技術職員																									
小計																									
合計	82	14	22	12	22	152	82	22	22	14	22	184	80	24	22	22	22	148	81	22	12	24	22	161	1266

消防署(庶務要員、予防要員)

	磁港消防署				川崎消防署				幸消防署				中原消防署				高津消防署				宮前消防署				多摩消防署				麻生消防署				合計
	庶務係	予防係	危険物係	小計	庶務係	予防係	危険物係	小計	庶務係	予防係	危険物係	小計	庶務係	予防係	危険物係	小計	庶務係	予防係	危険物係	小計	庶務係	予防係	危険物係	小計	庶務係	予防係	危険物係	小計					
消防要員	7			7	7	7		7	7	7		7	7	7		7	7	7		7	7	7		7	7	7		7	56				
事務職員																																	
技術職員																																	
小計	7			7	7	7		7	7	7		7	7	7		7	7	7		7	7	7		7	7	7		7	56				
消防要員	7	9	8	16	7	14	6	14	7	5	12	7	5	12	7	5	12	7	5	12	7	5	12	7	5	12	7	5	12	86			
事務職員																																	
技術職員																																	
小計	7	9	8	16	7	14	6	14	7	5	12	7	5	12	7	5	12	7	5	12	7	5	12	7	5	12	7	5	12	86			
合計	7	9	8	23	7	21	6	21	7	5	19	7	5	19	7	5	19	7	5	19	7	5	19	7	5	19	7	5	19	142			

消防局・消防署(警防要員) 2

日勤 変則勤務	高津消防署				宮前消防署				多摩消防署				麻生消防署												
	本署	子母口	新作	糠ヶ谷	久地	小計	本署	野川	宮崎	向丘	大蔵	菅生	小計	本署	宿河原	栗谷	小計	本署	王禅寺	巨谷丘	栞生	栗木	小計		
航空隊要員																									
ヘリコプター																									
指揮者																									
消防ポンプ自動車	6																								
大型動力ポンプ自動車	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	1	6	6	1	1	1	4	1	1	1	1	1	5	
水糞付消防ポンプ自動車(*1)	8	8	8	8	8	40	8	8	8	8	8	8	48	8	8	8	32	8	8	8	8	8	8	40	
大型動力ポンプ自動車																									
水糞付消防ポンプ自動車(*1)	1					1						2	1				1	1						1	
はしご自動車	1					1						1	1				1	1						1	
救助工作車	4					4						4	4				4	4						4	
化学消防車	1					1						1	1				1	1						1	
大型化学消防車	10					10						10	10				10	10						10	
大型化学高所放水車																									
支援車																									
高発泡車																									
震災工作車																									
電源車																									
ホース延長車																									
水災害対応車	1					1																			
救急自動車	1					1																			
ポンプ積載車	6					6																			
指揮車	1					1																			
特殊災害対応自動車	6					6																			
特別高度工作車																									
大型除染システム搭載車																									
消防艇																									
その他車両	4					4																			
通/居要員																									
週休等要員(*2)	22	4	8	4	8	46	22	8	8	8	4	8	58	20	8	8	44	22	8	4	8	4	8	50	
合計	12	2	2	2	2	20	14	2	2	2	4	2	26	13	3	2	20	12	2	2	2	2	3	21	
	66	14	22	12	22	136	66	22	22	22	14	22	168	64	24	22	132	66	22	12	24	22	22	146	

*1 泡原液搬送車を含む。 *2 最低操作人員に週休係数(0.5336)を乗じて計上する。

消防局 消防機械	消防局																								局合計											
	総務部												警防部						予防部																	
	庶務課				人事課				施設整備課				救急課			指令課			航空隊			予防課				査察課			危険物課							
	企画担当	小計	庶務係	消防団係	人事係	初任教育訓練係	職員厚生係	音楽隊担当	小計	施設係	施設整備係	小計	救急管理係	救急指導係	小計	情報係	指令第1係	指令第2係	小計	航空係	航空救助係	整備係	小計	予防係		設備係	調査係	計画係	査察係	規制係	検査係	小計				
消防ポンプ自動車	33																																			
水罐付消防ポンプ自動車(*1)	11																																			
化学消防車	5																																			
大型化学消防車	2																																			
大型化学高所放水車	1																																			
はしご自動車	8																																			
救助工作車	8																																			
高発泡車	1																																			
電源車	1																																			
救急自動車	29																																			
指揮車	9											1																								
支援車	1																																			
震災工作車	1																																			
大型動力ポンプ自動車	1																																			
ホース延長車	1																																			
ポンプ積載車	8																																			
水災害対応車	2																																			
特殊災害対応自動車	2																																			
特別高度工作車	1																																			
大型除染システム搭載車	1																																			
消防艇	1																																			
ヘリコプター	1																			1																
その他車両(*2)	76	4																		2																
合計	204	4																		3																

*1 泡原液搬送車を含む。 *2 非常用車両はその他車両を含む。

消防署 消防機械 1

消防機械	臨港消防署						川崎消防署				幸消防署				中原消防署					
	本署	千鳥町	殿町	藤崎	浮島	小計	本署	小田	大島	小計	本署	南河原	平間	加瀬	小計	本署	荻宿	井田	小田中	小計
	消防ポンプ自動車	1		1	1		3	1	1		2	2	1	1	1	4	1	1	1	1
水糧付消防ポンプ自動車(*1)	*1		1		1	3	1			1					1	1				1
化学消防車		1				1		1	1	2			1		1					
大型化学消防車			1		1	2														
大型化学高所放水車	1					1														
はしご自動車	1					1	1			1	1				1	1				1
救助工作車	1					1	1			1	1				1	1				1
高発泡車							1			1										
電源車											1				1					
救急自動車	1		1	1		3	1	1	1	3	1	1	1	1	4	1	1	1	1	3
指揮車	1					1	1			1	1				1	1				1
支隊車					1	1														
震災工作車																				
大型動力ポンプ自動車																				
ホース延長車																1				1
ポンプ積載車	1					1	1			1	1				1	1				1
水災害対応車	1					1														
特殊災害対応自動車	1					1														
特別高度工作車	1					1														
大型除染システム搭載車																				
消防艇		1				1														
ヘリコプター																				
その他車両(*2)	5	2		1	1	9	5			5	6				6	5	1			6
合計	16	4	4	3	4	31	13	3	2	18	14	2	3	2	21	15	2	2	2	21

*1 泡原液搬送車を含む。 *2 非常用車両はその車両に含む。

消防署 消防機械 2	高津消防署					宮前消防署					多摩消防署					麻生消防署					署合計				
	本署	子母口	新作	幌ヶ谷	久地	小計	本署	野川	宮崎	向丘	犬蔵	菅生	小計	本署	宿河原	菅	栗谷	小計	本署	王禅寺		百合丘	柿生	栗木	小計
消防ポンプ自動車	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	5	33
水櫃付消防ポンプ自動車(*1)	1					1	1					2							1					1	11
化学消防車	1					1																			5
大型化学消防車																									2
大型化学高所放水車																									1
はしご自動車	1					1	1					1	1	1					1	1				1	8
救助工作車	1					1	1					1	1	1					1	1				1	8
高発泡車																									1
電源車																									1
救急自動車	1		1		1	3	1	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	29
指揮車	1					1	1					1	1	1					1	1				1	8
支援車																									1
震災工作車																									1
大型動力ポンプ自動車																									1
ホース延長車																									1
ポンプ積載車	1					1	1					1	1	1					1	1				1	8
水災害対応車	1					1																			2
特殊災害対応自動車												1	1												2
特別高度工作車																									1
大型酸素システム搭載車																									1
消防艇																									1
ヘリコプター																									
その他車両(*2)	4					5	6				1	7	6	1					7	5			1	7	52
合計	12	2	2	2	2	20	14	2	2	2	4	2	26	13	3	2	2	2	20	12	2	2	3	21	178

*1 泡原液搬送車を含む。 *2 非常用車両はその他車両に含む。

消防署 その他車両 1

	臨港消防署					川崎消防署				幸消防署				中原消防署						
	本署	千鳥町	殿町	藤崎	浮島	小計	本署	小田	大島	小計	本署	南河原	平間	加瀬	小計	本署	苅宿	井田	小田中	小計
消防ポンプ自動車					1	1	1			1	1				1		1			1
水槽付消防ポンプ自動車																				
大型高所放水車		1				1														
救助工作車				1		1														
救急自動車	1					1	1		1	1	1				1	1				1
消防艇			1			1														
ヘリコプター																				
指令車																				
広報車	2					2	1		1	2	2				2	3				3
査察車	1					1	2		2	1	1				1					
査察車(緊急車)	1					1														
警備連絡車																				
防災指導車																				
防災資器材運搬車											1				1	1				1
人員輸送車(警防バス)																				
人員輸送車(その他バス)																				
合計	5	2		1	1	9	5		5	6	6			6	5	1				6

その他車両

* 非常用車両はその他車両に含む。

消防署 その他車両 2

	高津消防署						宮前消防署						多摩消防署						麻生消防署						署合計
	本署	子母口	新作	榎ヶ谷	久地	小計	本署	野川	宮崎	向丘	大蔵	菅生	小計	本署	沼河原	菅	栗谷	小計	本署	王禪寺	百合丘	柿生	栗木	小計	
消防ポンプ自動車				1		1				1					1						1			1	8
水槽付消防ポンプ自動車																							1	1	1
大型高所放水車																								1	1
救助工作車																								1	1
救急自動車	1					1	1																	1	8
消防艇																									1
ヘリコプター																									
指令車																									
広報車	2					2	2																	2	16
査察車	1					1	2																	2	11
査察車(緊急車)																									1
警備連絡車							1																		1
防災指導車																									
防災資器材運搬車																									3
人員輸送車(警防バス)																									
人員輸送車(その他バス)																									
合計	4			1		5	6			1		7	6	1					7	5	1		1	7	52

* 非常用車両はその他車両に含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
(消防職員及び主要機械の配置基準の廃止)
- 2 消防職員及び主要機械の配置基準（令和2年消防局訓令第8号）は、廃止する。

川崎市消防局訓令第16号

局内一般
消防署

川崎市消防職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市消防職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市消防職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程（平成18年消防局訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別記様式(1)及び別記様式(2)中「印」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第17号

局内一般
消防署

川崎市消防吏員服制等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市消防吏員服制等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市消防吏員服制等に関する規程（平成13年消防局訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

冬 帽 (女性)	色及び地質		冬帽（男性）と同様とする。 帽の腰まわりには黒色リボンを巻き、あごひもはゴム製とする。
	制式	形状	
	き章		

」

を

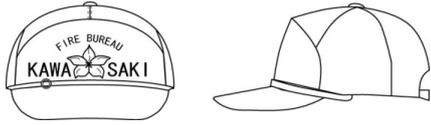
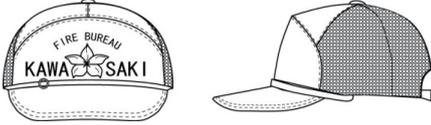
「

冬 帽 (女性)	色及び地質		冬帽（男性）と同様とする。 帽の腰まわりには黒色リボンを巻き、あごひもはゴム製とする。
	制式	形状	

	<p>き章</p>	<p>消防章は銀色金属製、モールは金色、台地は黒色とする。</p> 						
	<p>周章</p>	<p>帽の腰まわりに消防司令以上は蛇腹金線及び蛇腹組黒色線を、消防司令補は蛇腹組黒色線を巻くものとする。</p> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="603 622 699 712"> <p>消防司令</p>  </td> <td data-bbox="879 622 975 712"> <p>消防司令監</p>  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 734 699 824"> <p>消防司令補</p>  </td> <td data-bbox="879 734 975 824"> <p>消防正監 消防監</p>  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 846 699 936"> <p>消防士長 消防副士長 消防士</p>  </td> <td data-bbox="879 846 975 936"> <p>消防司令長</p>  </td> </tr> </table>	<p>消防司令</p> 	<p>消防司令監</p> 	<p>消防司令補</p> 	<p>消防正監 消防監</p> 	<p>消防士長 消防副士長 消防士</p> 	<p>消防司令長</p> 
<p>消防司令</p> 	<p>消防司令監</p> 							
<p>消防司令補</p> 	<p>消防正監 消防監</p> 							
<p>消防士長 消防副士長 消防士</p> 	<p>消防司令長</p> 							

に、

「

<p>冬 航空帽</p>	<p>色及び地質</p>	<p>紺色の毛織物とする。 前面は中央にアゼリアの花を配し、上段に「FIRE BUREAU」、下段に「KAWASAKI」と灰色で刺繍する。</p>
	<p>制式</p>	
<p>盛 夏 航空帽</p>	<p>色及び地質</p>	<p>オレンジ色の耐熱性合成繊維とする。 前面は中央にアゼリアの花を配し、上段に「FIRE BUREAU」、下段に「KAWASAKI」と紺色で刺繍する。</p>
	<p>制式</p>	

を

「

航空帽	色及び地質	濃紺色の合成繊維の織物とする。 前面は中央にアゼリアの花を配し、上段に「FIRE BUREAU」、下段に「KAWASAKI」と銀色で刺繍する。
	制式	

」

に改める。

別表第2中

「

着用区分及び着用期間 貸与品	制 服		活 動 服		救 急 服		救 助 服		航 空 服	
	春 秋 冬 期	夏 期								
略帽			○	○						

」

を

「

着用区分及び着用期間 貸与品	制 服		活 動 服		救 急 服		救 助 服		航 空 服	
	春 秋 冬 期	夏 期								
略帽			○	○	△	△				

」

に、

「

貸与品 着用区分及 び着用期間	制 服		活 動 服		救 急 服		救 助 服		航 空 服	
	春 秋 冬 期	夏 期								
冬航空帽									○	
盛夏航空帽										○

」

を

「

貸与品 着用区分及 び着用期間	制 服		活 動 服		救 急 服		救 助 服		航 空 服	
	春 秋 冬 期	夏 期								
航空帽									○	○

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

川崎市教育委員会規則第1号

川崎市教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月16日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

川崎市教育財産管理規則の一部を改正する規則

川崎市教育財産管理規則(昭和45年川崎市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第8号中「負担」の次に「の有無」を加える。

第20条中「付帯する」を「附帯する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の経費の全部又は一部につき、使用者の負担としないことができる。

- (1) 公益上特に必要と認められる場合であって本市の事業を支援するために使用するものであると認められるとき。
- (2) 使用に係る教育財産の利便性の向上に資すると認められる場合

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会規則第2号

川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月16日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則

川崎市就学奨励規則(平成15年川崎市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(奨助費の支給方法)

第6条 委員会は、前条の規定による認定を受けた支給対象者に対し、奨助費を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、前条の規定による認定を受けた支給対象者(小学校就学予定者の保護者を除く。)に対する奨助費の支給について、校長を通じて行うことができる。

3 前項の規定により校長を通じて支給する場合は、当該校長は、就学奨助費請求書により委員会に奨助費を

請求するものとする。この場合において、当該校長は、個人支給明細書を作成し、備えなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、前条の規定による認定を受けた支給対象者に対する奨助費(学校給食に係るものに限る。)の支給は、委員会が当該支給対象者に代わって当該奨助費を納付することにより行うものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会規則第3号

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月16日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則

川崎市立図書館規則(平成2年川崎市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(宅配による貸出しの試行的実施)

3 図書館は、令和3年度において、宅配による貸出しを試行的に実施するものとする。この場合におけるこの規則の適用については、第9条ただし書中「身体障害者等」とあるのは「教育長が別に定める者」と、第10条中「身体障害者等宅配貸出し」とあるのは「試行的な宅配による貸出し」と、「5点以内」とあるのは「10点以内」とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会規則第4号

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和46年川崎市教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。第4条の表職員部の部給与厚生課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会規則第5号

川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則（昭和39年川崎市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

技術職員	電気職、機械職、建築職、土木職、薬剤師、栄養士、学校栄養職、学芸員、研究職
------	---------------------------------------

」

を

「

技術職員	土木職、電気職、機械職、建築職、研究職、薬剤師、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、学校栄養職、学芸員
------	---

」

に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会規則第6号

川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則（令和2年川崎市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により同項の規定により難い職として教育長が認める会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会規則第7号

川崎市立学校施設使用規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

川崎市立学校施設使用規則等の一部を改正する規則

（川崎市立学校施設使用規則の一部改正）

第1条 川崎市立学校使用規則（昭和27年川崎市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式

学校施設使用許可申請書		押 印 欄
年 月 日		
(宛先) 川崎市教育委員会		
申請人		
住 所		
団 体 名		
氏 名		
生年月日 年 月 日		
性 別 男 ・ 女		
電 話		
(団体にあっては、主たる事務所の所在地、 名称並びに代表者の氏名、生年月日及び性別)		
次のとおり申請します。なお、この申請書の記載事項について事実と相違ないこと及び川崎市立学校施設使用規則第5条の2第2項に規定する暴力団等でないことを誓約します。 また、上記のものでないことを確認するため、川崎市が、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。		
学 校 名	川崎市立 学校	
施 設 名	<input type="checkbox"/> 教室 <input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 校庭 <input type="checkbox"/> その他 ()	
日 時	年 月 日 時 ~ 時	
目的行事内容		
参 集 人 員	人	入 場 料 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
主 催 団 体 名 代 表 者 氏 名		
参 考 事 項	案内状 プログラム 入場券 客員券 その他関係資料添付のこと	
※ 上記については、学校教育上及び施設管理上支障がありません。		
年 月 日		
川崎市立 _____ 学校長 印		
教育委員 年 月 日 会 受 付	決 裁 年 月 日	川崎市教育委員会 指 令 第 号

(注) ※は学校において記入します。

(川崎市高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の徴収に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 川崎市高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の徴収に関する条例施行規則(昭和31年川崎市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1号様式(1)及び第1号様式(2)中「あて先」を「宛先」に、

「
氏名.....印
」

を

「
氏名.....
」

に改める。

(川崎市博物館の登録等に関する規則の一部改正)

第3条 川崎市博物館の登録等に関する規則(平成27年川崎市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「川崎市教育委員会様」を「(宛先)川崎市教育委員会」に、

「
申請者名 ㊟
」

を

「
申請者名
連絡先
」

に改める。

第6号様式中「川崎市教育委員会様」を「(宛先)川崎市教育委員会」に、

「
届出者名 ㊟
」

を

「
届出者名
連絡先
」

に、「あつた」を「あった」に改める。

第7号様式中「川崎市教育委員会様」を「(宛先)川崎市教育委員会」に、

「
届出者名 ㊟
」

を

「
届出者名
連絡先
」

に改める。

第8号様式中「川崎市教育委員会様」を「(宛先)川崎市教育委員会」に、

「
報告者氏名 ㊟
」

を

「
報告者氏名
連絡先
」

に、「至つた」を「至った」に改める。

(川崎市文化財保護条例施行規則の一部改正)

第4条 川崎市文化財保護条例施行規則(昭和34年川崎市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「又はき損」を「、毀損」に改め、同条中「滅失、き損、亡失した」を「滅失し、毀損し、又は亡失した」に、「市指定文化財の滅失・き損・亡失届」を「市指定文化財の滅失・毀損・亡失届」に改める。

第11条第2項中「保持者の心身故障届」を「保持者心身故障届」に改める。

第12条中「文化財指定書再交付申請書」を「文化財指定書・認定書再交付申請書」に改める。

様式目次中

5	市指定文化財の滅失・き損・亡失届	8
6～1	所在変更申告書	9
6～2	所有者変更申告書	9

を

5	市指定文化財の滅失・毀損・亡失届	8
6(1)	所在変更申告書	9
6(2)	所有者変更申告書	9

に、

「

8～1	保持者住所・氏名変更届	11
8～2	保持者心身故障届	11
8～3	保持者死亡届	11

」

を

「

8(1)	保持者住所・氏名変更届	11
8(2)	保持者心身故障届	11
8(3)	保持者死亡届	11

」

に改める。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に、

「
氏 名.....印
」

を

「
氏 名.....
連絡先.....
」

に、「川崎市重要」を「市重要」に改める。

第3号様式から第5号様式までを次のように改める。

第3号様式

(表)

(認定番号)	認 定 書	住所 氏名	右の者を川崎市文化財保 護条例(昭和三十四年八月川 崎市条例第二十四号)に基づ き市重要習俗技艺 の保持者に認定します	年 月 日	川崎市教育委員会
--------	-------	----------	---	-------	----------

(裏)

注 意	次の各号に該当するときは、この認定書を届出書とともに川崎市教育委員会に提出してください。
一	保持者が住所又は氏名を変更したとき。
二	保持者が心身の故障により保持者としての技能を発現できなくなり、又は他に伝授することが困難になったとき。
三	保持者が死亡したとき。
四	川崎市文化財保護条例第六条に掲げる各号の一に該当したとき。

第4号様式

経費補助申請書		年 月 日
(宛先)川崎市教育委員会		
申請者		
住所	
氏名	
連絡先	
川崎市文化財保護条例第10条の規定により指定の文化財の(管理・修復・復旧)に要する経費の補助を次のとおり申請します。		
種 別		
名 称		
所 有 者 (代表者又は 保持者)		
事 業 の 内 容		
総 経 費		
補 助 対 象 経 費		
補 助 申 請 額 (希 望 額)		
補 助 申 請 理 由		教育委員会受付 月 日

添付書類 事業計画書 歳入歳出予算書 工事設計書

第5号様式

滅失 市指定文化財の 毀損 届 亡失		年 月 日
(宛先)川崎市教育委員会		住 所..... 氏 名..... 連絡先.....
次のとおり届け出ます。		
種別及び名称		
指定年月日	年 月 日	
事 故 の 要 概		
そ の 他 参 考 となる 事項	教育委員会受付	
	月 日	

注 1 毀損の場合は、毀損の状況を示す写真を添付してください。

2 滅失又は亡失の場合は、文化財指定書を添付してください。

第6号様式(1)中「あて先」を「宛先」に、

「
氏 名 (名称)印
」

を

「
氏 名 (名称)
連絡先.....
」

に改める。

第6号様式(2)から第9号様式までを次のように改める。

第6号様式(2)

所有者変更申告書		年 月 日
(宛先)川崎市教育委員会		
所有者氏名	
新たに所有しようとする者の氏名	
次のとおり変更したいので申告します。		
種別及び名称		
指定年月日	年	月 日
修理などで市から受けた補助金額と受領年月日	円	年 月 日 受領
所有者(代表者)の氏名(名称)、連絡先及び住所	氏名	連絡先
	住所	
新たに所有しようとする者の氏名(名称)、連絡先及び住所	氏名	連絡先
	住所	
変更予定年月日	年	月 日
変更の理由		
その他参考となる事項	教育委員会受付	
	月 日	

注 文化財指定書を添付してください。

第7号様式

<p>現 状 変 更 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)川崎市教育委員会</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____ 氏 名(名称) _____ 連絡先 _____</p> <p>私の所有する市重要 _____ の現状を次のとおり変更したいので申請します。</p>							
種別及び名称							
指 定 年 月 日	年 月 日						
現状変更の内容 及 び 方 法							
現状変更を必要 とする理由							
現 状 変 更 の 技 術 指 導 者 (又は施工者)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 2px;">住 所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏 名</td> <td style="padding: 2px;">経 験</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">連絡先</td> </tr> </table>	住 所		氏 名	経 験	連絡先	
住 所							
氏 名	経 験						
連絡先							
施工の予定期間	年 月 日～ 年 月 日						
経 費	教育委員会受付						
そ の 他 参 考 と な る 事 項	月 日						

第8号様式(1)

保持者 住所 変更届 氏名 年 月 日 (宛先)川崎市教育委員会 住所..... 氏名..... 連絡先..... 次のとおり変更したので届け出ます。	
保 持 者	氏 名
認 定 の 種 別 及 び 名 称	
認 定 年 月 日	年 月 日
新住所(新氏名)	
旧住所(旧氏名)	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	
そ の 他 参 考 と な る 事 項	教育委員会受付 月 日

注 認定書を添付してください。

第8号様式(2)

保 持 者 心 身 故 障 届		年 月 日
(宛先)川崎市教育委員会		住 所..... 氏 名..... 連絡先..... (代理人の場合は本人との続柄)
次のとおり届け出ます。		
保 持 者	住 所	
	氏 名	
	連絡先	
認定の種別及び名称		
病名とその程度		
習俗又は技芸の後継者がいる場合はその住所、氏名及び連絡先	住 所	
	氏 名	
	連絡先	
その他参考となる事項		
※記事	教育委員会受付	
	月 日	

注 認定書を添付してください。

※印欄は記入しないでください。

第 8 号様式 (3)

<p style="margin: 0;">保 持 者 死 亡 届</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">(宛先)川崎市教育委員会</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">住 所.....</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">氏 名.....</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">連絡先.....</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">(死亡の保持者との続柄)</p> <p style="margin: 0;">次のとおり届け出ます。</p>	
保 持 者	住 所 氏 名 連絡先
認定の種別及び 名 称	
認 定 の 年 月 日	年 月 日
死 亡 年 月 日	年 月 日
習俗又は技芸の 後継者がいる場 合はその住所、 氏名、連絡先及 び経験年数	住 所
	氏 名
	連絡先
	経験年数
そ の 他 参 考 と な る 事 項	
※記 事	教育委員会受付 月 日

注 認定書を添付してください。

※印欄は記入しないでください。

第9号様式

文化財指定書 認定書		再交付申請書	
(宛先)川崎市教育委員会		年 月 日	
		住 所..... 氏 名..... 連絡先.....	
次のとおり(紛失・亡失・破損・汚損)しましたので再交付を申請します。			
指定の文化財の名称 及び員数 〔認定書の場合は 保持者の氏名〕	名 称	員 数	
	氏 名		
文化財指定書 認定書の 記号、番号及び 交付年月日	記 号	番 号	
		年	月 日
紛失 亡失 破損 汚損 の年月日		年	月 日
紛失 亡失 破損 汚損 の理由			
※記事		教育委員会受付	
		月 日	

注 破損又は汚損の場合は、文化財指定書又は認定書を添付してください。

※印欄は記入しないでください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市教育委員会規則第8号

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和46年川崎市教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

生涯学習部	生涯学習推進課	企画係 振興係
	文化財課	

」

を

「

生涯学習部	生涯学習推進課	
	文化財課	

」

に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第7号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

令和3年3月16日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

- 1 日 時 令和3年3月23日(火)14時00分から
- 2 場 所 教育文化会館 第6・7会議室
- 3 議 事
 - 議案第51号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第52号 川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則

の制定について

議案第53号 川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第54号 川崎市立学校施設使用規則等の一部を改正する規則の制定について

議案第55号 川崎市教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令の制定について

議案第56号 新川崎地区新設小学校基本構想・基本計画について

議案第57号 「今後の市民館・図書館のあり方」について

4 その他報告等

川崎市教育委員会告示第8号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和3年3月30日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

- 1 日 時 令和3年4月6日(火)13時30分から
- 2 場 所 教育会館 第1会議室
- 3 その他報告等

教 育 委 員 会 訓 令

川崎市教育委員会訓令第1号

事務局各課
各教育機関

川崎市教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月24日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

川崎市教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令

(川崎市教育委員会職員服務規程の一部改正)

第1条 川崎市教育委員会職員服務規程(平成29年川崎市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第25条中「営利企業等従事許可・教育事務従事承認申請書」を「営利企業従事等許可・教育事務従事承認申請書」に改める。

様式目次中

「

6	職務専念義務免除承認 営利企業等従事許可書 申請書	第16条第2項、 第24条
7	職務専念義務免除承認書 営利企業等従事許可書	第16条第2項、 第24条
8	営利企業等従事許可・ 教育事務従事承認申請書	第25条

」

を

「

6	職務専念義務免除承認 営利企業従事等許可 申請書	第16条第2項、 第24条
7	職務専念義務免除承認書 営利企業等従事許可書	第16条第2項、 第24条
8	営利企業従事等許可・ 教育事務従事承認申請書	第25条

」

に改める。

第1号様式中

「

氏 名
印

」

を

「

氏 名

」

に改める。

第6号様式中

「

氏 名.....印

」

を

「

氏 名.....

」

に改める。

第8号様式中「営利企業等従事許可・教育事務従事承認申請書」を「営利企業従事等許可・教育事務従事承認申請書」に、

「

平成 年 月 日

」

を

「

年 月 日

」

に、

「

(職・氏名) 印

」

を

「

(職・氏名)

」

に、「営利企業等・教育事務従事」を「営利企業従事等・教育事務従事」に改める。

(川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程の一部改正)

第2条 川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程(平成29年川崎市教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定中

「

職名・氏名.....印

」

を

「

職名・氏名.....

」

に改める。

(川崎市教育委員会職員の配偶者同行休業に関する規程の一部改正)

第3条 川崎市教育委員会職員の配偶者同行休業に関する規程(平成29年川崎市教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中

「

職名・氏名.....印

」

を

「

職名・氏名.....

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、令和3年4月1日から施行する。(経過措置)
- 改正前の訓令の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

教 育 長 訓 令

川崎市教育委員会教育長訓令第1号

事務局各課
各教育機関

川崎市教員宿舎管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

川崎市教育委員会教育長 小田嶋 満

川崎市教員宿舎管理規程の一部を改正する訓令

川崎市教員宿舎管理規程（平成19年川崎市教育委員会教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「
氏 名 _____ 印
」

を

「
氏 名 _____
」

に改める。

第3号様式中

「
氏名 _____ 印
」

を

「
氏名 _____
」

に改める。

第5号様式中

「
（あて先）川崎市教育委員会
教 育 長
」

を

「
（宛先）川崎市教育委員会
教 育 長
」

に、

「
氏名 _____ 印
」

を

「
氏名 _____
」

に、「つぎの」を「次の」に改める。

第7号様式中

「
（あて先）川崎市教育委員会
教 育 長
」

を

「
（宛先）川崎市教育委員会
教 育 長
」

に、

「
氏名 _____ 印
」

を

「
氏名 _____
」

に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

監 査 訓 令

川崎市監査訓令第1号

川崎市監査事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月23日

川崎市監査委員 寺 岡 章 二
同 植 村 京 子
同 嶋 崎 嘉 夫
同 沼 沢 和 明

川崎市監査事務局規程の一部を改正する
訓令

川崎市監査事務局規程（昭和52年4月1日監査訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表行政監査課の項第10号中「住民請求監査」を「住民監査請求監査」に改める。

同表財務監査課の項第4号中「例月現金出納検査」を「例月出納検査」に、「基金審査並びに健全化判断比率等審査」を「基金運用審査、健全化判断比率等審査並びに内部統制評価報告書審査」に改める。

同項第5号中「住民請求監査」を「住民監査請求監査」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

人事委員会規則

川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第2号

川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の管理職手当に関する規則（平成15年川崎市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 | シティプロモーション推進室長 | 」

を
「 | シティプロモーション推進室長 |
| 東京事務所長 | 」

に、
「 | 本庁舎等整備推進室長 | 」

を
「 | 本庁舎等整備推進室長 |
| デジタル化推進室長 | 」

に、
「 | 危機管理室長 |
| 東京事務所長 | 」

を
「 | 危機管理室長 | 」

に、

「 | 課長（秘書課長、企画調整課長、庶務課長、人事課長及び労務課長を除く。） | 」

を
「 | 課長（秘書課長、企画調整課長、庶務課長、人事課長及び労務課長を除く。） |
| 東京事務所副所長 | 」

に、
「 | 総務事務センター室長 |
| 東京事務所副所長 | 」

を
「 | 総務事務センター室長 | 」

に改め、「環境評価室長」を削り、「環境調整課長」を「企画課長」に改め、

「 | 保健所長 |
| 新型コロナウイルスワクチン調整室長 | 」

を
「 | 保健所長 |
| 保健所副所長 |
| 新型コロナウイルスワクチン調整室長 |
| 総合リハビリテーション推進センター所長 |
| 総合リハビリテーション推進センター副所長 | 」

に、

「
 精神保健福祉センター所長
 こころの相談所長
 障害者更生相談所長
 井田障害者センター所長
 百合丘障害者センター所長
 」
 を
 「
 こころの相談所長
 地域支援室長
 」
 に、
 「
 中部児童相談所副所長
 」
 を
 「
 児童相談所副所長
 」
 に、
 「
 部長
 (臨海部事業推進部長を除く。)
 」
 を
 「
 部長
 (臨海部事業推進部長を除く。)
 戦略拠点推進室長
 」

に改める。
 附 則
 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和3年3月31日
 川崎市人事委員会
 委員長 魚津利興
川崎市人事委員会規則第3号
 川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
 川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則

(昭和46年川崎市人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表(1)6級の項第1号及び7級の項第1号中「職務(」の次に「保健所、総合リハビリテーション推進センター、」を加え、同表医療職給料表(1)の項中

4級	1 医監の職務
	2 副所長の職務(地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)に限る。)

を

3級	副所長の職務(保健所、総合リハビリテーション推進センター及び地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)を除く。)
4級	1 医監の職務
	2 副所長の職務(保健所、総合リハビリテーション推進センター及び地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)に限る。)

に改め、同表医療職給料表(2)6級の項及び7級の項中「職務(」の次に「保健所、総合リハビリテーション推進センター及び」を加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第4号

川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の給料等の支給に関する規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中

氏名	印
----	---

を

氏名

に改める。

第2号様式中

「
印
」

を

「
」

に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市人事委員会
委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第5号

川崎市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の通勤手当に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項第3号中「場合（）」の次に「これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。」を加え、「であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を削る。

第11条の4第2項中「であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき」を削り、「除く。）」を「除く。）には」に改める。

別記様式中

「
印
」

を

「
」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（支給単位期間に係る経過措置）
- 2 この規則の施行日前にこの規則による改正前の規則第11条の2第1項第3号に規定する派遣等となった場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

川崎市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市人事委員会
委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第6号

川崎市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の単身赴任手当に関する規則（平成3年川崎市人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

川崎市人事委員会告示第1号

次に掲げる職員団体を令和3年3月19日登録したので職員団体の登録に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第13号）第12条の規定により告示する。

令和3年3月19日

川崎市人事委員会
委員長 魚津利興

川崎市立高等学校教職員組合

職 員 共 済 組 合 規 程

川崎市共済規程第3号

川崎市職員共済組合貯金事業に関する規則施行規程の一部を改正する規程をここに公告する。

令和3年3月19日

川崎市職員共済組合
理事長 伊藤 弘

川崎市職員共済組合貯金事業に関する規則施行規程の一部を改正する規程

川崎市職員共済組合貯金事業に関する規則施行規程（平成6年共済規程第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「年0.55パーセント」を「年0.35パーセント」に改める。

附 則（令和3年3月19日共済規程第3号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

職 員 共 済 組 合 告 示

川崎市共済告示第1号

川崎市職員共済組合定款（昭和37年12月1日共済告示第4号）の一部を変更したのでここに告示する。

令和3年3月31日

川崎市職員共済組合
理事長 伊 藤 弘

第22条中「(1)開会の日時及び場所」を「(1)開会の日時及び場所（当該場所に存しない議員が組合会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）」に改める。

第34条の2第1項の表中「1,000分の34.0」を「1,000分の35.0」に、「1,000分の8.5」を「1,000分の9.0」に改める。

第34条の3中「1,000分の68.0」を「1,000分の70.0」に、「1,000分の17.0」を「1,000分の18.0」に改める。

第35条の2中「令和2年度」を「令和3年度」に、「2,085円」を「2,075円」に改める。

附 則（令和3年3月31日共済告示第1号）

- 1 この変更は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の2第1項及び第34条の3の規定は、令和3年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

職 員 共 済 組 合 公 告

川崎市共済公告第2号

川崎市職員共済組合定款第36条の規定に基づき、令和3年度事業計画及び予算を次のとおり公告する。

令和3年3月22日

川崎市職員共済組合
理事長 伊 藤 弘

- 1 令和3年度事業計画及び予算（別紙のとおり）
- 2 議決年月日 令和3年3月18日

短 期 経 理
予 算 総 則

事 項	令和2年度	令和3年度
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	有 価 証 券 1,000,000 千円	有 価 証 券 1,000,000 千円
2 施行規程第7条第1項に 規定する短期経理から業務 経理へ繰り入れる資金の最 高限度額	組合員一人当たり 1,347 円 (定款上の限度額 2,085 円)	組合員一人当たり 1,368 円 (定款上の限度額 2,075 円)

短 期 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年度対比較増△減	
	決 算 額	推 計	推 計	令和2年度	令和3年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
経常費用	8,298,500	8,189,833	8,011,497	△ 108,667	△ 178,336
(事業費用)					
保 健 給 付	3,194,342	3,021,447	3,020,031	△ 172,895	△ 1,416
休 業 給 付	408,663	449,168	469,578	40,505	20,410
災 害 給 付	3,880	860	1,200	△ 3,020	340
附 加 給 付	37,085	24,770	28,695	△ 12,315	3,925
退 職 者 給 付 抛 出 金	187	66	64	△ 121	△ 2
前 期 高 齢 者 納 付 金	1,139,674	1,029,663	677,766	△ 110,011	△ 351,897
後 期 高 齢 者 支 援 金	1,859,919	1,949,845	2,045,537	89,926	95,692
病 床 転 換 支 援 金	8	8	5	0	△ 3
介 護 納 付 金	888,221	1,113,253	1,161,124	225,032	47,871
一 部 負 担 金 払 戻 金	44,598	38,714	37,890	△ 5,884	△ 824
短 期 任 意 継 続 掛 金 還 付 金	696	1,088	1,080	392	△ 8
介 護 任 意 継 続 掛 金 還 付 金	122	221	220	99	△ 1
連 合 会 払 込 金	118,569	118,321	119,919	△ 248	1,598
連 合 会 抛 出 金	602,536	442,409	448,388	△ 160,127	5,979
繰入金	18,086	16,952	17,753	△ 1,134	801
業 務 経 理 へ 繰 入	18,086	16,952	17,753	△ 1,134	801
次 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	553,030	524,027	525,148	△ 29,003	1,121
次 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	553,030	524,027	525,148	△ 29,003	1,121
特 別 損 失	32	127	0	95	△ 127
前 期 損 益 修 正 損	32	127	0	95	△ 127
当 期 利 益 金	0	0	130,003	0	130,003
当 期 短 期 利 益 金	0	0	128,305	0	128,305
当 期 介 護 利 益 金	0	0	1,698	0	1,698
合 計	8,869,648	8,730,939	8,684,401	△ 138,709	△ 46,538

科 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年度対比較増△減	
	決 算 額	推 計	推 計	令和2年度	令和3年度
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
経常収益	<u>7,463,124</u>	<u>7,794,576</u>	<u>8,160,374</u>	<u>331,452</u>	<u>365,798</u>
(事業収益)					
短期負担金	2,999,091	3,077,991	3,210,429	78,900	132,438
介護負担金	440,427	549,336	575,427	108,909	26,091
短期掛金	2,994,081	3,072,502	3,204,865	78,421	132,363
介護掛金	438,070	549,336	575,427	111,266	26,091
短期任意継続掛金	38,464	44,040	47,400	5,576	3,360
介護任意継続掛金	6,604	11,010	12,188	4,406	1,178
雑収入	14,776	8,169	3,935	△ 6,607	△ 4,234
(補助金等収入)					
高額医療交付金	127,222	77,724	112,935	△ 49,498	35,211
災害給付交付金	3,880	860	1,200	△ 3,020	340
育児・介護休業手当金交付金	366,509	389,935	405,305	23,426	15,370
高齢者医療円滑化補助金	13,960	0	0	△ 13,960	0
介護保険事業費補助金	0	2,497	0	2,497	△ 2,497
調整負担金	18,348	9,148	9,273	△ 9,200	125
(事業外収益)					
短期利息及び短期配当金	1,217	1,934	1,900	717	△ 34
賠償金	475	94	90	△ 381	△ 4
前年度繰越支払準備金	<u>535,812</u>	<u>553,030</u>	<u>524,027</u>	<u>17,218</u>	<u>△ 29,003</u>
前年度繰越支払準備金	535,812	553,030	524,027	17,218	△ 29,003
特別利益	<u>5,765</u>	<u>4,682</u>	<u>0</u>	<u>△ 1,083</u>	<u>△ 4,682</u>
前期損益修正益	5,765	4,682	0	△ 1,083	△ 4,682
当期損失金	<u>864,947</u>	<u>378,651</u>	<u>0</u>	<u>△ 486,296</u>	<u>△ 378,651</u>
当期短期損失金	861,705	377,356	0	△ 484,349	△ 377,356
当期介護損失金	3,242	1,295	0	△ 1,947	△ 1,295
合 計	8,869,648	8,730,939	8,684,401	△ 138,709	△ 46,538

短 期 経 理
予 定 損 益 計 算 書 説 明 書

科 目	令和2年度	令和3年度
(借 方)	千円	千円
経常費用	8,189,833	8,011,497
(事業費用)		
保健給付	<u>3,021,447</u>	<u>3,020,031</u>
療養の給付	1,193,018	療養の給付 1,210,263
入院時食事療養の給付	3,219	入院時食事療養の給付 3,261
訪問看護療養の給付	3,985	訪問看護療養の給付 1,433
家族療養の給付	819,150	家族療養の給付 788,784
家族訪問看護療養の給付	5,320	家族訪問看護療養の給付 6,070
高額療養の給付	193,395	高額療養の給付 209,009
療養費	16,909	療養費 16,324
移送費	0	移送費 100
家族療養費	11,756	家族療養費 11,183
家族移送費	0	家族移送費 100
高額療養費	26,177	高額療養費 26,470
高額介護合算療養費	0	高額介護合算療養費 100
薬剤支給	634,862	薬剤支給 628,929
出産費	70,154	出産費 71,564
家族出産費	41,200	家族出産費 40,096
埋葬料	2,069	埋葬料 6,090
家族埋葬料	233	家族埋葬料 255
休業給付	<u>449,168</u>	<u>469,578</u>
傷病手当金	58,664	傷病手当金 64,073
出産手当金	560	出産手当金 100

科 目	令和2年度	令和3年度
	千円	千円
	休業手当金 9	休業手当金 100
	育児休業手当金 388,502	育児休業手当金 402,838
	介護休業手当金 1,433	介護休業手当金 2,467
災 害 給 付	<u>860</u>	<u>1,200</u>
	弔慰金 0	弔慰金 100
	家族弔慰金 0	家族弔慰金 100
	災害見舞金 860	災害見舞金 1,000
附 加 給 付	<u>24,770</u>	<u>28,695</u>
	家族療養費附加金 16,416	家族療養費附加金 16,325
	家族訪問看護療養費附加金 0	家族訪問看護療養費附加金 100
	出産費附加金 2,896	出産費附加金 2,744
	家族出産費附加金 1,726	家族出産費附加金 1,616
	埋葬料附加金 2,069	埋葬料附加金 6,090
	家族埋葬料附加金 233	家族埋葬料附加金 255
	傷病手当金附加金 1,430	傷病手当金附加金 1,565
退職者給付拠出金	66	64
前期高齢者納付金	<u>1,029,663</u>	<u>677,766</u>
後期高齢者支援金	<u>1,949,845</u>	<u>2,045,537</u>
病床転換支援金	8	5
介護納付金	<u>1,113,253</u>	<u>1,161,124</u>
一部負担金払戻金	<u>38,714</u>	<u>37,890</u>
短期任意継続掛金還付金	<u>1,088</u>	<u>1,080</u>
介護任意継続掛金還付金	<u>221</u>	<u>220</u>
連 合 会 払 込 金	<u>118,321</u>	<u>119,919</u>
	災害給付払込金 18,204	災害給付払込金 18,449
	財政調整払込金 100,117	財政調整払込金 101,470
連 合 会 拠 出 金	<u>442,409</u>	<u>448,388</u>
	育児・介護休業手当金拠出金 433,261	育児・介護休業手当金拠出金 439,115
	特別調整拠出金 9,148	特別調整拠出金 9,273

科 目	令和2年度	令和3年度
	千円	千円
繰入金	<u>16,952</u>	<u>17,753</u>
業務経理へ繰入	16,952	17,753
次年度繰越支払準備金	<u>524,027</u>	<u>525,148</u>
次年度繰越支払準備金	524,027	525,148
特別損失	<u>127</u>	<u>0</u>
前期損益修正損	127	0
当期利益金	0	130,003
当期短期利益金	<u>0</u>	<u>128,305</u>
当期介護利益金	<u>0</u>	<u>1,698</u>
合 計	8,730,939	8,684,401
(貸 方)	千円	千円
経常収益	7,794,576	8,160,374
(事業収益)		
短期負担金	<u>3,077,991</u>	<u>3,210,429</u>
	2年度12月末実績	1 標準報酬月額負担金 2,445,600
	1~3月推計	(1) 地方公共団体の長
		1,390,000円×35.0/1,000×12月
		(2) 一般及び特定消防組合員
		5,821,471,000円×35.0/1,000×12月
		2 標準期末手当等負担金 759,265
		(1) 地方公共団体の長
		5,730,000円×35.0/1,000
		(2) 一般及び特定消防組合員
		21,687,587,000円×35.0/1,000
		3 公的負担金 5,564
		(1) 地方公共団体の長
		1,390,000円×0.06/1,000×12月
		(2) 一般及び特定消防組合員
		5,909,515,000円×0.06/1,000×12月
		(3) 賞与分
		ア 地方公共団体の長
		5,730,000円×0.06/1,000
		イ 一般及び特定消防組合員
		21,807,238,000円×0.06/1,000
介護負担金	<u>549,336</u>	<u>575,427</u>
	2年度12月末実績	1 標準報酬月額負担金 432,897
	1~3月推計	(1) 地方公共団体の長
		1,390,000円×9.0/1,000×12月
		(2) 一般及び特定消防組合員

科 目	令和2年度	令和3年度
	千円	千円
		4,006,921,000円×9.0/1,000×12月
		2 標準期末手当等負担金 142,530
		(1) 地方公共団体の長
		5,730,000円×9.0/1,000
		(2) 一般及び特定消防組合員
		15,831,038,000円×9.0/1,000
短 期 掛 金	<u>3,072,502</u>	<u>3,204,865</u>
	2年度12月末実績	1 標準報酬月額掛金 2,445,600
	1~3月推計	(1) 地方公共団体の長
		1,390,000円×35.0/1,000×12月
		(2) 一般及び特定消防組合員
		5,821,471,000円×35.0/1,000×12月
		2 標準期末手当等掛金 759,265
		(1) 地方公共団体の長
		5,730,000円×35.0/1,000
		(2) 一般及び特定消防組合員
		21,687,587,000円×35.0/1,000
介 護 掛 金	<u>549,336</u>	<u>575,427</u>
	2年度12月末実績	1 標準報酬月額掛金 432,897
	1~3月推計	(1) 地方公共団体の長
		1,390,000円×9.0/1,000×12月
		(2) 一般及び特定消防組合員
		4,006,921,000円×9.0/1,000×12月
		2 標準期末手当等掛金 142,530
		(1) 地方公共団体の長
		5,730,000円×9.0/1,000
		(2) 一般及び特定消防組合員
		15,831,038,000円×9.0/1,000
短期任意継続掛金	<u>44,040</u>	<u>47,400</u>
介護任意継続掛金	<u>11,010</u>	<u>12,188</u>
雑 収 入	<u>8,169</u>	<u>3,935</u>
(補助金等収入)	<u>480,164</u>	<u>528,713</u>
高額医療交付金	77,724	112,935
災害給付交付金	860	1,200
育児・介護休業手当金交付金	389,935	405,305
高齢者医療円滑化補助金	0	0
介護保険事業費補助金	2,497	0
調整負担金	9,148	9,273
(事業外収益)	<u>2,028</u>	<u>1,990</u>
短期利息及び短期配当金	1,934	1,900
賠 償 金	94	90
前年度繰越支払準備金	<u>553,030</u>	<u>524,027</u>
前年度繰越支払準備金	553,030	524,027

科 目	令和2年度	令和3年度
	千円	千円
特 別 利 益	<u>4,682</u>	<u>0</u>
前 期 損 益 修 正 益	4,682	0
当 期 損 失 金	<u>378,651</u>	<u>0</u>
当 期 短 期 損 失 金	377,356	0
当 期 介 護 損 失 金	1,295	0
合 計	8,730,939	8,684,401

短 期 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	令和元年度	令和2年度		令和3年度	
	決 算 額	増△減	年 度 末	増△減	年 度 末
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 資 産	<u>3,432,127</u>	<u>△ 410,132</u>	<u>3,021,995</u>	<u>132,064</u>	<u>3,154,059</u>
普 通 預 金	1,195,005	△ 409,533	785,472	132,064	917,536
定 期 預 金	0	0	0	0	0
金 銭 信 託	2,200,000	0	2,200,000	0	2,200,000
未 収 収 益	14	△ 9	5	0	5
未 収 金	590	△ 590	0	0	0
支 払 基 金 委 託 金	36,518	0	36,518	0	36,518
合 計	3,432,127	△ 410,132	3,021,995	132,064	3,154,059
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 負 債	<u>13,974</u>	<u>△ 2,477</u>	<u>11,497</u>	<u>940</u>	<u>12,437</u>
未 払 金	3,881	△ 3,881	0	0	0
前 受 収 益	10,093	1,404	11,497	940	12,437
固 定 負 債	<u>553,030</u>	<u>△ 29,003</u>	<u>524,027</u>	<u>1,121</u>	<u>525,148</u>
支 払 準 備 金	553,030	△ 29,003	524,027	1,121	525,148
剰 余 金	<u>2,865,123</u>	<u>△ 378,652</u>	<u>2,486,471</u>	<u>130,003</u>	<u>2,616,474</u>
利 益 剰 余 金	2,865,123	△ 378,652	2,486,471	130,003	2,616,474
合 計	3,432,127	△ 410,132	3,021,995	132,064	3,154,059

短期経理
予定貸借対照表説明書

科目	令和2年度	令和3年度
(借方)	千円	千円
流動資産	3,021,995	3,154,059
普通預金	年度末推計 <u>785,472</u>	年度末推計 <u>917,536</u>
金銭信託	年度末推計 <u>2,200,000</u>	年度末推計 <u>2,200,000</u>
未収収益	年度末推計 <u>5</u>	年度末推計 <u>5</u>
未収金	年度末推計 <u>0</u>	年度末推計 <u>0</u>
支払基金委託金	年度末推計 <u>36,518</u>	年度末推計 <u>36,518</u>
合計	3,021,995	3,154,059
(貸方)	千円	千円
流動負債	11,497	12,437
前受収益	<u>11,497</u>	<u>12,437</u>
固定負債	<u>524,027</u>	<u>525,148</u>
支払準備金	524,027	525,148
剰余金	<u>2,486,471</u>	<u>2,616,474</u>
利益剰余金	2,486,471	2,616,474
欠損金補てん積立金	322,574	320,441
短期積立金	2,145,614	2,276,052
介護積立金	18,283	19,981
合計	3,021,995	3,154,059

厚生年金保険経理
予定損益計算書

科 目	令和元年度 決算額	令和2年度 推 計	令和3年度 推 計	前年度対比較増△減	
				令和2年度	令和3年度
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
経 常 費 用	<u>21,010,620</u>	<u>21,055,789</u>	<u>21,389,892</u>	<u>45,169</u>	<u>334,103</u>
(事業費用)					
負担金払込金	12,909,183	12,958,012	13,132,893	48,829	174,881
組合員保険料払込金	8,101,437	8,097,777	8,256,999	△ 3,660	159,222
合 計	21,010,620	21,055,789	21,389,892	45,169	334,103
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
経 常 収 益	<u>21,010,620</u>	<u>21,055,789</u>	<u>21,389,892</u>	<u>45,169</u>	<u>334,103</u>
(事業収益)					
負 担 金	12,909,183	12,958,012	13,132,893	48,829	174,881
組 合 員 保 険 料	8,101,437	8,097,777	8,256,999	△ 3,660	159,222
合 計	21,010,620	21,055,789	21,389,892	45,169	334,103

科 目	令和2年度	令和3年度
	千円	千円
組 合 員 保 険 料	<u>8,097,777</u>	<u>8,256,999</u>
2年12月末実績	6,559,657	1 標準報酬月額保険料 8,256,999
1~3月推計	1,538,120	(1) 標準報酬月額 6,284,553
		ア 地方公共団体の長 713
		650千円 × 91.5/1,000 × 12月
		イ 長期組合員(免除者除く) 6,283,840
		5,722,988千円 × 91.5/1,000 × 12月
		2 標準期末手当等保険料 1,972,446
		(1) 標準期末手当等 1,972,446
		ア 地方公共団体の長 274
		3,000千円 × 91.5/1,000
		イ 長期組合員(免除者除く) 1,972,172
		21,553,800千円 × 91.5/1,000
合 計	21,055,789	21,389,892

厚生年金保険経理
予定貸借対照表

科 目	令和元年度 決算額	令和2年度		令和3年度	
		増△減	年度末	増△減	年度末
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流動資産	<u>1,263,187</u>	<u>△ 15,849</u>	<u>1,247,338</u>	<u>33,017</u>	<u>1,280,355</u>
普通預金	1,260,591	△ 14,406	1,246,185	33,017	1,279,202
当座預金	1,258	△ 105	1,153	0	1,153
未収金	1,338	△ 1,338	0	0	0
合 計	1,263,187	△ 15,849	1,247,338	33,017	1,280,355
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流動負債	<u>1,263,187</u>	<u>△ 15,849</u>	<u>1,247,338</u>	<u>33,017</u>	<u>1,280,355</u>
未払金	1,261,929	△ 15,744	1,246,185	33,017	1,279,202
預り金	1,258	△ 105	1,153	0	1,153
合 計	1,263,187	△ 15,849	1,247,338	33,017	1,280,355

厚生年金保険経理
予定貸借対照表説明書

科 目	令和2年度	令和3年度
(借 方)	千円	千円
流動資産	1,247,338	1,280,355
普通預金	年度末推計 <u>1,246,185</u>	年度末推計 <u>1,279,202</u>
当座預金	年度末推計 <u>1,153</u>	年度末推計 <u>1,153</u>
未収金	0	0
	未収負担金 0	未収負担金 0
	未収組合員保険料 0	未収組合員保険料 0
合 計	1,247,338	1,280,355
(貸 方)	千円	千円
流動負債	1,247,338	1,280,355
未払金	年度末推計 <u>1,246,185</u>	年度末推計 <u>1,279,202</u>
預り金	年度末推計 <u>1,153</u>	年度末推計 <u>1,153</u>
合 計	1,247,338	1,280,355

退 職 等 年 金 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	令和元年度 決 算 額	令和2年度 推 計	令和3年度 推 計	前年度対比較増△減	
				令和2年度	令和3年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
経 常 費 用	<u>1,328,456</u>	<u>1,327,502</u>	<u>1,353,602</u>	<u>△ 954</u>	<u>26,100</u>
(事業費用)					
負 担 金 払 込 金	664,228	663,751	676,801	△ 477	13,050
掛 金 払 込 金	664,228	663,751	676,801	△ 477	13,050
合 計	1,328,456	1,327,502	1,353,602	△ 954	26,100
(貸 方)					
経 常 収 益	<u>1,328,456</u>	<u>1,327,502</u>	<u>1,353,602</u>	<u>△ 954</u>	<u>26,100</u>
(事業収益)					
負 担 金	664,228	663,751	676,801	△ 477	13,050
掛 金	664,228	663,751	676,801	△ 477	13,050
合 計	1,328,456	1,327,502	1,353,602	△ 954	26,100

退職等年金経理
予定損益計算書説明書

科 目	令和2年度	令和3年度
	千円	千円
(借 方)		
経常費用	1,327,502	1,353,602
(事業費用)		
負担金払込金	<u>663,751</u>	<u>676,801</u>
掛金払込金	<u>663,751</u>	<u>676,801</u>
合 計	1,327,502	1,353,602
	千円	千円
(貸 方)		
経常収益	1,327,502	1,353,602
(事業収益)		
負担金	<u>663,751</u>	<u>676,801</u>
	2年12月末実績	1 地方公共団体負担金
	1~3月推計	(1) 標準報酬月額分
	537,854	515,126
	125,897	ア 地方公共団体の長
		58
		650千円 × 7.5/1,000 × 12月
		イ 長期組合員(免除者除く)
		515,068
		5,722,988千円 × 7.5/1,000 × 12月
		(2) 標準報酬期末手当等分
		161,675
		ア 地方公共団体の長
		22
		3,000千円 × 7.5/1,000
		イ 長期組合員(免除者除く)
		161,653
		21,553,800千円 × 7.5/1,000
組合員掛金	<u>663,751</u>	<u>676,801</u>
	2年12月末実績	1 標準報酬月額掛金
	1~3月推計	(1) 標準報酬月額分
	537,886	515,126
	125,865	ア 地方公共団体の長
		58
		650千円 × 7.5/1,000 × 12月
		イ 長期組合員(免除者除く)
		515,068
		5,722,988千円 × 7.5/1,000 × 12月
		2 標準期末手当等掛金
		161,675
		(1) 標準報酬期末手当等分
		161,675
		ア 地方公共団体の長
		22
		3,000千円 × 7.5/1,000
		イ 長期組合員(免除者除く)
		161,653
		21,553,800千円 × 7.5/1,000
合 計	1,327,502	1,353,602

退 職 等 年 金 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	令和元年度 決 算 額	令和2年度		令和3年度	
		増△減	年 度 末	増△減	年 度 末
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 資 産	84,736	△ 1,112	83,624	2,230	85,854
普通預金	84,668	△ 1,044	83,624	2,230	85,854
未 収 金	68	△ 68	0	0	0
合 計	84,736	△ 1,112	83,624	2,230	85,854
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 負 債	84,736	△ 1,112	83,624	2,230	85,854
未 払 金	84,736	△ 1,112	83,624	2,230	85,854
合 計	84,736	△ 1,112	83,624	2,230	85,854

退 職 等 年 金 経 理
予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

科 目	令和2年度	令和3年度
(借 方)	千円	千円
流 動 資 産	83,624	85,854
普通預金	年度末推計 83,624	年度末推計 85,854
未 収 金	0	0
未収負担金	0	0
未収掛金	0	0
合 計	83,624	85,854
(貸 方)	千円	千円
流 動 負 債	83,624	85,854
未 払 金	年度末推計 83,624	年度末推計 85,854
合 計	83,624	85,854

経過の長期経理
予定損益計算書

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年度対比較増△減	
	決算額	推計	推計	令和2年度	令和3年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借方) 経常費用 (事業費用) 負担金払込金	108,539	104,065	106,299	△ 4,474	2,234
	108,539	104,065	106,299	△ 4,474	2,234
合計	108,539	104,065	106,299	△ 4,474	2,234
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸方) 経常収益 (事業収入) 負担金	108,539	104,065	106,299	△ 4,474	2,234
	108,539	104,065	106,299	△ 4,474	2,234
合計	108,539	104,065	106,299	△ 4,474	2,234

経過の長期経理
予定損益計算書説明書

科目	令和2年度	令和3年度
(借方) 経常費用 (事業費用) 負担金払込金	千円 104,065	千円 106,299
	104,065	106,299
合計	104,065	106,299
(貸方) 経常収益 (事業収入) 負担金	千円 104,065	千円 106,299
	104,065	106,299
	2年12月末実績 1~3月推計	102,274 1,791
		1 地方公共団体負担金 9,122 (1) 標準報酬月額分 6,956 ア 地方公共団体の長 1 650千円 × 0.1001/1,000 × 12月 イ 長期組合員 6,955 5,790,372千円 × 0.1001/1,000 × 12月 (2) 標準期末手当等分 2,166 ア 地方公共団体の長 1 3,000千円 × 0.1001/1,000 イ 長期組合員 2,165 21,630,464千円 × 0.1001/1,000 2 追加費用 97,177 5,784,371千円 × 1.4/1,000 × 12月
合計	104,065	106,299

經 過 的 長 期 經 理
予 定 貸 借 對 照 表

科 目	令和元年度 決 算 額	令和2年度		令和3年度	
		増△減	年 度 末	増△減	年 度 末
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 資 産	<u>629</u>	<u>△ 46</u>	<u>583</u>	<u>△ 4</u>	<u>579</u>
普 通 預 金	629	△ 46	583	△ 4	579
未 収 金	0	0	0	0	0
合 計	629	△ 46	583	△ 4	579
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 負 債	<u>629</u>	<u>△ 46</u>	<u>583</u>	<u>△ 4</u>	<u>579</u>
未 払 金	629	△ 46	583	△ 4	579
合 計	629	△ 46	583	△ 4	579

經 過 的 長 期 經 理
予 定 貸 借 對 照 表 說 明 書

科 目	令和2年度	令和3年度
(借 方)	千円	千円
流 動 資 産	583	579
普 通 預 金	年度末推計 <u>583</u>	年度末推計 <u>579</u>
未 収 金	未収負担金 <u>0</u>	未収負担金 <u>0</u>
合 計	583	579
(貸 方)	千円	千円
流 動 負 債	583	579
未 払 金	年度末推計 <u>583</u>	年度末推計 <u>579</u>
合 計	583	579

業 務 経 理
予 算 総 則

事 項	令 和 2 年 度		令 和 3 年 度	
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額		千円		千円
	有価証券	100,000	有価証券	100,000
2 人件費及び事務費の最高 限度額		千円		千円
	役員報酬	39	役員報酬	39
	職員給与	33,639	職員給与	37,491
	旅 費	511	旅 費	494
	事 務 費	19,222	事 務 費	20,564
3 法第113条第4項に規定 する組合の事務に要する費用 の組合員1人当たりの額		円		円
		7,200		7,200
4 施行規程第7条第1項に 規定する短期経理から業務 経理へ繰り入れる資金の最 高限度額		円		円
	組合員一人当たり	1,347	組合員一人当たり	1,368
	(定款上の限度額)	2,085)	(定款上の限度額)	2,075)

業 務 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年度対比較増△減	
	決 算 額	推 計	推 計	令和2年度	令和3年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
経常費用	<u>118,900</u>	<u>115,251</u>	<u>150,221</u>	<u>△ 3,649</u>	<u>34,970</u>
(事業費用)					
役員報酬	26	26	39	0	13
職員給与	25,990	27,521	37,491	1,531	9,970
旅費	247	22	494	△ 225	472
事務費	14,782	16,584	20,564	1,802	3,980
委託費	16,548	20,671	33,618	4,123	12,947
修繕費	0	0	50	0	50
賃借料	3,770	4,551	4,808	781	257
普及費	1,879	2,048	2,069	169	21
負担金	3,122	3,097	4,775	△ 25	1,678
選挙費	0	0	10	0	10
減価償却費	89	103	103	14	0
連合会分担金	12,329	440	4,686	△ 11,889	4,246
事務費負担金払込金	40,093	40,163	41,479	70	1,316
雑費	25	25	35	0	10
特別損失	<u>0</u>	<u>2,199</u>	<u>0</u>	<u>2,199</u>	<u>△ 2,199</u>
前期損益修正損	0	2,199	0	2,199	△ 2,199
当期利益金	<u>7,467</u>	<u>2,387</u>	<u>0</u>	<u>△ 5,080</u>	<u>△ 2,387</u>
当期利益金	7,467	2,387	0	△ 5,080	△ 2,387
合 計	126,367	119,837	150,221	△ 6,530	30,384
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方)					
経常収益	<u>108,256</u>	<u>102,773</u>	<u>108,933</u>	<u>△ 5,483</u>	<u>6,160</u>
(事業収益)					
負担金	90,302	90,619	93,182	317	2,563
雑収入	6	0	0	△ 6	0
(補助金等収入)					
連合会交付金	17,948	12,154	15,751	△ 5,794	3,597
(事業外収益)					
利息及び配当金	0	0	0	0	0
繰入金	<u>18,086</u>	<u>16,953</u>	<u>17,705</u>	<u>△ 1,133</u>	<u>752</u>
短期経理より繰入	18,086	16,953	17,705	△ 1,133	752
特別利益	<u>25</u>	<u>111</u>	<u>0</u>	<u>86</u>	<u>△ 111</u>
前期損益修正益	25	111	0	86	△ 111
当期損失金	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>23,583</u>	<u>0</u>	<u>23,583</u>
当期損失金	0	0	23,583	0	23,583
合 計	126,367	119,837	150,221	△ 6,530	30,384

業 務 経 理
予定損益計算書説明書

科 目	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
(借 方)	千円	千円
経 常 費 用	115,251	150,221
(事業費用)		
役 員 報 酬	<u>26</u>	<u>39</u>
		1 監事報酬 39
職 員 給 与	<u>27,521</u>	<u>37,491</u>
		1 時間外勤務手当等 9,250
		2 非常勤職員手当 28,241
旅 費	<u>22</u>	<u>494</u>
		1 年金集会 2
		2 大都市職員共済組合事務連絡会 97
		3 大都市職員共済組合互選関係役員協議会 3
		4 大都市職員共済組合事務担当者会議(短期) 105
		5 大都市職員共済組合事務担当者会議(長期) 117
		6 関東ブロック担当者会議 46
		7 全国理事研修会 1
		8 その他の会議等(年金集会、日帰り旅費等) 123
事 務 費	<u>16,584</u>	<u>20,564</u>
		1 事務消耗品費 1,791
		(1) パソコン用消耗品 916
		(2) その他消耗品 875
		2 図書印刷費 2,743
		(1) 事業計画及び予算・決算書 130
		(2) 様式類印刷 380
		(3) 雑誌等定期刊行物 160
		(4) 関係法令集追録 60
		(5) 関係法令参考書 10
		(6) 封筒等印刷 1,873
		(7) その他印刷物 130
		3 通信運搬費 10,629
		(1) 任継等切手 417
		(2) 年金受給者等切手 8,878
		(3) 給付算定基礎額残高通知書 838
		(4) 切手代・庶務係 140
		(5) レセオンライン回線料 150
		(6) コンビニ収納LGWAN利用料 186
		(7) その他通信運搬費 20
		4 会議費 17
		(1) 組合会 7
		(2) その他の会議 10

科 目	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
	千円	千円
委 託 費	<u>20,671</u>	<u>33,618</u>
		5 雑費 5,384
		(1) 振込手数料 2,783
		(2) 納入通知書振込手数料 1,818
		(3) コンビニ収納手数料 350
		(4) 残高証明発行・証券管理等手数料 30
		(5) RIEBE研修参加費等 259
		(6) その他手数料等雑費 144
		1 短期給付システム保守費 3,762
		2 共済組合HP維持管理委託費 201
		3 柔道整復点検照会事務委託料 1,833
		4 電子レセプト受領委託費 807
		5 産業廃棄物収集運搬及び処理 88
		6 オンライン資格確認に関する運営費 340
		7 基幹システム保守委託費 1,245
		8 個人番号照会及び基幹別符号取得費用 61
		9 クライアント運営管理ソフトウェア費用 601
		10 医療保険者向け中間サーバーに関する運営費用 80
		11 「年金だより」封入作業委託費 167
		12 扶養親コールセンター業務委託費 1,580
		13 基幹システムセキュリティ対策保守費 191
		14 短期給付システム改修委託費 11,000
		15 短期給付システムリブレース委託費 4,400
		16 クライアント運営管理ソフトウェアリブレース委託費 1,650
		17 F A X 保守費 30
		18 失権者原簿電子化業務委託 5,362
		19 健康スコアリングレポート作成委託費 20
		20 その他委託費 200
修 繕 費	<u>0</u>	<u>50</u>
賃 借 料	<u>4,551</u>	<u>4,808</u>
		1 パソコン使用料 4,298
		2 コピー使用料 510
普 及 費	<u>2,048</u>	<u>2,069</u>
		1 職員月報発行経費 453
		2 共済新報 11
		3 福利厚生ガイド 1,600
		4 わかりやすい年金 5
負 担 金	<u>3,097</u>	<u>4,775</u>
		1 社会保険料等負担金 4,736
		2 その他の会議 39

科 目	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
	千円	千円
選 挙 費	0	10
減 価 償 却 費	103	103
連 合 会 分 担 金	440	連 合 会 分 担 金 (短 期 給 付 分) (組 合 員 1 人 当 た り) (期 首 組 合 員 数) 362円 × 12,942人 4,686
事 務 費 負 担 金 払 込 金	40,163	事 務 費 負 担 金 払 込 金 (組 合 員 1 人 当 た り) (平 均 組 合 員 数) 3,200円 × 12,962人 41,479
雑 費	25	35
特 別 損 失	2,199	0
前 期 損 益 修 正 損	2,199	0
当 期 利 益 金	2,387	0
当 期 利 益 金	2,387	0
合 計	119,837	150,221
(貸 方)	千円	千円
経 常 収 益	102,773	108,933
(事 業 収 益)		
負 担 金	90,619	業 務 経 理 負 担 金 (組 合 員 1 人 当 た り) (期 首 組 合 員 数) 7,200円 × 12,942人 93,182
雑 収 入	0	0
(補 助 金 等 収 入)		
連 合 会 交 付 金	12,154	I 連 合 会 交 付 金 (厚 年 ・ 経 過 的) (1+2) 11,717 1 令 和 3 年 度 交 付 額 (①+②-③-④) 11,596 ① 事 務 費 負 担 金 払 込 金 41,478 (組 合 員 1 人 当 た り) (平 均 組 合 員 数) 3,200円 × 12,962人 ② 組 合 事 務 費 繰 入 金 17,783 (厚 年 ・ 経 過 的 経 理 よ り 繰 入) (組 合 員 1 人 当 た り) (平 均 組 合 員 数) 1,372円 × 12,962人 ③ 連 合 会 事 務 費 (厚 年 ・ 経 過 的 分) 33,170 (組 合 員 1 人 当 た り) (期 首 組 合 員 数) 2,563円 × 12,942人 ④ 地 方 公 務 員 共 済 組 合 連 合 会 分 担 金 14,495 (組 合 員 1 人 当 た り) (期 首 組 合 員 数) 1,120円 × 12,942人 15,751

科 目	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
	千円	千円
		2 令和2年度精算額 (②-①) 121
		①令和2年度交付額 [見込] 7,861
		②令和2年度確定額 [見込] 7,982
		(ア+イ-ウ-エ)
		ア 事務費負担金払込金決算見込額 40,339
		(組合員1人当たり) (組合員数実績見込)
		3,200円×12,606人
		イ 事務費繰入金払込金決算見込額 17,295
		(組合員1人当たり) (組合員数実績見込)
		1,372円×12,606人
		ウ 連合会事務費確定額 35,556
		(組合員1人当たり) (期首組合員数実績)
		2,825円×12,586人
		エ 地方公務員共済組合連合会分担金確定額 14,096
		(組合員1人当たり) (期首組合員数実績)
		1,120円×12,586人
		II 連合会交付金(退職等) (1+2) 4,034
		1 退職等年金給付業務に要する経費 4,796
		相当額 (①+②+③)
		① 短期・長期共通経費の23分の1の額 2,459
		② 長期共通経費の12分の1の額 1,500
		③ 個別の退職等年金給付業務経費の額 837
		2 令和2年度精算額 (②-①) △762
		①令和2年度交付額 [見込] 4,244
		②令和2年度確定額 [見込] 3,482
(事業外収益)		
利息及び配当金	0	0
		1 信託収益 0
繰入金	16,953	17,705
短期経理より繰入	16,953	(組合員1人当たり) (期首組合員数) 17,705
		1,368円 × 12,942人
特別利益	111	0
前期損益修正益	111	0
当期損失金	0	23,583
当期損失金		23,583
合 計	119,837	150,221

業 務 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	令和元年度	令 和 2 年 度		令 和 3 年 度	
	決 算 額	増 △ 減	年 度 末	増 △ 減	年 度 末
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
流 動 資 産	<u>119,034</u>	<u>2,805</u>	<u>121,839</u>	<u>△ 23,778</u>	<u>98,061</u>
普通預金	119,009	2,804	121,813	△ 23,778	98,035
立替金	25	1	26	0	26
未収金	0	0	0	0	0
固 定 資 産	<u>768</u>	<u>△ 45</u>	<u>723</u>	<u>△ 103</u>	<u>620</u>
(有形固定資産)					
器具及び備品	608	△ 45	563	△ 103	460
(無形固定資産)					
電話加入権	160	0	160	0	160
合 計	119,802	2,760	122,562	△ 23,881	98,681
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方)					
流 動 負 債	<u>2,416</u>	<u>373</u>	<u>2,789</u>	<u>△ 298</u>	<u>2,491</u>
未払金	357	301	658	△ 326	332
未払費用	1,845	217	2,062	28	2,090
預り金	214	△ 145	69	0	69
剰 余 金	<u>117,386</u>	<u>2,387</u>	<u>119,773</u>	<u>△ 23,583</u>	<u>96,190</u>
資本剰余金	1,107	0	1,107	0	1,107
利益剰余金	116,279	2,387	118,666	△ 23,583	95,083
合 計	119,802	2,760	122,562	△ 23,881	98,681

業 務 経 理
予定貸借対照表説明書

科 目	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
	千円	千円
(借 方)		
流動資産	<u>121,839</u>	<u>98,061</u>
普通預金	121,813	98,035
立替金	26	26
未収金	0	0
固定資産	<u>723</u>	<u>620</u>
(有形固定資産)		
器具及び備品	563	460
(無形固定資産)		
電話加入権	160	160
合 計	122,562	98,681
	千円	千円
(貸 方)		
流動負債	<u>2,789</u>	<u>2,491</u>
未払金	658	委託費等 332
未払費用	2,062	職員給与等 2,090
預り金	69	預り所得税等 69
剰余金	<u>119,773</u>	<u>96,190</u>
資本剰余金	1,107	1,107
利益剰余金	118,666	95,083
	前年度繰越利益剰余金 116,279	前年度繰越利益剰余金 118,666
	当期利益金 2,387	当期損失金 23,583
合 計	122,562	98,681

保 健 経 理
予 算 総 則

事 項	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	千円	千円
	有価証券 100,000	有価証券 100,000
2 人件費及び事務費の最高 限度額	千円	千円
	職員給与 3,183	職員給与 3,167
	旅 費 30	旅 費 30
	事 務 費 690	事 務 費 701
3 福祉経理相互間における 資金の繰入れの最高限度額	千円	千円
	30,000	30,000

保 健 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年度対比較増△減	
	決算額	推 計	推 計	令和2年度	令和3年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
経常費用	<u>315,596</u>	<u>362,471</u>	<u>354,725</u>	<u>46,875</u>	<u>△ 7,746</u>
(事業費用)					
職員給与	2,123	1,787	3,167	△ 336	1,380
厚生費	222,353	254,327	248,957	31,974	△ 5,370
特定健康診査等費	72,921	79,359	83,662	6,438	4,303
旅 費	0	0	30	0	30
事務費	407	474	701	67	227
委託費	10,417	19,925	11,006	9,508	△ 8,919
賃借料	1,729	1,680	1,775	△ 49	95
普及費	1,639	1,030	1,364	△ 609	334
負担金	338	266	425	△ 72	159
連合会分担金	3,669	3,623	3,638	△ 46	15
当期利益金	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
当期利益金	0	0	0	0	0
合 計	315,596	362,471	354,725	46,875	△ 7,746
(貸 方)					
経常収益	<u>305,656</u>	<u>306,010</u>	<u>312,587</u>	<u>354</u>	<u>6,577</u>
(事業収益)					
負担金	139,087	138,672	140,443	△ 415	1,771
掛 金	135,983	135,552	137,354	△ 431	1,802
施設収入	30,586	31,786	34,790	1,200	3,004
当期損失金	<u>9,940</u>	<u>56,461</u>	<u>42,138</u>	<u>46,521</u>	<u>△ 14,323</u>
当期損失金	9,940	56,461	42,138	46,521	△ 14,323
合 計	315,596	362,471	354,725	46,875	△ 7,746

保 健 経 理
 予定損益計算書説明書

科 目	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
(借 方)	千円	千円
経常費用	362,471	354,725
職員給与	<u>1,787</u>	<u>3,167</u>
厚生費	<u>254,327</u>	<u>248,957</u>
特定健康診査等費	<u>79,359</u>	<u>83,662</u>
旅 費	<u>0</u>	<u>30</u>
事務費	<u>474</u>	<u>701</u>
委託費	<u>19,925</u>	<u>11,006</u>
賃借料	<u>1,680</u>	<u>1,775</u>
普及費	<u>1,030</u>	<u>1,364</u>
負担金	<u>266</u>	<u>425</u>
連合会分担金	<u>3,623</u>	<u>3,638</u>
当期利益金	0	0
当期利益金	<u>0</u>	<u>0</u>
合 計	362,471	354,725

科 目	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
(貸 方)	千円	千円
経 常 収 益	306,010	312,587
(事業収益)		
負 担 金	<u>138,672</u>	<u>140,443</u>
2年12月末実績	112,893	1 地方公共団体負担金 137,354
1~3月推計	25,779	(1) 標準報酬月額 104,813
		ア 地方公共団体の長 26
		1,390千円 × 1.5/1,000 × 12月
		イ 一般及び特定消防組合員 104,787
		5,821,471千円 × 1.5/1,000 × 12月
		(2) 標準期末手当等 32,541
		ア 地方公共団体の長 9
		5,730千円 × 1.5/1,000
		イ 一般及び特定消防組合員 32,532
		21,687,587千円 × 1.5/1,000
		2 特定健康診査等負担金 3,089
		238円 × 12,977人
掛 金	<u>135,552</u>	<u>137,354</u>
2年12月末実績	109,775	1 標準報酬月額掛金 104,813
1~3月推計	25,777	(1) 地方公共団体の長 26
		1,390千円 × 1.5/1,000 × 12月
		(2) 一般及び特定消防組合員 104,787
		5,821,471千円 × 1.5/1,000 × 12月
		2 標準期末手当等掛金 32,541
		(1) 地方公共団体の長 9
		5,730千円 × 1.5/1,000
		(2) 一般及び特定消防組合員 32,532
		21,687,587千円 × 1.5/1,000
施 設 収 入	<u>31,786</u>	<u>34,790</u>
		1 法定健診受託料 34,790
当 期 損 失 金	56,461	42,138
当 期 損 失 金	<u>56,461</u>	<u>42,138</u>
合 計	362,471	354,725

保 健 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	令和元年度	令 和 2 年 度		令 和 3 年 度	
	決 算 額	増 △ 減	年 度 末	増 △ 減	年 度 末
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
流動資産	<u>253,533</u>	<u>△ 48,946</u>	<u>204,587</u>	<u>△ 50,637</u>	<u>153,950</u>
普通預金	222,925	△ 50,124	172,801	△ 53,641	119,160
未収金	30,608	1,178	31,786	3,004	34,790
固定資産	<u>450,000</u>	<u>0</u>	<u>450,000</u>	<u>0</u>	<u>450,000</u>
(無形固定資産)					
施設預託金	450,000	0	450,000	0	450,000
合 計	703,533	△ 48,946	654,587	△ 50,637	603,950
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方)					
流動負債	<u>9,551</u>	<u>7,515</u>	<u>17,066</u>	<u>△ 8,499</u>	<u>8,567</u>
未払金	9,285	7,703	16,988	△ 8,549	8,439
未払費用	66	12	78	50	128
預り金	200	△ 200	0	0	0
剰余金	<u>693,982</u>	<u>△ 56,461</u>	<u>637,521</u>	<u>△ 42,138</u>	<u>595,383</u>
資本剰余金	450,000	0	450,000	0	450,000
利益剰余金	243,982	△ 56,461	187,521	△ 42,138	145,383
合 計	703,533	△ 48,946	654,587	△ 50,637	603,950

保 健 経 理
予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

科 目	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
	千円	千円
(借 方)		
流動資産	204,587	153,950
普通預金	<u>172,801</u>	<u>119,160</u>
未収金	<u>31,786</u>	<u>34,790</u>
固定資産	450,000	450,000
(無形固定資産)		
施設預託金	<u>450,000</u>	<u>450,000</u>
合 計	654,587	603,950
	千円	千円
(貸 方)		
流動負債	17,066	8,567
未払金	<u>16,988</u>	厚生費等 <u>8,439</u>
未払費用	<u>78</u>	職員給与等 <u>128</u>
剰余金	637,521	595,383
資本剰余金	<u>450,000</u>	<u>450,000</u>
利益剰余金	<u>187,521</u>	<u>145,383</u>
	欠損金補てん積立金 22,500	欠損金補てん積立金 22,500
	前年度繰越利益剰余金 221,482	前年度繰越利益剰余金 165,021
	当期損失金 56,461	当期損失金 42,138
合 計	654,587	603,950

貯 金 経 理
予 算 総 則

事 項	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	千円 有価証券 10,000,000	千円 有価証券 10,000,000
2 人件費及び事務費の最高 限度額	職員給与 191 事務費 1,062	職員給与 191 事務費 1,051
3 組合員貯金に対する支払 利率	年 0.55%	年 0.35%

貯 金 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年度対比較増△減	
	決 算 額	推 計	推 計	令和2年度	令和3年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
経常費用	<u>57,709</u>	<u>59,966</u>	<u>40,881</u>	<u>2,257</u>	<u>△ 19,085</u>
(事業費用)					
職員給与	167	191	191	24	0
事務費	878	620	1,051	△ 258	431
普及費	508	0	0	△ 508	0
支払利息	56,156	59,155	39,639	2,999	△ 19,516
特別損失	<u>58</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>△ 58</u>	<u>0</u>
前期損益修正損	58	0	0	△ 58	0
当期利益金	<u>12,564</u>	<u>6,371</u>	<u>20,236</u>	<u>△ 6,193</u>	<u>13,865</u>
当期利益金	12,564	6,371	20,236	△ 6,193	13,865
合 計	70,331	66,337	61,117	△ 3,994	△ 5,220
(貸 方)					
経常収益	<u>70,331</u>	<u>66,337</u>	<u>61,117</u>	<u>△ 3,994</u>	<u>△ 5,220</u>
(運用収入)					
利息及び配当金	70,201	66,167	61,067	△ 4,034	△ 5,100
償還差益	130	170	50	40	△ 120
合 計	70,331	66,337	61,117	△ 3,994	△ 5,220

貯 金 経 理
予定損益計算書説明書

科 目	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
	千円	千円
(借 方)		
経常費用 (事業費用)	59,966	40,881
職員給与	年度末推計 <u>191</u>	時間外勤務手当 <u>191</u>
事務費	<u>620</u>	<u>1,051</u>
	1 事務用消耗品費 <u>20</u>	1 事務用消耗品費 <u>50</u>
	年度末推計 <u>20</u>	
	2 図書印刷費 <u>143</u>	2 図書印刷費 <u>386</u>
	年度末推計 <u>143</u>	(1)様式類印刷 <u>286</u>
		(2)その他印刷物 <u>100</u>
	3 事務費雑費 <u>457</u>	3 事務費雑費 <u>615</u>
	年度末推計 <u>457</u>	(1)通知書振込手数料 <u>77</u>
		(2)振込手数料 <u>535</u>
		(3)紙帳票発行手数料 <u>3</u>
普及費	職員手帳負担金 <u>0</u>	<u>0</u>
支払利息	<u>59,155</u>	<u>39,639</u>
	令和2年12月末実績 <u>28,731</u>	4~9月分利息 <u>19,506</u>
	1~3月推計 <u>30,424</u>	10~3月分利息 <u>20,133</u>
特別損失	0	0
前期損益修正損	年度末推計 <u>0</u>	年度末推計 <u>0</u>
当期利益金	6,371	20,236
当期利益金	年度末推計 <u>6,371</u>	年度末推計 <u>20,236</u>
合 計	66,337	61,117
(貸 方)	千円	千円
経常収益 (運用収入)	66,337	61,117
利息及び配当金	<u>66,167</u>	<u>61,067</u>
	1 有価証券利息 <u>64,410</u>	1 有価証券利息 <u>58,449</u>
	令和2年12月末実績 <u>35,307</u>	
	1~3月推計 <u>29,103</u>	
	2 信託収益 <u>1,757</u>	2 信託収益 <u>2,618</u>
	令和2年12月末実績 <u>1,198</u>	
	1~3月推計 <u>559</u>	
償還差益	年度末推計 <u>170</u>	年度末推計 <u>50</u>
合 計	66,337	61,117

貯 金 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	令和元年度	令 和 2 年 度		令 和 3 年 度	
	決 算 額	増 △ 減	年 度 末	増 △ 減	年 度 末
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
流動資産	<u>435,009</u>	<u>7,923</u>	<u>442,932</u>	<u>△ 384</u>	<u>442,548</u>
普通預金	422,700	9,154	431,854	657	432,511
未収収益	12,309	△ 1,231	11,078	△ 1,041	10,037
固定資産	<u>10,391,427</u>	<u>400,170</u>	<u>10,791,597</u>	<u>400,050</u>	<u>11,191,647</u>
(投資その他の資産)					
金銭信託	1,600,000	100,000	1,700,000	200,000	1,900,000
投資有価証券	8,791,427	300,170	9,091,597	200,050	9,291,647
合 計	10,826,436	408,093	11,234,529	399,666	11,634,195
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流動負債	<u>10,173,685</u>	<u>401,722</u>	<u>10,575,407</u>	<u>379,430</u>	<u>10,954,837</u>
組合員貯金	10,146,398	400,081	10,546,479	389,268	10,935,747
未払費用	27,287	1,641	28,928	△ 9,838	19,090
剰余金	<u>652,751</u>	<u>6,371</u>	<u>659,122</u>	<u>20,236</u>	<u>679,358</u>
利益剰余金	652,751	6,371	659,122	20,236	679,358
合 計	10,826,436	408,093	11,234,529	399,666	11,634,195

貯 金 経 理
予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

科 目	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
	千円	千円
(借 方)		
流 動 資 産	442,932	442,548
普 通 預 金	年度末推計 <u>431,854</u>	年度末推計 <u>432,511</u>
未 収 収 益	<u>11,078</u>	<u>10,037</u>
	1 有価証券利息 10,935	1 有価証券利息 9,892
	年度末推計	年度末推計
	2 信託収益 143	2 信託収益 145
	年度末推計	年度末推計
固 定 資 産	10,791,597	11,191,647
(投資その他の資産)		
金 銭 信 託	年度末推計 <u>1,700,000</u>	年度末推計 <u>1,900,000</u>
投 資 有 価 証 券	<u>9,091,597</u>	<u>9,291,647</u>
	1 国債 300,000	1 国債 300,000
	年度末推計	前年度末 300,000
		本年度取得見込額 0
		本年度償還見込額 0
	2 地方債 3,096,932	2 地方債 2,596,982
	年度末推計	前年度末 3,096,932
		本年度取得見込額 0
		本年度償還見込額 499,950
	3 社債 2,897,807	3 社債 3,397,807
	年度末推計	前年度末 2,897,807
		本年度取得見込額 600,000
		本年度償還見込額 100,000
	4 諸債券 2,796,858	4 諸債券 2,996,858
	年度末推計	前年度末 2,796,858
		本年度取得見込額 200,000
		本年度償還見込額 0
合 計	11,234,529	11,634,195

科 目	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
	千円	千円
(借 方)		
流 動 負 債	10,575,407	10,954,837
組 合 員 貯 金	年度末推計 <u>10,546,479</u>	年度末推計 <u>10,935,747</u>
未 払 費 用	年度末推計 <u>28,928</u>	年度末推計 <u>19,090</u>
剰 余 金	659,122	679,358
利 益 剰 余 金	年度末推計 <u>659,122</u>	年度末推計 <u>679,358</u>
	欠損金補てん積立金 527,324	欠損金補てん積立金 546,788
	積立金 131,798	積立金 132,570
合 計	11,234,529	11,634,195

貸 付 経 理
予 算 総 則

事 項	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
	千円	千円
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	有価証券 1,500,000	有価証券 1,500,000
2 経理単位相互間における 資金の最高限度額及び条件	退職等年金預託金管理経理からの 長期借入金 最高限度額 0 利率 地方公務員等共済組合法第38条の 2第2項第7号の規定により地方公 務員共済組合連合会が定める基準利 率の区分に応じて総務大臣が定める 率	退職等年金預託金管理経理からの 長期借入金 最高限度額 0 利率 地方公務員等共済組合法第38条の 2第2項第7号の規定により地方公 務員共済組合連合会が定める基準利 率の区分に応じて総務大臣が定める 率
3 組合員貸付金の最高限度 額及び条件	1 普通貸付 貸付限度額 2,000 利率 年1.26%	1 普通貸付 貸付限度額 2,000 利率 年1.26%
	2 住宅貸付 貸付限度額 18,000 利率 年1.26% (介護1.0%)	2 住宅貸付 貸付限度額 18,000 利率 年1.26% (介護1.0%)
	3 災害貸付 貸付限度額 災害新規貸付 18,000 災害再貸付 19,000 利率 年0.93%	3 災害貸付 貸付限度額 災害新規貸付 18,000 災害再貸付 19,000 利率 年0.93%
	4 特別貸付 貸付限度額 17,800 医療 1,000 結婚 2,000 葬祭 2,000 入学 2,000 修学 1,800 利率 年1.26%	4 特別貸付 貸付限度額 17,800 医療 1,000 結婚 2,000 葬祭 2,000 入学 2,000 修学 1,800 利率 年1.26%
4 人件費及び事務費の最高 限度額	職員給与 3,091 旅 費 103 事 務 費 1,473	職員給与 3,136 旅 費 245 事 務 費 1,466
5 福祉経理相互間における 資金の繰入れの最高限度額	0	30,000

貸 付 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	令和元年度 決 算 額	令和2年度 推 計	令和3年度 推 計	前年度対比較増△減	
				令和2年度	令和3年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
経常費用	11,838	11,778	12,134	△ 60	356
(事業費用)					
職員給与	2,482	2,369	3,136	△ 113	767
旅費	0	0	245	0	245
事務費	867	690	1,466	△ 177	776
委託費	1,170	405	1,051	△ 765	646
修繕費	19	0	30	△ 19	30
賃借料	213	122	238	△ 91	116
普及費	2,378	2,035	2,653	△ 343	618
諸謝金	0	0	30	0	30
負担金	338	256	475	△ 82	219
支払利息	333	0	0	△ 333	0
連合会払込金	3,859	5,722	2,606	1,863	△ 3,116
雑費	25	25	50	0	25
減価償却費	154	154	154	0	0
特別損失	0	1	0	1	△ 1
前期損益修正損	0	1	0	1	△ 1
当期利益金	15,462	11,078	6,493	△ 4,384	△ 4,585
当期利益金	15,462	11,078	6,493	△ 4,384	△ 4,585
合 計	27,300	22,857	18,627	△ 4,443	△ 4,230
(貸 方)					
経常収益	27,300	22,746	18,627	△ 4,554	△ 4,119
(事業収益)					
組合員貸付金利息	27,054	22,031	17,625	△ 5,023	△ 4,406
(補助金等収入)					
連合会交付金	246	184	165	△ 62	△ 19
(事業外収益)					
利息及び配当金	0	531	837	531	306
特別利益	0	111	0	111	△ 111
前期損益修正益	0	111	0	111	△ 111
当期損失金	0	0	0	0	0
当期損失金	0	0	0	0	0
合 計	27,300	22,857	18,627	△ 4,443	△ 4,230

貸 付 経 理
予 定 損 益 計 算 書 説 明 書

科 目	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
	千円	千円
(借 方)		
経 常 費 用	11,778	12,134
(事業費用)		
職 員 給 与	<u>2,369</u>	<u>3,136</u>
		1 時間外勤務手当 600
		2 非常勤職員給与 2,536
旅 費	<u>0</u>	<u>245</u>
		1 貸付調査旅費 100
		2 大都市職員共済組合事務連絡会 93
		3 その他の会議 52
事 務 費	<u>690</u>	<u>1,466</u>
		1 事務消耗品費 822
		(1) パソコン用消耗品 700
		(2) その他消耗品 122
		2 図書印刷費 160
		(1) 様式類印刷 140
		(2) その他印刷物 20
		3 通信運搬費 50
		4 会議費 70
		(1) 組合会 20
		(2) 理事会 20
		(3) 大都市互選関係役員協議会 30
		5 雑費 364
		(1) 納入通知書振込手数料 264
		550円×40枚×12月
		(2) その他雑費 100
委 託 費	<u>405</u>	<u>1,051</u>
		1 基幹個別システム保守委託費 159
		2 その他委託費 892
修 繕 費	<u>0</u>	<u>30</u>

科 目	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
賃借料	122	238
		1 パソコン等使用料 188
		2 自動車等借上料 50
普及費	2,035	2,653
		1 職員月報発行経費 453
		2 福利厚生ガイド 2,000
		3 貸付制度PR誌印刷 200
諸謝金	0	30
負担金	256	475
		1 社会保険料等負担金 425
		2 会議等負担金 50
支払利息	0	0
連合会払込金	5,722	貸付債権保全事業払込金 2,606
雑費	25	50
減価償却費	154	154
		1 器具及び備品 154
特別損失	1	0
前期損益修正損	1	0
当期利益金	11,078	6,493
当期利益金	11,078	6,493
合 計	22,857	18,627
(貸 方)	千円	千円
経常収益	22,746	18,627
(事業収益)		
組合員貸付利息	22,031	本年度貸付分推計 17,625
(補助金等収入)		
連合会交付金	184	165
(事業外収益)		
利息及び配当金	531	837
特別利益	111	0
前期損益修正益	111	0
当期損失金	0	0
当期損失金	0	0
合 計	22,857	18,627

貸 付 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成元年度	令和2年度		令和3年度	
	決 算 額	増△減	年度末	増△減	年度末
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
流 動 資 産	<u>464,444</u>	<u>△ 220,578</u>	<u>243,866</u>	<u>289,817</u>	<u>533,683</u>
普通預金	449,844	△ 220,639	229,205	289,817	519,022
立替金	0	0	0	0	0
未収収益	0	61	61	0	61
未収金	14,600	0	14,600	0	14,600
固 定 資 産	<u>1,968,451</u>	<u>232,051</u>	<u>2,200,502</u>	<u>△ 284,150</u>	<u>1,916,352</u>
(有形固定資産)					
器具及び備品	381	△ 155	226	△ 153	73
(投資その他の資産)					
金銭信託	0	600,000	600,000	0	600,000
組合員貸付金	1,968,070	△ 367,794	1,600,276	△ 283,997	1,316,279
合 計	2,432,895	11,473	2,444,368	5,667	2,450,035
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 負 債	<u>1,478</u>	<u>395</u>	<u>1,873</u>	<u>△ 826</u>	<u>1,047</u>
未払金	1,182	451	1,633	△ 839	794
未払費用	45	△ 5	40	32	72
預り金	251	△ 51	200	△ 19	181
固 定 負 債	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
長期借入金	0	0	0	0	0
剰 余 金	<u>2,431,417</u>	<u>11,078</u>	<u>2,442,495</u>	<u>6,493</u>	<u>2,448,988</u>
利益剰余金	2,431,417	11,078	2,442,495	6,493	2,448,988
合 計	2,432,895	11,473	2,444,368	5,667	2,450,035

貸 付 経 理
予定貸借対照表説明書

科 目	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
	千円	千円
(借 方)		
流動資産	243,866	533,683
普通預金	年度末推計 <u>229,205</u>	年度末推計 <u>519,022</u>
未収収益	年度末推計 <u>61</u>	年度末推計 <u>61</u>
未収金	<u>14,600</u>	着服金分 <u>14,600</u>
固定資産	2,200,502	1,916,352
(有形固定資産)		
器具及び備品	<u>226</u>	<u>73</u>
(投資その他の資産)		
金銭信託	<u>600,000</u>	<u>600,000</u>
組合員貸付金	<u>1,600,276</u>	<u>1,316,279</u>
	1 普通貸付金 1,706	1 普通貸付金 1,493 前年度繰越額 1,706 本年度貸付見込額 750 本年度償還見込額 963
	2 住宅貸付金 1,455,597	2 住宅貸付金 1,182,808 前年度繰越額 1,455,597 本年度貸付見込額 0 本年度償還見込額 272,789
	3 災害貸付金 0	3 災害貸付金 0 前年度繰越額 0 本年度貸付見込額 0 本年度償還見込額 0
	4 特別貸付金 138,003	4 特別貸付金 127,681 前年度繰越額 138,003 本年度貸付見込額 20,600 本年度償還見込額 30,922
	5 在宅介護対応住宅 4,970	5 在宅介護対応住宅 4,297 前年度繰越額 4,970 本年度貸付見込額 0 本年度償還見込額 673
合 計	2,444,368	2,450,035
	千円	千円
(貸 方)		
流動負債	1,873	1,047
未払金	年度末推計 <u>1,633</u>	年度末推計 <u>794</u>
未払費用	年度末推計 <u>40</u>	年度末推計 <u>72</u>
預り金	<u>200</u>	<u>181</u>
固定負債	0	0
長期借入金	<u>0</u>	前年度繰越分 0 本年度減少額 0
剰余金	2,442,495	2,448,988
利益剰余金	2,442,495	2,448,988
欠損金補てん積立金	<u>80,014</u>	<u>65,814</u>
積立金	<u>2,362,481</u>	<u>2,383,174</u>
合 計	2,444,368	2,450,035

川崎市共済公告第3号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第46条の2の規定に基づき、任意継続組合員の平均標準報酬月額について次のとおり公告します。

令和3年3月22日

川崎市職員共済組合
理事長 伊 藤 弘

平均標準報酬月額 470,000円

ただし、令和3年4月から令和4年3月までの各月に徴収すべき任意継続掛金について適用します。

市 議 会 告 示

川崎市議会告示第1号

川崎市議会公印規程（昭和38年川崎市議会告示第6号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月22日

川崎市議会議長 山 崎 直 史

川崎市議会公印規程の一部を改正する規程

川崎市議会公印規程（昭和38年川崎市議会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第2項を次のように改める。

公印を使用しようとする者は、公印使用簿（第1号様式）に必要事項を記録し、又は記載し、押印を必要とする文書、決裁済公文書その他照合審査に必要となる文書を、押印を必要とする公印の管守者に提示し、照合審査を受けなければならない。ただし、証明りん議簿を使用する場合又は公印使用簿への記録若しくは記載を省略することが適当であると認める場合は、公印使用簿への記録又は記載を省略することができる。

2 管守者は、前項の規定により提示された文書に押印することが適当と認めたときは、当該文書に明瞭に、かつ、正確に押印するとともに、決裁済公文書又は公印使用簿の所定の箇所に、当該管守者又は取扱責任者が押印した旨の表示をし、又は認印をしなければならない。ただし、文書の性質上その必要がないと認めた場合は、この限りではない。

第6条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式

公印使用簿

日付	使用公印	通数	文書番号	件名	申請者	審査者
			川議 第 号			
			川議 第 号			
			川議 第 号			
			川議 第 号			
			川議 第 号			
			川議 第 号			
			川議 第 号			
			川議 第 号			
			川議 第 号			
			川議 第 号			
			川議 第 号			
			川議 第 号			
			川議 第 号			
			川議 第 号			

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の規程の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川 崎 区 告 示

川崎市川崎区告示第1号

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能（毀損）により無効とし、失効したので告示します。

令和3年3月16日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

自動車臨時運行許可番号標	失効年月日
川崎 10 - 50	令和3年3月16日

川崎市川崎区告示第2号

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能により無効とし、失効したので告示します。

令和3年3月22日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

自動車臨時運行許可番号標	失効年月日
川崎 2 - 15	令和3年3月22日

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第34号

国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月16日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第35号

国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月17日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第36号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月19日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手しうる日	件数・備考
令和2年度	国民健康保険料	3期	令和3年3月30日(3期)	計1件
令和2年度	国民健康保険料	4期	令和3年3月30日(4期)	計2件
令和2年度	国民健康保険料	5期	令和3年3月30日(5期)	計5件
令和2年度	国民健康保険料	6期	令和3年3月30日(6期)	計7件
令和2年度	国民健康保険料	7期	令和3年3月30日(7期)	計7件
令和2年度	国民健康保険料	8期	令和3年3月30日(8期)	計29件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第37号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和3年3月19日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第38号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の

住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法

（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月19日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手しうる日	件数・備考
令和2年度	介護保険料	第9期	令和3年3月30日(第9期分)	計1件
令和2年度	介護保険料	第10期	令和3年3月30日(第10期分)	計3件
令和2年度	介護保険料	第11期	令和3年3月30日(第11期分)	計20件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第39号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月19日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手しうる日	件数・備考
令和2年度	後期高齢者医療保険料	第7期	令和3年3月30日(第7期分)	計1件
令和2年度	後期高齢者医療保険料	第8期	令和3年3月30日(第8期分)	計3件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第40号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月19日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第41号

国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月23日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第42号

次の介護保険料に係る令和2年度納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月26日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手しうる日	件数・備考
令和2年度	介護保険料	第9期		計1件
令和2年度	介護保険料	第10期		計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第43号

国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月29日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

(別紙省略)

幸 区 公 告**川崎市幸区公告第12号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月19日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 2年度	国民健康 保険料	第6期	令和3年3月30日 (第6期分)	計1件
令和 2年度	国民健康 保険料	第7期	令和3年3月30日 (第7期分)	計1件
令和 2年度	国民健康 保険料	第8期	令和3年3月30日 (第8期分)	計9件
令和 2年度	国民健康 保険料	第9期	令和3年3月30日 (第9期分)	計25件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第13号

国民健康保険料に係る差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和3年3月19日

川崎市幸区長 関 敏 秀

(別紙省略)

中 原 区 公 告**川崎市中原区公告第19号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月19日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 2年度	国民健康 保険料	第7期	令和3年3月30日	計2件
令和 2年度	国民健康 保険料	第9期	令和3年3月30日	計25件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第20号

次の国民健康保険料に係る滞納処分書類を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月19日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

国民健康保険料に係る滞納処分書類

差押調書(謄本) 3件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第21号

次の介護保険料に係る滞納処分書類を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月19日

川崎市中原区長 永山実幸

国民健康保険料に係る滞納処分書類
差押調書（謄本） 1件
（別紙省略）

高津区公告

川崎市高津区公告第24号

後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月19日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

（別紙省略）

川崎市高津区公告第25号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月19日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

（別紙省略）

川崎市高津区公告第26号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月19日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

（別紙省略）

宮前区公告

川崎市宮前区公告第14号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月19日

川崎市宮前区長 高橋哲也

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和2年度	後期高齢者医療保険料	第8期	令和3年3月30日	計1件

（別紙省略）

川崎市宮前区公告第15号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月19日

川崎市宮前区長 高橋哲也

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和2年度	介護保険料	第11期	令和3年3月30日（第10期分）	計13件

（別紙省略）

川崎市宮前区公告第16号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地

方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月19日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

(別紙省略)

多摩区公告

川崎市多摩区公告第16号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月19日

川崎市多摩区長 荻原 圭一

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和2年度	介護保険料	第11期	令和3年3月30日	6件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第17号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月19日

川崎市多摩区長 荻原 圭一

(別紙省略)

麻生区公告

川崎市麻生区公告第16号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月19日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第17号

後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月19日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第18号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年3月19日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

(別紙省略)

辞 令

令和3年3月1日付人事異動

(市長事務部局)

任 命	氏 名	前 職
3月30日付退職 (局長級)		
退職	北 出 徹 也	港湾局長